

議長／皆さん、おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

まず、諸般の報告をいたします。

大森議員より、本日と明日、欠席届の提出がありましたので御報告いたします。

本日の議事日程は、配付いたしましたとおりと定め、直ちに議事に入ります。

日程第1の議案及び報告の80件を議題といたします。

これより、20日の本会議に引き続き、各議案に対する質疑及び県政全般にわたる質問に入ります。

よって、発言は、発言順序のとおりに願います。

なお、資料の使用について、中村君、細川君、北川君、野田君、福野君、酒井君より申出があり、許可いたしましたので御了承をお願いします。

南川君。

南川議員／皆さん、おはようございます。

自民党福井県議会の南川直人です。

今日は2.26でございます。

いろんな立場、あるいはどういう人であれ国を思う気持ち、これは大変必要なことであるなと私は思っているところでございます。

今、国会では数合わせをしているところでございますけれども、私は今日、真剣勝負で参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、先陣を切らせていただきます。

まず第1番目、原子力技術の継承、日本における原子力教育発展のために県のなすべきこととはについて質問いたします。

令和5年12月に文部科学省の研究開発局原子力課が発表した原子力分野の人材育成に関する現状と課題の取組において、平成5年頃から原子力関連学科などへの入学者数の減少が顕著となり、原子力学科専攻の改組、名称の変更が相次ぐ状況であり、原子力関係の教員数の減少も顕著であるとして、人材育成機関の脆弱化が危惧されております。

実際、文部科学省の科学技術学術審査会のまとめによると、日本で原子という言葉を含む学科を持つ大学は僅か3校しかないそうであります。

一方、文部科学省開発局では、カーボンニュートラル実現に向けた取組が世界規模で加速していること、エネルギー安全保障の確保に対する期待が高まっていることを踏まえ、安全保障を大前提とした原子力の安定的な平和利用の推進と今後増加する原子力施設の廃止措置への着実な対応のため、試験研究炉を利用した高度な原子力人材の継続的な確保、育成強化が重要であるとしています。

そこで、もんじゅサイトでの新たな試験研究炉の在り方について、我が国の研究開発、人材育成を支える西日本における中核的拠点としての機能の実現と地元振興への貢献の観点から、中性子ビーム利用を主目的とした中出力炉に絞り込み、京都大学と福井大学の協力を得つつ設計検討を推進してきました。

しかし、新試験研究炉建設予定地のもんじゅの敷地内に活断層がある可能性が指摘された

ことを受け、具体的な建設地の決定を延期することが決まり、計画の停滞が懸念されています。

このことについては、我が会派の代表質問においてもお聞きし、所見をお伺いしましたが、県として新試験研究炉がもたらす意義をどのように考え、将来の県の原子力エネルギー行政にどのように生かしていくのか、まずはその展望を伺います。

国内大学・大学院、研究機関を対象として、複数の機関が連携してコンソーシアムを形成し、我が国の原子力分野の人材育成機能の維持・強化を図る原子力人材イニシティブ事業に福井大学と福井工業大学も参加しています。

先日、福井大学附属国際原子力工学研究所の宇埜所長を訪ね、研究所の概要と課題、学生の動向や今後の展望などについてお聞きしました。

学生たちにとって、3年生から原子力安全工学コースを選択する者が少なかった時代が過ぎ、最近では第一志望で選ばれるようになり、学生の人気という面で大分上向いてきたという期待の持てる話を伺いました。

また、日本の技術力は高く、ベトナムやインドネシアなど海外からの留学生も真剣に勉学、実習に取り組んでおり、もちろん安全保障上、安全な国からの留学生にはありますが、予算づけを期待するなどの話をお聞きしました。

そこでお伺いいたします。

新試験研究炉の設置に向けて必要とされる原子力専門人材とはどのような人材であると考えなのか、また、そのような人材の育成や確保に向けて、県はどのような取組を行っているのかお伺いいたします。

さらに、新試験研究炉で取り込まれる中性子利用技術は単に原子力の安定的な平和利用の推進だけではなく、産業や医療など様々な分野で活用される可能性を秘めているそうです。

外国資本、外資に頼ることなく、日本の原子力技術で逆に世界をリードするためにも、原子力発電所立地県でありエネルギー供給県である福井県にこそ原子力の頭脳を集中させることが必要であり、そのためには民間企業の誘致や教育機関との連携を積極的に進め、福井県が原子力技術の中心地としての役割を果たしていくことが必要であると考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

次に2番目ですけれども、小規模事業所でのストレスチェックの実施、義務化に向けた取組について質問いたします。

人手不足が社会問題として深刻化してから、企業も行政も様々な工夫を凝らして人材の獲得に努めています。

一方で、厚生労働省が7月に発表した2023年労働安全衛生調査結果によると、現在の仕事や職業生活に関することで、強い不安、悩み、ストレスと感じる事柄があると回答した労働者の割合は82.7%とかなり高い水準で推移しており、人材確保だけでなく、今いる社員、従業員の心のケアをすることも生産性の向上や離職率の低下といった観点からも非常に重要であると思います。

ストレスチェック制度は、定期的に労働者のストレスの状況について検査を行い、本人にその結果を通知して、自らのストレスの状況について気づきを促し、個人のメンタルヘル

ス不調のリスクを低減させるとともに、検査結果を集团的に分析し、職場環境の改善につなげることによって労働者がメンタルヘルス不調になることを未然に防止することを主な目的としたものであり、2015年から従業員50人以上の企業では年1回の実施が義務づけられました。

一方、従業員数が50人未満の事業所ではストレスチェックの実施は努力義務とされており、実施率は約3割にとどまっています。

しかし、業務上の負荷により精神を病む人が増えている実態を踏まえ、2024年11月に厚生労働省が発表したストレスチェック制度等のメンタルヘルス対策に関する検討会の中間取りまとめにおいて、従業員50人未満の事業所でもストレスチェックの実施を義務づける方針が示されました。

これはこれでまた、小規模企業の社長さん方は逆にストレスを抱えることになるのではないかと思いますけれども、お伺いいたします。

県においても職員向けにストレスチェックを実施していると思いますが、ストレスチェックの意義をどのように考えているのか、また、ストレスチェックの結果を受けてどのような対策を実施しているのか、お伺いいたします。

また、県では働きやすい職場環境づくりに取り組む企業を支援する社員ファースト企業制度により働き方改革を推進していますが、社員ファースト企業宣言に参加している企業のうち従業員50人未満の企業数はどれくらいあり、従業員のストレス対策など健康増進に取り組んでいる企業はどれくらいあるのか、また、そもそも従業員がストレスを感じることなく働ける環境をつくるため、ストレスをためないためのスポーツ研修やリラックス研修など社員の心と体の健全化のための取組を県が積極的に支援していくべきであると考えますが、県の所見をお伺いいたします。

また、企業の95.9%は従業員50人未満の企業であり、そこで働く人は全体の約57.6%を占めています。

まさに小規模企業が日本の経済を支えていることが分かります。

その50人未満の事業所でストレスチェックが義務化されるとなると、実施方法を提示するマニュアルの作成など実施体制の整備によるコストや事務負担の増加が懸念されます。

また、小規模企業の環境、雰囲気は言わば大家族のようであり、ストレスチェックも社長の顔色をうかがうことになりかねませんし、個人が特定されやすくプライバシーの保護が難しいという面もあります。

そこでお伺いしますが、公的機関の活用などの支援体制の整備や情報管理のための外部機関活用に対する費用面での支援などが必要となると考えますが、50人未満の企業にストレスチェックの意義やメリットを理解してもらい、ストレスなく働いてもらう環境づくりに向け、今後、県としてどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

次に、3番目ですけれども、産業廃棄物の300平米未満の一時保管所における問題点について質問をいたします。

産業廃棄物の処理事業、そして、その処理事業の設置は私たち住民の社会生活で必要不可欠なものであり、環境保護や資源の有効活用の観点からも処理事業リサイクルが常に正常に回っていることが必要であります。

しかし、一部の体力のない事業者や、あるいは業者の倒産などにより、その歯車が狂ったときに近隣住民にとって大変な迷惑な施設、場所になってしまう場合があります。

そもそも、廃棄物処理法において事業場の外で自ら産業廃棄物の保管を行おうとするときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならないとされていますが、その範囲は保管される場所の面積が300平米以上である場合のみ届出の対象とされております。

よって、敷地面積ではなく、実際に廃棄物を保管する場所が300平米に満たない場合は届け出ることなく保管されることとなります。

このことが住宅地における廃棄物の放置として問題となる場合があります。

そこでお伺いしますが、300平米未満の保管場所を県が把握していないことによって、行政の監視が行き届いていないことによる不適切な処理が行われるリスクや緊急時の対応の遅れなどが懸念されますが、県の所見をお伺いいたします。

令和6年7月2日の厚生常任委員会において、一時保管場所に置かれた廃棄物について、業者がその機能を失った場合、どう最終的な措置をするのかについて質問をいたしました。これに対して理事者側の回答は、産業廃棄物はまずは出したほうの責任というものが大前提であるということ、まずは事業者から勘定元帳などの帳簿を提出してもらい、場合によっては元をたどり、産業廃棄物を出した事業者をリストアップするという回答がありました。

そこでお伺いしますが、県内においても問題となった事例をどのように把握しているのか、また、どのようなことが問題となり、どう対応しているのかお伺いをいたします。

また、産業廃棄物の処理を業者に委託した場合でも、受託した処理業者が不適正な処理を行った場合には、委託した側である排出事業者も責任を問われることとなっております。事業者も基本的には適正な処理をしているものと思いますが、産業廃棄物は少しのトラブルでも大きな騒動につながりかねないデリケートなものであるため、責任の所在を明確にしておく必要があるのではないかと考えます。

例えば、愛知県では廃棄物の適正な処理の促進に関する条例を制定し、保管面積100平米以上の規模を有する事業者には保管の概要の届出を義務づけておりますし、また、岐阜県においては産業廃棄物処理施設の設定に係る手続の適正化などに関する条例において、関係住民に対して十分な周知を行うことを求めています。

そこでお伺いしますが、県においてこのような条例の制定を検討すべきではないかと考えますが、県の所見を伺います。

以上、私の一般質問といたします。

よろしくお願いいたします。

議長／知事杉本君。

杉本知事／南川議員の一般質問にお答えを申し上げます。

私からは、福井県が原子力技術の中心地としての役割を果たしていくことの必要性についてお答えを申し上げます。

御案内のとおり、福井県は半世紀以上にわたりまして、原子力について、人材の育成も研

究開発も様々な形で培ってきた人材であり、また技術、そういったものが整っている、そういう地域であると認識をいたしております。

これを生かしまして、我が国の研究開発、そして人材の育成、こういったものに取り組んでいくことは非常に重要であるというふうに認識をいたしているところでございます。

こうしたことから、嶺南Eコースト計画におきましても新しい試験研究炉を早く整備する、またさらに、これを生かして人材の育成のほうに生かしていく、こういったことを進めているところでございますし、IAEAとも連携いたしまして人材の育成研修も行わせていただいております。

また、大学におかれましても、これを電力の事業者とともに若手の技術者の育成、こういったことも行っているというところでございます。

国におかれましても、もんじゅを含めました周辺地域、こういったところを用いまして高速炉研究の中核的拠点の一つにしていくという考え方を申し述べているところでございまして、これに向けまして、現状といたしましては、2028年頃と言われてはいますが、実証炉の基本設計への移行に向けまして、現在は概念設計であったりとか研究開発が行われているというところでございます。

そういうことでございまして、県といたしましても国と連携いたしまして、議員が御指摘いただきました原子力の平和利用の面で、研究、開発、こういったものの中心地となれる、そういう役割を果たせるようにこれからも努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

そのほかにつきましては担当より御答弁申し上げます。

議長／総務部長服部君。

服部総務部長／私からは、小規模事業所でのストレスチェックの実施義務に向けた取組に関しまして、県職員のストレスチェックの意義及びその結果への対策についてお答えを申し上げます。

今議員からも御指摘いただきましたとおり、ストレスチェックは、職員に自らのストレス状況への気づきを促し、早期のセルフケアによりメンタルの不調を防止するものでございまして、多くの職員に受検してほしいと考えております。

昨年度の本県職員のストレスチェックの受検率は97.0%でございまして、そのうち高ストレスと判断された職員の割合が9.6%でございました。

この高ストレス者の割合は地方公務員の都道府県平均、これが9.9%でございまして、こちらと比べると若干低くなっている状況でございます。

高ストレスと判定された職員には、産業医やメンタルケア専門医との面談やセルフチェックの継続受検を促すなど個別の支援を実施しております。

また、所属別に高ストレスの原因を分析しまして、同じ課題を抱える所属が参加して解決策を話し合うワークショップや、所属長とカウンセラーとの1オン1のカウンセリングを実施するなど職場環境の改善にも努めております。

今後も職員のメンタルヘルス対策の一環としてストレスチェックを実施し、きめ細やかな

支援を行っていきたいと考えております。

議長／エネルギー環境部長獅子原君。

獅子原エネルギー環境部長／私からは5点、お答えをいたします。

まず、新試験研究炉がもたらす意義と県の原子力エネルギー行政の活用についてお答えをいたします。

新試験研究炉は、中性子を利用して様々な研究開発を行う実験施設でありまして、京都大学研究用原子炉が来年5月に停止することが決定している中で、我が国の西日本におけます原子力分野の研究開発、人材育成の拠点としての役割が期待されております。

新試験研究炉は、学術分野における基礎研究や応用研究、産業分野の素材・材料開発、医療分野ではがん治療などに用いる医療用のラジオアイソトープの製造など幅広い活用が見込まれております。

県といたしましては、新試験研究炉を生かし、福井大学や福井工業大学など原子力を志す若者の拡大や、県内の企業や研究機関における製品開発、技術開発など産業振興にもつなげていきたいと考えております。

次に、新試験研究炉の設置に必要な原子力専門人材とその育成、確保に向けた取組についてお答えをいたします。

新試験研究炉につきましては、学術的な研究や産業利用などを担う高度な専門人材が必要でありまして、大学や研究機関、企業において中性子を様々な研究開発に活用できる人材を育成、確保していくことが重要であると考えております。

このため、県ではこれまで、企業や学生向けの中性子利用に向けた講習会などを開催してきたところでありまして、今年度から県内企業を対象に、県外の既存研究炉等のトライアル利用に係る経費への支援を開始したほか、来月には県内の企業、研究機関などによる利活用促進に向けた研究会を立ち上げる予定でございます。

今後、県内の技術者を対象に中性子の産業利用を推進する県外の組織と連携しまして既存研究炉等を活用した研修への参加支援を行うなど、取組のさらなる充実を図ってまいります。

続きまして、産業廃棄物に関連いたしまして、300平米未満の保管場所を把握しないことによる不適切な処理が行われるリスクについてお答えをいたします。

現行の廃棄物処理法におきましては、産業廃棄物の保管に当たり、その広さや量にかかわらず囲いを設けるなど、適正な保管が義務づけられています。

また、飛散や流出により近隣の生活環境の保全に支障を来す場合には行政指導や行政処分の対象となっております。

このため、保管場所が300平米未満であっても、騒音、振動、ホコリなどに関する情報や相談が寄せられた場合には、県はその都度事業者に対しまして速やかに指導を行っているところでございます。

各健康福祉センターなどにおきましては、随時県民からの通報や相談を受け付けておりまして、今後とも住民からの相談に耳を傾け、早期発見、早期対応に努め、生活環境の保全

を図ってまいります。

次に、保管事業者が機能を失った場合の把握と問題への対応についてお答えいたします。
保管事業者の機能が喪失し、産業廃棄物の搬出が滞っている事案につきましては、現在、県内で4件確認されておりまして、これらは全て職員によるパトロールと住民からの通報により把握をしたものであります。

このうち3件につきましては、屋内での保管や周辺に住家が存在しないことから、直ちに周辺環境に影響があるとは考えられませんが、残り1件につきましては市街地に位置しており、周辺の生活環境への影響が懸念されるところでございます。

その対応としましては飛散や流出の有無を職員が継続して現地を確認し、保管事業者に対し行政指導と改善命令を発出し、廃棄物の搬出を強く求めているほか、国や専門の弁護士の指導の下、現在、帳簿の調査や聞き取り調査などを進めておりまして、保管を委託した排出事業者を特定し、処理を求めることを検討しております。

県といたしましては、引き続き全4件の事案について、保管事業者にその搬出を求めるとともに、市街地の1件については排出事業者の特定に向けても努力してまいります。

次に、届出の義務づけなどを課す条例の制定についてお答えをいたします。

産業廃棄物の保管については、その規模にかかわらず保管方法が適切であるか、飛散や流出によって近隣住民の生活環境に支障を生じていないかといったことが重要であります。適正に保管している事業者もいる中で保管の規模を理由に、法以上に厳しく自治体独自の義務を課すことにつきましては、法定受託業務という性格からも慎重さが求められます。事業者新たに義務を課す条例の制定につきましては、有識者などの意見を聞きながら、他県の例も参考にその必要性を検討してまいりたいと考えております。

議長／産業労働部長大塚君。

大塚産業労働部長／私からは、小規模事業者のストレスチェックについて2点、お答えをさせていただきます。

まず、小規模事業者での状況と県の支援についてでございます。

県では令和元年から社員のことを第一に考えて職場改善に取り組む社員ファースト企業を募集しておりまして、現在781の企業、団体が登録しています。

このうち従業員50人未満の企業数は589社と、全体の約75%でございます。

このうち社員の健康増進を宣言している企業は全体で410社、うち従業員50人未満では296社と、いずれも約半数となっております。

働き方改革の促進は大変重要でございますので、県ではそれぞれの宣言を具体化する支援メニューを設けております。

御提案をいただきましたスポーツ研修やリラックス研修などにつきましても支援の対象にできるものもございますことから、他者の模範となるような取組を積極的に後押しをいたしまして、従業員がストレスなく働ける環境づくりを促進してまいりたいと考えております。

次に、小規模事業者におけるストレスのない環境作りについてお答えをいたします。

ストレスなく従業員が働ける環境を整備することは企業の努めでもございまして、県は国や労働団体と連携し、様々な相談窓口の設置やセミナーの開催など、働きやすい職場環境づくりを支援しております。

また、健康経営の観点からも、県は50人未満の事業所のストレスチェック導入を推奨しておりまして、アプリの活用など中小企業などが取り組みやすい支援方法を今後さらに検討していきたいと考えているところでございます。

このほか、国におきましても地域産業保健センターが県内4か所に設けられておりまして、従業員50人未満の事業所に対しましては、産業保健相談員によるメンタルヘルスの面談、相談がいずれも無料でできる体制となっております。

県といたしましては、中小零細企業が活用できる国や県の様々な支援メニューを幅広く周知、広報いたしますとともに、今般の法改正の意義やメリットを商工会や商工会議所、中小企業団体中央会、あるいは協会けんぽ等と連携しながら地域に根づくよう普及啓発に努めてまいります。

議長／南川君。

南川議員／一つ要望をさせていただきます。

最後の産業廃棄物の件なんですけれども、私、5年にわたりいろんな地域の方、あるいは行政の方、そして、業界の方ともいろんなお話をお聞きいたしました。

きちんとやっておられる、冒頭申しましたけれども、この産業廃棄物のそういった処理というのは非常に大事なことで、私の生活にとっては切れないことでございます。

ただ、このやり方によって、業界の方も言っているんですけども、やはりそこをきちんと手続をしないような形でやることによって、本当に一生懸命やっていた方が逆に変な形で見られてしまうというのは非常に残念だということも言っておられます。

当初、なかなか国の法律の下に条例というのなかなか難しいんだというようなお話も県のほうからお聞きしましたがけれども、他県ではそういう条例等をつくっているところもございます。

どうか前向きに御検討いただきたい。

これからはますますそういった、今お話ししたような事案というのが増えていく可能性も多々あると聞いておりますので、そのところをきちんとしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長／以上で、南川君の質問は終了いたしました。

藤本君。

藤本議員／おはようございます。

越前若狭の会、そして参政党の藤本一希でございます。

本日は30分ではございますが、一般質問をさせていただきます。

今定例会には、長期ビジョンの実行プランの改定というものが議案として含まれております。

これはまさに向こう5年間、福井県がどの方向に舵を切るのかという最も大きな計画であると私は捉えております。

今回は5年間の実行プランに関する改定を審議する場でもあるという認識のもとで、今回、知事から提案されている実行プラン改定案、こちらに私、藤本は本議会で反対の立場をとって臨みたいと思っております。

何点か質問をさせていただき、また後の委員会でも審議をさせていただき、討論まで行えたらと思っております。

まず、県政に臨むに当たっては、やはり福井第一主義、これを徹底するべきだと思います。この点が少し弱く感じてしまいます。

国策への貢献、あるいは国際協調など、これは大変有意義なことです。

しかし、それをうたいながら結果として福井県が貧しくなる、あるいは県民が恵まれていない、そのような状況になってしまっては元も子もありません。

国から見れば福井県が、もしかすれば出先機関の一つに見えてしまうかもしれませんが、福井県は我々福井県民から見れば誇り高い故郷でありますし、家であり、家族であります。まずは福井県民の安全保障、そして豊かさ、これを達成した上でその余剰分を国策への協力や国際協調にあてていく、このような順番を誤るべきではないと思っております。

どれだけ社会情勢が激しく動こうとも、そして国内が乱れようとも、まさに急流中低の柱の如き福井県をしっかりと作り上げ、福井県がまず自分たちの足で立つということ、これをもって日本国全体への平和の礎となれるように臨むべきだと思います。

それに伴い、私から3つの柱を実行プランの中に据えるべきだという視点で、質問と提言をさせていただきます。

1つ目は経済の抜本的な再生であります。

2つ目は、水や食料エネルギーの安全保障であります。

そして3つ目が移民及び外資の規制であります。

これらがないと福井県を守っていくことはできないと思っております。

2040年に掲げている誇りの福井、飛躍の福井、これらを達成するためにこれらの柱が不可欠だと思っておりますので、知事や担当部局の皆様のお考えをお聞かせいただけたらと思います。

まずは、藩札の再発行及び経済圏の確立、これらをもって経済を抜本的に再生するという事を御検討いただきたく思います。

かつて由利公正は藩札の発行、そして専売制を取り入れることで藩の財政を再建いたしました。

今の福井県、まさにこれが求められていると思います。

円を本意としない不換紙幣、これをまず県庁が発行し、それを持って県内の経済圏を確立していく、さらには専売制を取り入れることによって県財政を再建していく、これらについて御検討いただきたいです。

まずは知事にお伺いいたします。

福井県が円を本位としない不換紙幣を発行するという点について懸念される事項は何でしょうか。

さきの質問では為替をどのように管理していくかという懸念は示されましたが、これについては行政が担保することではなく、福井銀行など主に民間の銀行などに委託するような交渉が可能だと思っております。

そしてもう一点、専売制についてです。

例えば、電気、あるいは交通インフラ、県産の有機米などが例に挙げられるかもしれませんが、それら専売となり得るものをしっかりと県が公共事業として運営し、県財政を立て直していくということが検討できるのではないのでしょうか、福井県内で現在、県民に提供できるもので専売制を取り入れる対象について御検討をいただけないのでしょうか。

以上2点、知事にお伺いいたします。

議長／知事杉本君。

杉本知事／藤本議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず、日本円を本意としない不換紙幣の懸念点と実行プランへの記載についてお答えを申し上げます。

今、福井県ファーストというようにお話をいただいたところでございまして、それにむけて福井県は、福井県のことを考えてどんどん前に進めばいいという御趣旨のことをおっしゃっていただいたかと思えます。

私ももちろん福井県民ファーストで物事を進めて行こうと考えておりますが、ただ基本的なスタンスとしては、日本は単一国家でございます。

アメリカファーストといった場合のアメリカは独立国家、国際連合という形はありますけれども、いずれにしても自国民のことを第一に考えながら進めて行くというのは主権上もある程度認められた中で行われる、それに対して、福井県の県民ファーストというのは単一国家という中での法律、いろんな憲法をはじめとした規制の中で、いかに県民の皆さんの利益を拡大していくか、第一に考えて行くかというところにまず1つ、スタンスというか、限界も含めて違いがあるかなというふうに認識をいたしているところでございます。その中で一点目の日本円を本意としない不換紙幣の発行ということについて申し上げますけれども、日本におきましては、通貨につきましては、通貨等に関する法律ですとか、日本銀行法というのがあります。

この中で通貨というのは貨幣、日本銀行券であると。

貨幣というのは国家が発行できる権利がある、こういうふうに規定がされているわけですので、おっしゃっていらっしゃる不換紙幣というものは何に本意を置くのかは不明ではございますけれども、言ってみれば、これは通貨としての役割を果たすものではないと認識をいたしております。

通貨であっても、不換紙幣という場合には、正価、金とか、価値があるものと兌換ができるということがある意味前提となりながら、そういったものが流通していくんですけど、

それでもない、通貨でもない、そういった不換紙幣というものの価値をどのように、何にその背景を置いて維持をしていくのか、暴落とか高騰とか、高騰すればまだいいほうですけども、そういったものを担保していくのかといったことについての私が考えが及ばないというところがございますし、そもそもネット通販とか県外へ行って東京で買い物をしなくてはいけない福井県民の皆さんはその都度為替をやらなきゃいけない、それからそのときに、福井県の不換紙幣の通貨は幾らかっていうことを確認しながらやっていかなきゃならない、このリスクとコストというのは、本当に県民が求めるものだろうかということを考えるところでございます。

また、そういったことで実行プランの中で検討する、実行プランはこれから福井県が5年間でやるもの、こういったものを書くものでございますので、今回そういったことについての検討を行っていないというところでございます。

また、それから専売制の導入についてのお話がありました。

専売制と言いますと塩とかたばことか、戦後もこれは続いていました。

また、交通インフラのお話であれば国鉄とか電電公社というのもありました。

いずれもこの専売制は廃止されて自由化されるとか、また企業化がされている、こういうないようなと思います、そのこと自体は否定はいたしません。

ただ、よっぽどほかと比べても福井県にしかないとか、価値が高いとか、そういったものでなければ専売制を敷いても多分それを動かすための人員だったりコストがかかって、これはなかなか実現は困難だと認識をいたしているところでございます。

ただ一方で福井県は手をこまねているかと言えば、例えば原子力の発電による電力のことをおっしゃっているかなというふうにも理解しましたけれども、これにつきましては法人二税のほかいろんな税金がありますけれども、核燃料税という特別な税を課して福井県民に還元していく。

また、それから交通インフラであればハピラインというのを置きまして、三セクで置きまして、快速電車であると本数を増やすとかそういうことで県民の利益を拡大していくということも行っているところでございますし、また、県産の有機米というお話もありますけれども、これについてはいちほまれをつくって、県外には種を出さない、県内だけでつくって、さかほまれもそうですけれども、県民のみなさんにより大きな利益を上げていただく、こういったことの努力もさせていただいているところでございまして、今後とも行財政改革アクションプラン2024、こういったものも活用しながら、県の財政をしっかりと守ってまいりたいと考えているところでございます。

議長／藤本君。

藤本議員／御答弁ありがとうございます。

すみません、再質問させてください。

先ほど知事が通貨と呼んでいるのは、いわゆる法定通貨ということだと理解をしました。冒頭の話、福井ファーストということですが、当然、私も地方自治法に定められた、いわゆる福井県行政の範囲の中で、そして地方分権がうたわれるこの時代にあってその推

進のもとに福井ファーストを進めてほしいと、そういった考えでございます。

その上で、知事が先ほど紙幣の発行について、まず何を本意として何を担保としていくのかという話がありましたが、そもそも兌換性を担保しなければならないという話、これも知事がしていましたけれども、兌換性を担保する必要はない、つまり兌換性を担保指定のが今の日本銀行券でありますので、当然藩札も兌換性を担保する必要はないと考えております。

そして、担保は何かということですがこれは警察あるいは行政が十分に機能し、それで違法行為を十分に取り締まれる体制が整っている限り、そしてそれで租税をしっかりと租税制度さえ作っていけばそれを取り締まることで十分に貨幣は流通するということは組成貨幣論と一般には言われますが、そういったものも現実的だと思っております。

それら、まず不換性、兌換性が必要ないという点と担保については行政がそれを保証できるという点についてはいかがお考えでしょうか。

議長／未来創造部長武部君。

武部未来創造部長／今、不換紙幣のお話をいただきました。

先進国の中におきましては発行されている紙幣というのはほぼすべて不換紙幣だということと理解しています。

この不換紙幣を安定的に流通させるためにどうしているかということでございますけれども、これは政府、中央銀行が政策金利の調整でありますとか徴税などによって通貨の流通量、いわゆるマネーサプライを徹底的に管理をしながらインフレーションを制御していくといったようなことのオペレーションがされていることが大前提だと思っております。

今日の県民経済の生活でありますとか、企業の活動が、国内外の財政金融政策でありますとか社会経済情勢の影響をダイレクトに受ける時代でありますので、我々一つの地方公共団体あるいは地方の銀行が発行する通貨によりまして、域内経済を安定的に成長させることは極めて難しいことだと思っております。

議長／藤本君。

藤本議員／ありがとうございます。

まさに冒頭の部分、認識を一にしているところであります。

まさにマネーサプライをどれだけ管理できるか、それはまさに福井銀行の協力も不可欠ですし、そういったことの交渉、座組まで作っていかないといけない、それによる納税を認めることと、それを持って普及料を担保していくことまではできるかなと思っておりますので、継続的に議論させていただけたらと思います。

続きまして、食料安全保障について伺います。

有事の際、どれだけ自県で自給でできるかが極めて重要であります。

日本の食料自給率は38%とされていますが、これらは輸入している肥料や飼料、種、こういったものが算入されておられません。

つまり、種や肥料が輸入できないという場合は日本の食料自給率は10%にも満たないと言われています。

つまり10人の9人が飢えるということです。

県内においてその状況を打開しなければならない、少なくとも県内における食料自給率を上げていく必要があります。

一点、先に伺いますが、福井県において、種や肥料飼料などが輸入できないとなった場合、実質の食料自給率はどれだけになるでしょうか。

そして2点目、それらをできる限り100%へと目指していくべく戦略を策定できないでしょうか。

そして3点目、これは昨今米不足という話もありますが、そもそも福井県では消費量の約300%は米が作ることができています。

しかし、そのほとんどは県外に出され、福井県内でも米不足に陥るということが起きました。

福井県内で生産されるお米のうち、やはり消費量の100%は県内に供給されるべきだとそもそも考えています。

いきなりそれを仕組みにするというのはハードルが高いですが、例えば、政府ではなく、福井県が備蓄米というものを持っておくということを考えられないでしょうか。

仮に全県民が約半年間食べられるだけの備蓄米、これを用意しようとした場合どれだけの投資と整備が必要になりますか、ご回答をお願いいたします。

議長／農林水産部長稲葉君。

稲葉農林水産部長/3点、お答えいたします。

まず、種や肥料、飼料などの輸入ができなくなった場合の食料自給率についてお答えします。

令和4年度の福井県の食糧自給率は66%でありまして、これには飼料の自給率は反映されておりますが、種や肥料の自給率は反映されておられません。

現状では、県内における農産物の生産に、輸入された種や肥料がどのくらい使用されているのか、その割合については把握できない、分からないという状況でございまして、したがって、これらが輸入できなくなった場合の県の食料自給率を試算することはできないということでございます。

なお、国全体として見ますと、穀類や果樹の種苗はほぼ全量が国内で生産されております。また、野菜の種の約9割は国外で生産されておりますが、これは国内の種苗会社がリスク分散のためにあえて国外、複数の国で生産していることに加えて、約1年分を国内で備蓄しておりますので、安定供給が確保されているということでもあります。

一方で、化学肥料につきましては、尿素とかリン酸アンモニウム、こういった原料のほぼ全量が輸入されているということですので、これらを食糧自給率に反映しますと、現状の率よりは低くなることが考えられますけれども、いずれにしても県内における肥料などの自給率が分からないということでございますので、輸入が止まった場合の食料自給率

の試算は難しいということでございます。

続きまして、食糧自給率100%超を目指す戦略の策定についてお答えいたします。

種を含めまして、全ての生産のもとになる肥料につきましては、繰り返しになりますが主な原料のほぼ全量を輸入に依存しておりますので、需給を強化するためには、肥料の原料を輸入から国内調達に変えていくことが重要となります。

県ではこれまで、牛ふんや鶏ふんといった国内の原料への転換、あるいはクローバーなどの緑肥を使った栽培の拡大を図ってまいりました。

来年度は南越前町で新たに稼働します鶏舎の鶏ふんを肥料として活用しやすいようペレット化する施設の整備を支援していく予定としております。

県としましては、今後も輸入に依存しない生産に向けた取組を進めてまいります。

続きまして、県民を半年間養える備蓄米を確保し、保管するために必要な投資や整備についてお答えを申し上げます。

米の備蓄は、食糧法に基づいて、国が行うものでございます。

国は生産量の減少によりまして、米の供給が不足する事態に備え、100万トン程度を適正水準として主食用米の備蓄を行っております。

毎年20万トン程度を買い入れて5年間備蓄し、その後飼料用などとして売却しております。

本県の人口は74万人でございまして、一人当たりの年間の精米の消費量を56キログラムとした場合、半年間の必要量は約2.1万トンとなります。

そうした備蓄米の買い取りの経費とか、あとは品質を維持するための空調設備などを備えた保管倉庫の整備が必要となってまいります。

また、2.1万トンというのは本県の主食用米の生産の2割に相当する量でございまして、これを適正に関するための体制の整備とか、備蓄した米の処分の方法、市場への影響など、様々な課題があるものと認識しております。

議長／藤本君。

藤本議員／御答弁ありがとうございます。

まさに化学肥料はほぼ全量輸入に頼っていますので、国内の転換が急がれると思います。

再質問はしませんが、現時点で輸入が止まったときどれだけ受給できるかそれぞれ分からないということ自体が安全保障上の重大な危機だと思いますので、どうかこの点の把握だけでもお願いできたらと思います。

続いて、エネルギー政策について伺います。

関西電力は原子力発電所によっておよそ県内で消費する電力の約400%を生産しています。

しかし、ほとんどは関西圏に供給をされています。

こちらも安全保障を考えれば、有事の際県内消費量の100%相当は常に福井県が調達できる権利を有しておくべきだと思います。

これらは当然、関西電力との交渉が発生しますが、この交渉においてどのような障害が想定されるか。

そしてもう一点、関西電力の原子力発電所によって関西圏のCO₂排出量削減に多大な貢

献をしています。

福井県が掲げている排出量削減目標分というものを関西圏に対する貢献分で相殺して、県内のＣＯ２排出削減目標を廃止すべきと考えます。

つまり400%の生産をしていて県外に十分な貢献をしているので、これ以上ＣＯ２削減量を目標としたエネルギー戦略は当県には不要だというようなことを対外的に言っていただきたいと思います。

このような外交というものを想定したとき、どのような障がいがあるか、ご答弁をお願いいたします。

議長／エネルギー環境部長獅子原君。

獅子原エネルギー環境部長／私から２点、お答えをいたします。

まず関西電力の原子力発電所で発電される電力を県内で優先的消費する取り決めを行う場合の消費についてお答えをいたします。

今、この件につきまして、今想定される課題といたしますのは、例えば、今、電力の自由競争の中で、県内全ての家庭でありますとか企業、こういったような事業課が原子力由来の電気を使う小売り事業者と売電契約を結び直す必要があるといったようなこと。

また、原子力由来の電気、これは非化石証書というものが必要になります。

この非化石証書というのは、再エネでありますとか原子力、こういったものの非化石エネルギーが発電された電気が持つ、ＣＯ２を排出しないといった環境価値、これが取引できるよう証書化されたものでございまして、こういった場合料金が割高になるといったことがあります、こういったことからなかなか課題も多く、ちょっと現実的ではないと考えております。

続きまして二点目、本県の温室効果ガス排出削減目標分を原発の電力消費地に求める場合の消費についてお答えいたします。

この温室効果ガスの排出量削減目標につきましては地球温暖化対策推進に關します法律に基づき、各都道府県が定める実行計画において設定するといったことになっております。

この趣旨は管轄する区域内において排出される温室効果ガスを地域に応じた施策を通じ確認することでありまして、こういったようなことから、実際に他の自治体へ削減目標量を引き渡すと言うことではなく、法令においても規定されていない状況です。

すなわち目標とそれを達成するための措置の内容、そういったものをセットで定めるといったことがこの法律の趣旨というように理解をしております。

しかし、今、議員おっしゃっていただいているとおり、本県は原子力発電所の立地地域として関西圏はもとより、全国の温室効果ガス排出量抑制に大きく貢献しております。

このため、国に対しまして原子力発電によるＣＯ２削減効果を立地地域の成果として評価する仕組み、こういったものを設けるようこれまでも要望しておりまして引き続き求めてまいりたいと考えております。

議長／藤本君。

藤本議員／ありがとうございますいわゆる非化石証書、これは自治体単位が契約することはできないという状態になってますけども、類似するものでクリーン電源の証書というのは自治体が可能というふうになっておりまして、非化石もこのように読み替えて拡張していただけるとそれだけの交渉が進むのかなということを思って聞いておりました。

ぜひ国への要望を継続いただけたらと思います。

続いて、移民の規制について伺います。

福井県長期ビジョンの実行プランにおいて、外国人労働者の数を、5年後、約2倍の2.1万人とするという目標が掲げられております。

これに対して明確に反対をしていきたいと思います。

人口減少局面において、まず需要が減少するということを認識せねばなりません。

需要が認識した分、供給も減少しなければデフレギャップはさらに加速する一方です。

これは外国人労働者を受け入れて供給量を担保しようというものだと思いますが、これはまさに今のデフレをさらに悪化させる政策になります。

また、外国人労働者が低賃金で働く場合には、日本人には就労機会の喪失ないし低賃金化を招いていきます。

それらを前提に2点お伺いします。

外国人労働者をこのプランのとおり増やしていき供給を維持した場合、どれだけのデフレギャップを定量的に想定しているか、そしてそれを埋める政策はあるのかということをお伺いします。

もう一点日本人の就労機会の喪失と低賃金化、これを防ぐ政策はあるかということをお伺いします。

そして最後にこの実行プランにおける外国人労働者の数、これはやはり1.1万人、現状の数字に5年間据え置くべきだと思いますが、御所見をお伺いします。

議長／産業労働部長大塚君。

大塚産業労働部長／私から3点お答えを申し上げます。

外国人労働者が増えたばあいのデフレギャップについてお答えいたします。

外国人労働者の増加にかかわらず、国外への輸出など、域外需要の取り込みを考えますと人口減少局面におきましても県内における生産量の維持、拡大が直ちに県内の供給過剰やデフレをもたらすとは考えづらいと認識をいたしております。

また、デフレギャップにつきましては国においても変動が多い数字ですし都道府県においては国と同等の数値を正確に把握することができないため、計量的な推計は困難でありと考えております。

また、国と県とでは経済構造はもとより、使える財源や資本にも違いがあり、県がデフレギャップを埋めるような経済政策を実施することはなかなか難しいと考えているところでございます。

次に日本人の就労機会の喪失と低賃金化の防止について申し上げます。

本県の有効求人倍率は全国で最も高い水準で推移しておりまして、県内企業の人手不足感
はますます深刻化しております。

外国人労働者の増加による日本人の就業機会の喪失は考えにくい状況にあると認識をいた
しております。

また、新たな育成就労制度におきましては、外国人材の国内での給与や待遇は、日本人と
同等となることが見込まれますことから賃金制度の減少につながるものではないと認識を
いたしております。

最後に外国人労働者数についてです。

県ではJICAが行いました外国人労働者の事業予測をともに長期ビジョン実行プラン案
の2万1000人と設定したものでございまして、現在の本県における雇用情勢の元ではこの
KPIを下方修正する状況にはないと認識をいたしております。

また、県といたしましては、量的なKPIだけではなくて地域経済のさらなる発展のため
に例えばミャンマーで開講しております福井クラス等の仕組みを活用し、IT分野など高
度な知識や技術、専門性を持つ外国人材の獲得も目指してまいりたいと考えております。

議長／藤本君に申し上げます。

答弁の時間の確保のために質問を簡潔にお願いします。

藤本議員／今の点、1点だけですが、デフレが加速しないという根拠として、県外に出し
ていく産業に従事するということですが、外国人が県外に売れる商品をつくることに従
事するという設計はされてないので、それは見通しが甘いと思いますし、デフレギャップ、
どれだけ拡大してもそれを埋める手立てがないという状況で、外国人を倍にしていくとい
うのは余りに危険だと経済的にも思います。

最後の質問に移ります。

最後の端的にいきますが、重要土地法に定められる中止区域および文化財保護法で指定さ
れている区域について、しっかりと水源涵養地域保全条例のように、所有者が移転した際
に認知できるよう条例制定をすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

そして、外国資本の参入に関しては、今後農林水産業も法輪化が進む中でどれだけ外資を
退けられるかということをしっかり抑止していくべきと考えますのでこの点についても
ご所見を伺います。

議長／防災安全部長坂本君。

坂本防災安全部長／国境、離島や防衛関係施設周辺における土地の所有、利用につきまし
ては安全保障上の懸念が示されてきたことから、国は令和3年に重要土地調査法を制定し
まして、防衛関係施設等の周囲おおむね1000メートルの範囲、あと公共離島の区域を注視
区域として指定しております。

本県におきましては、陸上自衛隊鯖江駐屯地、日本原電敦賀発電所、関西電力美浜発電所、
高浜発電所、大飯発電所の周囲がそれぞれ注視区域として指定されております。

国は注視区域内の土地建物の所有や利用状況を調査し、調査結果を踏まえて、状況に応じて、利用規制や土地等の買い取りを行うこととなっております。

国の専管事項であります国家安全保障に関する事項でありまして、国が法律で定めて調査等を実施し、その結果も公表されておりますことから、県としても必要があれば国に対し適切な対応を求めてまいりたいと考えております。

議長／農林水産部長稲葉君。

答弁時間を過ぎておりますので、簡潔にお願いいたします。

稲葉農林水産部長／農林水産業における外資産業の抑止についてお答えをいたします。

農業におきましては農地の取得が認められるのは、求められるのは農地所有適格法人のみとなっております。農業関係者が総議決権の過半数を占めるといった要件を満たす必要がございます。

このため、外資含め、農業関係者でないものが農地所有的確法人の経営を支配することは困難となっております。

水産業につきましては、外国人漁業の規制に関する法律によりまして外国人の漁業は基本的に禁止されております。

林業におきましては森林の取得などについて外資の参入を規制することは困難ですが、森林法などを適切に運用しまして、不適切な伐採や土地利用ができないよう、規制と監視を強化してまいります。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／文化財保護のための条例制定ごとの御提案ですが、埋蔵文化財については文化財保護法によって、既に保護について定められております。

具体的には埋蔵文化財包蔵地において開発行為をする場合には、事業者から市町へ着手の60日前までの届出が義務づけられておりまして、事業内容に応じて市町が試掘調査を行い、その結果を踏まえて行い、埋蔵文化財を保護するという仕組みになっております。

議長／以上で、藤本君の質問は終了いたしました。

中村君。

中村議員／越前若狭の会の中村綾菜でございます。

先ほど藤本議員の質問が超過いたしまして、大変失礼をいたしました。

同じ会派といたしまして、藤本議員の若い感性といいますか、新しい、果敢に挑む姿勢というところが私はすばらしいなというふうに思っておりますし、面白いなと思いながら質問を聞かせていただきました。

激動の時代にありまして、よいものは残していくべきだというふうに思いますが、新しいものは積極的に取り入れていく、何が新しいのか分からない時代において、私は多様な視

点、多様な感性というものを大事にしていきたい、そして一番には次世代の視点、感性を大事にしていきたいなというふうに考えているところでございます。

本日は、令和7年度の当初予算案のうち、次年度の当初予算のうち、主に新しい事業、そして拡充された事業について、いろいろお聞きしたいなというふうに思っております。

そして、補助資料もつけさせていただいております。

ユーチューブを御覧の方は県議会のホームページの一般質問の通告というところを開いていただくと補助資料が御覧になられますので、ぜひ見ながらお聞きいただければというふうに思っております。

それでは質問に入ります。

まず1つ目、若者の県内定着についてお聞きをいたします。

本県の人口は2000年の82.9万人をピークに減少いたしております、2025年1月時点では73.7万人となり、年間約5000人のペースで減少しております。

社会減の数が著しく、特に進学による20代の県外転出というのが非常に多く、学生のUターン率が27.9%と非常に少ないことが課題となっております。

そのため本県では、若者の県内定着を促進するため、様々な政策を展開しております。

令和7年度の当初予算では、県内進学や県内就職を支援する事業として県内大学等への進学者応援事業、学生U I ターン就職推進事業、県内学生女性定着支援事業、福井県U I ターン奨学金返還支援事業など、様々な事業が提案をされております。

これらの政策は若者にどのくらい届いているのでしょうか。

実際に大学生に聞いてまいりました。

まず、福井市内の大学に通う敦賀出身の学生に福井の企業についてどのくらい知っているかと尋ねたところ、セーレン株式会社、非常に大きな会社でございますが、大学に来て初めて知ったとのことでした。

また、県外の大学に通う県内出身の学生からは、県内企業について全く知らない、ほとんど知らないというようなことでした。

また、小中学校で活用されておる夢へのパスポートについて尋ねたところ、高校も継続活用することも重要だと思いますが、若者の県内定着を促進するためには、より具体的に県内企業の情報を得る機会を増やしてほしい、そんなことの提案がありました。

以下、質問いたします。

これまで本県の若者の県内定着の促進の取組により、就職率や進学率はどの程度変化したのか、具体的なデータをお伺いいたします。

また、県内就職につながるよう県内企業の魅力発信やインターンシップの機会提供をどのように強化していくのか、今後の方向性についてお聞きをいたします。

県内の高校生は、どの程度、県内企業について知っているのでしょうか。

県内就職を促進するためには、県外の大学に行く前に、県内企業のことを知ってもらうことが重要です。

若者、特に高校生に魅力的な就職先を知ってもらうための具体的な取組について、どのように強化していくのかお聞きをいたします。

大学生の情報発信についてもお聞きをいたします。

ＵＩターン学生就活交通費応援事業は、こちらは補助資料も載せております。

就職活動に係る交通費、宿泊費、移転費を支援する非常に効果的な事業だと思いますが、県内出身の県外大学へ進学している学生に聞いたところ、知らないと答えた方が何人もおりました。

保護者には郵送などで周知しているとのことでしたが、本人は知らないとのことでした。

次年度からは県内大学などへの進学応援授業が始まります。

これは交通費や一人暮らしの運賃支援などがあり、県内大学の学生からはとても嬉しいとの声がありました。

この事業ではインセンティブを受けた学生に対し、県内の就職情報を発信するとされておりますが、確実に継続して情報を届けるために、今後どのような方法で発信していく予定でしょうか。

大学生に聞き取りをしたところ、ＬＩＮＥやインスタグラムのＳＮＳで情報が届くと効果的なのではとの声が多数ありましたが、いかがでしょうか。

今後、どのように県内外の大学生に県の就活応援の事業や支援制度について届けていくお考えかお聞きをいたします。

議長／交流文化部長西川君。

西川交流文化部長／中村議員の一般質問にお答えいたします。

まず１点目、これまでの県内定着促進による就職率、進学率の変化と、今後の県内企業の魅力発信強化についてお答えを申し上げます。

県では、就活に係る交通費ですとか、奨学金返還などの経済的な支援のほか、県内外での県内企業の合同説明会など、学年を問わず、切れ目のない支援を行ってまいりました。

過去５年間で見ますと、大体県内高校生の卒業生のうち、約６割が大学もしくは短大に進学しておりますが、これら大学進学者のうち、県内への進学が３５％、県外進学が６５％で、これらの県内企業への就業率は、県内学生で大体８割、それから県外学生では３割で推移しております。

就活が早期化しておりまして、都市圏での採用が積極化する中、早い段階から県内企業の魅力をお伝えすることは重要でありまして、低学年時から若手や女性社員との交流会を開催いたしますほか、インターンシップの授業のコースの数を昨年度比で６割増の３５４コースに増やすなど、学生の参加確保に努めております。

今年度はインターンシップ事業におきまして、さらに参加しやすい短期間のプログラムを充実いたしまして、一、二年生にも広く受け入れるほか、県内大学が、県内企業への就職を促進する教員ですとか職員を配置する経費、こういったものを支援するなど、学生が県内企業の魅力を知る機会をこれまで以上に増やしてまいります。

２点目、今後の県内外の大学生に対する県の就活支援事業等の周知の方法についてお答えを申し上げます。

県では大学進学者の約９割以上の実家にあてまして就職支援策を郵送で周知しておりますほか、就職サイト福井２９１ＪＯＢＳへ登録を促しまして、情報提供を行っております。

また、就活アドバイザーが常駐いたしますFスクエア・キャリアナビセンターからは毎週SNS、これは御指摘のLINEですとか、インスタグラムでございますけれども、によります発信ですとか、県内外の大学に依頼して学生への直接のメール配信、これも協力を願っておるところでございます。

売り手市場が続く中、これまで以上に若手の興味、関心や就活の時期に応じた発信が重要と考えておりまして、来年度からは新たに高校在学中から学生本人とつながり、ふくアプリを活用して県内のイベントですとか、子育て支援なども含めまして、福井で働き、福井で暮らすというメリットをプッシュ型で継続的に伝えてまいります。

また、県内大学等への進学応援事業など、県の事業で支援を受けた学生に対しましても、県内就職につながる情報を積極的に発信してまいります。

今後もFスクエアサークルなど学生の声も参考にいたしながら、より効果的な情報発信に向け、改善を続けてまいります。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私から、高校生に魅力的な就職先を知ってもらうための具体的な取組についてお答えをいたします。

県では、県内企業の仕事内容や魅力を知ってもらうため、令和3年度からオンラインによる一斉授業、福井の産業を実施しております。

会社の経営者や技術者を講師として、企業の紹介や仕事のやりがいなどについて講義を行っておりまして、職業系高校の全ての1年生、全部で54クラス、約1600人を対象に年間16回、これまでに約60回実施をしております。

また、普通科高校におきましても、県内企業への訪問学習や探究学習の中で地元企業との連携プロジェクトを実施するなど、地元企業の魅力を伝える機会を設けております。

さらに、来年度は新たに地域探究コーディネーターを配置し、地元企業と連携した探究活動を拡充するとともに、各高校において地元企業で活躍する先輩を招いた講座を開催するなど、地元企業の魅力を広く伝える取組をより一層強化してまいります。

議長／中村君。

中村議員／ありがとうございます。

ぜひ、特に高校生に企業の魅力を発信していただきたいなというふうに思っております。商業系の高校でやっているやつを普通科のほうでもう少し拡充してやるとか、具体的な県内の企業の内容、魅力発信をお願いしたいなというふうに思っておりますし、あと、県外の大学生とこれからも、県内もそうですけど、ふくアプリなどを利用してつながっていくというような話もありましたが、やはり大学生に聞きますとインスタグラムとLINEなどのメッセージ、直接自分の個人宛に届くとよりよいなというような話もありましたので、ぜひお願いしたいなというふうに要望させていただきます。

次に、新しく整備される県営産業団地の戦略的な活用と半導体産業の誘致についてをお伺

いたします。

補助資料の4から6を御覧ください。

本県では新たに県営産業団地を福井市と小浜市に整備し、付加価値の高い企業等への支援制度を活用し、世界に通用する高度人材が多く集まり、イノベーションを創造する魅力的な企業誘致を進めるという計画があります。

産業団地という整備は、県内の雇用創出や地域経済の活性化に大きく寄与する重要な事業であり、単なる工業用地の開発ではなく、成長産業の拠点として戦略的に活用していくことが不可欠です。

より若者に選ばれる企業、そして地域経済への波及が高い、そんな波及効果が高い、そんな企業をぜひ誘致していただきたいなというふうに考えております。

県営産業団地の成功には立地条件がもちろんのこと、企業誘致の成否を左右する重要な要素であるのは、例えば、特定の産業に特化した産業クラスターの形成、こちらも重要だというふうに思っております。

特定の産業の集積地とすることで、企業間のシナジーを生み、地域経済の活性化につながることが期待されます。

例えば、グリーンエネルギー産業の誘致を進めることで、県内の環境エネルギー技術企業との連携が促進されます。

また、進出企業の業種を明確に定めるということで、それに適したインフラ整備が可能となります。

例えば、半導体企業を誘致する場合は、安定した電力供給や工業用水の確保のためのインフラ整備が必要です。

さらに、企業が進出しても人材確保ができなければ安定した事業運営は難しくなります。そのため、県内の大学、高専、専門学校と連携し、産業団地で働く人材を確保する姿勢、これを県が示すこと、前もって示すということが重要ではないでしょうか。

そこで、以下質問します。

全国各地で企業誘致競争が激化する中、福井県が企業から選ばれるためには、県の強みや立地条件を的確にPRすることが必要です。

現在、県営産業団地の整備を進めている福井市と小浜市のそれぞれの地域が持つ強みやその立地にしかない特徴を明確に伝えることが求められておりますが、福井市と小浜市のそれぞれの地域特性を踏まえ、企業誘致の強みとしてどのような点をPRしていくのでしょうか。

企業にとって、電力の安定供給やカーボンニュートラル対応は重要な判断基準となります。半導体産業など、エネルギーを大量に消費する業種では、再生可能エネルギーの活用や電力供給の安定性が誘致の大きな要因となります。

また、水資源の確保や通信インフラ整備も必要で不可欠ですが、経営産業団地において電力、水道、通信インフラ整備の方針はどのように検討されているのでしょうか。

新しい県営産業団地を成長産業の拠点とするためには、明確なビジョンと戦略が不可欠だと考えます。

ですので、企業誘致の成功には補助金だけではなく、長期的な価値を提供する環境整備が

重要であると考えますが、県として新しい県営産業団地、成長産業の拠点とするため、産業クラスターの形成、インフラの充実、人材確保の支援、研究開発機関との連携など、企業にとって実質的なメリットを提供する仕組みについて、どのような戦略を展開していくのか、知事の所見を伺います。

特に、半導体産業の企業誘致は全国、世界中で行われており、競争が激化しております。本県は半導体企業がそれほど多くありませんし、人材確保というところで不明確な状況で、福井が選ばれるとは到底考えづらいというのが私の感想でございます。

単に誘致活動を行うだけでは成功は難しく、福井県ならではの強みを生かした具体的な戦略が不可欠です。

半導体の前工程に関しては、高度な専門知識を持つ人材確保が必要ですが、現在、県内の大学には関連学科はございません。

そのため、例えば、半導体技術研究センターの立上げなどを行い、県として誘致に対する意欲を示すということが必要ではないでしょうか。

また、誘致する企業をやみくもに探すのではなく、県内の半導体関連企業と関係のある企業にターゲットを絞り、相乗効果を生む誘致戦略を検討することも有効と考えます。

半導体関連企業の誘致に関して、今後どのようなビジョンを持ち、どのような戦略を展開していくのでしょうか、お聞きいたします。

議長／知事杉本君。

杉本知事／私から、新しい県営産業団地を成長産業の拠点とするための戦略についてお答えを申し上げます。

まさに今回の県営産業団地につきましては、これからの成長を引っ張っていくような、そういう企業さんの誘致をしていきたいというふうに考えているところでございます。

そういう意味でも、これから企業さんについて付加価値の高い企業を集積させていくということを目指しておりまして、高度人材を集める、Uターン、Iターンの人たちを呼び込んでいけるような、また、県内の企業と新しいイノベーションを生んでいくような、そういう企業さんに集まっていただきたいというふうに考えているところでございます。福井県は既に企業誘致の補助金というのは全国トップクラスの内容でございましたけれども、この中で補助金額もそうですし、また、人材確保、こういったことについてのお手伝いも一生懸命させていただいたり、また、研究開発なんかのパートナーとなるような企業さんの、そういった御紹介もさせていただきました。

それに加えて、今回の県営産業団地につきましては、さらに今もおっしゃっていただいた半導体なんかの場合は、非常に広い土地を必要とするということでございますので、そうした大区画、こういったものにも対応できるようにしていこうとか。

また、電力とか工業用水と言っておりました、嶺南地域は特に電力が安い、それから水も豊富である、こういうようなことも生かして進めていきたい、インフラの整備なんかのお手伝いもさせていただこう。

高度人材についても、これはサンドームだけではなくて、定住分課、定住交流課であった

り、大学史学科とか教育委員会とか、様々な部局横断でしっかりと対応させていただく、こういったことも提示をさせていただいて、まさに福井県の成長そのものを引っ張っていただけるような、そういう企業さんにおいていただけるような支援をさせていただこうと考えているところでございます。

議長／産業労働部長大塚君。

大塚産業労働部長／私から3点、お答えさせていただきます。

まず、県営産業団地のPRについて、福井、小浜それぞれについてどのようにしていくのかというお尋ねでございます。

まず、福井の産業団地につきましては、北陸新幹線福井駅ですとか、北陸自動車道のインターチェンジが近隣にございまして、県内の大学や産総研が集積しておりますことから、アクセスのよさや試験研究機関との連携のしやすさを強みとしてまずPRしていきたいと考えております。

小浜産業団地につきましては、高速交通ネットワークとして、舞鶴若狭自動車道もございまして、安価な電力ですとか、関西方面のアクセスのよさを売りに誘致活動を展開しているところでございます。

今回、補助制度を創設いたします中で、両団地に進出する企業につきましては、特に手厚く支援することとしておりまして、こういった点も合わせてPRをしていきたいというふうに考えております。

次に、県営産業団地への電力、水道、通信インフラ整備についてお答えを申し上げます。県営産業団地につきましては、既に大規模な需要を想定いたしまして、電力会社との調整を始めておりますほか、地元市におきましても、上下水道の整備を進めているところでございます。

また、通信インフラにつきましては、立地企業が決定次第、そのニーズを聞き取るなどしながら必要となる整備方針を検討してまいります。

大型の半導体企業が立地した熊本県などでは、道路や工業用水、排水といったインフラ整備が国策として位置づけられ、内閣府から交付金が配分されておりますことから、本県におきましても、大型投資案件など、特別なインフラ整備が必要なものにつきましては、そういった交付金を活用できるよう、国に対して要望してまいります。

最後に、半導体関連企業の誘致の戦略について申し上げます。

半導体産業は産業の米と言われるように、今後も成長が見込まれる産業の一つでございまして、国においても積極的に投資を促進しておりますことから、大型投資も期待されるものと認識しております。

最近の大規模な半導体企業の立地事例では、地元大学の専門学科の有無よりも製造装置や部材など、関連企業の集積やインフラが重視される傾向にございますことから、県内に立地する関連企業への支援も重要であるというふうに考えております。

さらに国内外からの大規模な半導体企業の誘致につきましては、全国トップとなる最大120億円の支援メニューや安価な電力の供給、豊富な水資源、大型の産業用地などの強みをア

ピールして、付加価値の高い企業の投資を促進進めていきたいと考えております。

議長／中村君。

中村議員／答弁ありがとうございます。

本当に、この産業団地、私は非常に県産業だと期待をしておりますし、若者はどんどんこのために帰ってきて就職してもらえるとというような想像をしているわけではございますが、その中でデータセンターとか、こういった半導体の関連企業のことも質問させていただきますが、こういった企業が誘致されないと本当に福井はどうするんだと。

どうやって今後、若者の定着を進めていくのかと、本当に死活問題になるかねるところもございますので、ぜひ誘致をしていただきたい、そのためにしっかりとビジョンを示していただきたい、具体的な方策を示していただきたいというふうに思っております。

特に私は人材確保が大事だというふうに思っております。

先ほど知事の答弁では、定住交流課の連携、史学科の連携と、そういったところもPRしていくということでございましたが、本当にそれだけで大丈夫かなというふうにも非常に私は不安になりましたし、ぜひ県として、前もってこんなことをやるんだというような、人材***をこうやって、やっていくんだということを示していただきたいなというふうに思っておりますので、また議論を進めていただければと思います。

よろしくお願いいたします。

続きまして、福井の新鮮な魚をもっと県内、全国、世界へ、こちらに移らせていただきます。

補助資料7から8を御覧ください。

福井といえば魚だというふうに思います。

多くの観光客が本県の新鮮な魚を求めて、県民もそのおいしさに誇りを持っております。本県の水産業は、越前がにや若狭ふぐなど、全国的にブランド力のある水産物を有しておりますが、課題として、漁獲量の変動や消費の季節の変調、県内消費量の限界と県外、海外市場への安定供給、流通、消費に関する情報共有の不足、生産から販売までの付加価値の低さ、漁業者への利益還元の不十分さなどが挙げられております。

こうした課題を解決し、水産業の持続的な発展を目指すために、次年度から水産業計画というものをつくりまして、水産バリューチェーンの構築が進められるそうです。

当初予算には、水産物流通のスマート化が計上され、漁獲物情報を市場、卸、小売業などと共有するシステムを構築する方針です。

システムを構築することで、卸売業者は漁獲量を迅速に把握できるため、他県からの仕入れを減らしたり、福井県産の魚を優先的に取り扱うことができます。

また、飲食店も取れた魚の情報を早期に入れることができ、昼夜の昼と夜のメニューを柔軟に決定でき、鮮度の高い地元の魚を提供しやすくなります。

また、水産業計画には、低温技術を活用した安定供給の仕組みの整備も含まれており、例えば、ブリやサワラなどが大量に漁獲された際に、高鮮度な状態で冷凍保存することで価格の安定化を図るとされております。

刺身や寿司などの加工品の鮮度保持ができる低温技術も開発され、活用が期待されています。

これらの取組をより多くの漁業者や加工業者が活用し、より多くの新鮮な魚が適正な価格で市場に流通し、そして、学校給食などにも提供されることを期待して、以下の点、質問いたします。

水産物流通のスマート化システムは具体的にどのような機能を待ち、どのように運用する予定でしょうか。

低温技術を活用した安定供給の仕組みは、どのように構築、運用する予定でしょうか。

また、漁業者や加工業者が積極的に活用できるよう、補助金制度などの支援策の拡充は検討されていますでしょうか。

北陸新幹線の敦賀開業により、ふくいのお魚を目当てとした観光客が増加しております。

越前がにやふくいサーモンなどの地魚のブランド化が進展しているほか、極ブランドも確立しています。

福井のお魚について、次年度はどのようなブランド戦略を行い、販路拡大策を進めていくのでしょうか。

知事のトップセールスも含め、お聞きをいたします。

議長／知事杉本君。

杉本知事／私から、トップセールスを含めた福井のお魚のブランド戦略、販路拡大等についてお答えを申し上げます。

何と言っても福井のお魚、若狭ぐじ、越前がに、越前がれい、極ブランド、今もおっしゃっていただきました、これを核として福井のお魚のブランドイメージ、これを最大限大きくしていく、これが大事だろうというふうに認識をいたしております。

そういうおいしいお魚をブランドイメージで植え付けていって、まず船上からお客様に届くまでコールドチェーンというんだそうですが、一切冷やすということを切らさないでお客様に届けていく、鮮度抜群の状態でお届けしていくというようなことだったり、また低温技術というのは非常に発達をしまして、取りたてのお魚をさばくところりしておいしいと言いますが、歯ごたえはいいんですけども、実は味、イノシン酸なんかはいい温度で管理をしていると72時間後が一番旨味成分が増してくるとか、いろんなことが分かっておりますので、こうしたことの低温熟成ということも生かしながら、一番おいしい状態でお客様のところに出していく。

こういったことも考えながらブランドイメージを固定化していくのが重要だというふうに認識をいたしております。

ありがたいことに新幹線が開業いたしまして、はこビュンというようなのがＪＲ西日本さんはやられていますけれども、新幹線で鮮魚を運ぶ、こうしますと朝どれの福井のお魚が都内でお昼に出されたりして、高級魚として売られるわけですね、こうしたこともできます。

また、５月には、例えば、福井の甘エビ、７月はイワガキだったり、１０月になると、越前がれいが出てきたり、１２月は寒ブリが出てくる、こうしたものを急速冷凍しておけばいつ

でもどこでも食べられる、おいしいままに食べられる。

けど、やっぱり旬のときに本物を食べたいよねという観光客にまた来てもらう。

こういったことも可能になってくるわけだというふうに考えているところでございまして、私も全国転々として生活してきましたけれども、本当に福井の魚は日本一おいしいというふうに、大ファンでございまして、先頭に立って福井の魚はおいしい、その理由も含めて精いっぱいPRもさせていただきながら、このファンを全国に広げていきたいというふうに考えております。

議長／農林水産部長稲葉君。

稲葉農林水産部長／私から2点、お答えをいたします。

はじめに、水産物流通のスマート化に向けましたシステムの運用と機能についてお答えいたします。

県では、操業中の底引き網漁船上で、旅客情報を入力するデジタル操業日誌、これを令和2年度から試験的に導入をしております、そこで入力された情報を流通関係者にも共有するシステムの構築を目指しております。

このシステムができますと、市場、仲卸業者、小売業者、飲食店、こういった方々がスマートフォンやタブレット端末で出漁の状況、漁に出たかどうかの状況、あるいは魚の種類、サイズ、漁獲量、こういったことをリアルタイムに閲覧、確認できるようになるわけでございます。

漁獲情報の即時共有によりまして、こういった流通関係者の皆さんが県産魚を他県産よりも早く受注発注ができるようになりまして、県内のスーパーや飲食店で、鮮度の高い福井の魚の仕入れが増え、県産魚の需要拡大につながるものと考えております。

続きまして、低温技術を活用した安定供給の構築と運用、支援策の拡充についてお答えをいたします。

低温技術を活用した水産物の安定供給につきましては、小型のサワラとかブリ、あるいはシイラ、こういった魚が大量に漁獲された際には、県漁連が加工原料として買い支えを行いまして、敦賀にあります水産加工基地の冷凍施設を活用しまして在庫調整などを行うとともに、切り身などへの加工なども行っております。

しかし、今年度のように大型の寒ブリが大量に漁獲されたような場合には、県内で冷凍あるいは加工が追いつかず、機械化された他県の施設に出荷せざるを得ないという状況になっております。

今後は、最新の低温技術の導入によりまして、寒ブリなど商品価値が高い魚を県内で高鮮度な状態で保管、確保しまして、適正な価格で安定的に供給できる体制の構築を目指しまして、国の支援メニューなどもございまして、県内事業者による冷凍機械等の導入を支援していきたいと考えております。

議長／中村君。

中村議員／答弁ありがとうございます。

なぜ福井のお魚がおいしいのかということもトップセールスで県外に、全国に広めていただけるということで、なぜ美味しいのかということ、鮮度が本当に高いといえますか、捕獲したときに氷でぎゅっと締めるといいますか、冷やして、そのまま漁港に入って私たちの口に入るというような、本当に鮮度が保たれるための工夫がいろいろされているんだなというふうにも思いますし、こういった低温技術をしっかりとこれから広めていっていただくことで、よりおいしい魚をより多くの方が食べられるようになるんだなと本当にワクワクするところでありますが、例えば、今、事業者への支援もしっかりして、低温技術に関して支援していただくということもありましたし、漁港で本当に必要とする漁港に配置してほしいという声も聞いておりますし、いろんな関係者の方々がこうやっていろんな技術を活用できるように補助金の創設というのもしていただきたいなというふうに要望させていただきますので、そちらもまた御検討いただければと思います。

よろしく願いをいたします。

続きまして、4番、地域の文化芸術を全国・世界へ、そして未来へというところを質問させていただきます。

補助資料は9から10を御覧ください。

本県の文化芸術は歴史や伝統を大切にしながらも、新しい表現や創造に挑戦する魅力がありますが、全国的な知名度はまだ十分とは言えず、発信の強化が求められております。

また、長い歴史を持つ神社のお祭り、そして伝統文化、伝統芸能など多数残っておりますが、少子高齢化や担い手不足により、その継承が難しくなっている現状があります。

地域の誇る文化を守り、未来へとつなげていくために、県としてどのような支援策を講じているのでしょうか。

当初予算の地域の伝統行事活動支援事業については、国、県、無形民俗文化財に指定されているものについて、観光活用などで取組を支援する補助金がありました。

とてもありがたい、すばらしい事業だと思う一方で、県の文化支援プランを見ますと、県内には多くの有形、無形文化財がありますし、令和3年8月時点で、県無形民族文化財保護協議会の会員団体は56団体あり、高齢化や後継者不足が課題とのことですので、より使いやすい制度にしていきたいと思います。

以下、質問です。

補助金の対象となる伝統行事は、国、県の無形民族文化財に指定されているものに限られているのでしょうか。

また、補助金の使い道は観光活用に限定されるのか、保存、継承のための費用にも使えますでしょうか、伺います。

県が実施している文化団体が実施するアートプロジェクトへの支援は、現代アートの新しい表現を生かした活動、絵画、彫刻、音楽、舞踊、演劇への支援だけではなく、神社やお祭り、伝統文化、伝統芸能などの活動にも支援する補助金でございますが、今年度は予算が限られていて採択できなかった、毎年採択されている団体ができなかったということも聞いております。

伝統行事など継承していくためには十分な予算を確保する必要があると考えますが、次年

度はどのように予算を確保していくのでしょうか。

私は、この事業をアートプロジェクト部門と伝統文化部門の2つの部門に分けてはどうかと提案いたしますが、所見を伺います。

これは、目的や性質が違うだけではなく、支援の方法が異なるからです。

アートプロジェクトは、新しい創作活動やアーティストへの助成が中心ですが、伝統文化の支援は保存活動や継承者への育成が主です。

福井の文化芸術が全国や世界へと広がることは、地域の活性化につながるだけではなく、私たちの誇る伝統文化は地域の歴史や価値観を映し出し、私たちのアイデンティティを形づくる大切なものです。

今後もしっかりと次世代に、未来に引き継いでいけるように、私自身も頑張っていきたいと思っておりますので、前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

議長／交流文化部長西川君。

西川交流文化部長／ただいまの3点について、お答えを申し上げます。

少子高齢化や担い手不足が進みます中、県内各地の伝統行事の保存、継承は重要な課題と考えてございますが、非常に数が多くございまして、全てを資金面で継続的に支援するということは難しいと考えております。

こうした中、来年度に新設する地域の伝統行事活動支援事業では、国、県指定の無形民俗文化財のうち、まずは観光利用に意欲のある団体の中から3件程度をモデル的に支援したいと考えてございます。

支援に当たりましては、地元、市町、保存団体が、新たに行います伝統行事の参加体験、稽古場見学ツアーなどの試行などなど、新しいメニューの開発、活性化策を対象にして公募してまいりたいと考えてございます。

なお、維持する上で必要な道具の修理などにつきましては、県の無形民俗文化財伝承支援事業によりまして、今後も支援してまいります。

2点目、アートプロジェクト支援に係る次年度の予算の確保についてお答えいたします。この支援事業では、伝統芸能を含めました広い範囲の文化芸術活動を対象といたしまして、新たな地域文化の創造ですとか、地域の魅力向上につながる県民主体の事業に助成を行っております。

議長／答弁は簡潔にお願いします。

西川交流文化部長／今年度は56件の申請がございまして、審査を経て33件、その中で伝統芸能につきましても2件申請ございまして、1件を採択してございます。

来年度は、今年度から2倍に拡充いたしまして、当初予算に計上させていただいております。

有識者の審査を経まして、さらに支援してまいりたいと考えてございます。

3点目、アートプロジェクトの支援事業に部門を設けることについてお答えいたします。

外部有識者から分野にこだわらず新しい取組を支援するべきという助言をいただいておりますので、分野を分けるということなく、全てを地域の文化遺産支援と捉えまして、創造的な文化芸術活動を支援することを目指してございます。

今後もモデル的な活動を伴走支援いたしまして、広く共有してまいりたいと考えております。

議長／中村君。

中村議員／2倍の予算を。

議長／答弁は終わってください。

時間は終わっております。

中村議員／すみません、間違えました。

超過していました。

失礼いたします。

以上で終わります。

ありがとうございます。

議長／以上で、中村君の質問は終了いたしました。

皆様に申し上げます。

答弁の方、それから質問の方、持ち時間の範囲を意識した形で質問、答弁をお願いします。

細川君。

細川議員／細川です。

原子力行政について伺います。

先日、関西電力と資源エネルギー庁が関電の使用済燃料ロードマップの見直しについて、説明に來られました。

議員側からも様々な質問や意見が出されましたが、焦点は青森県六ヶ所村の再処理工場が計画どおり稼働できるかどうか、中間貯蔵施設がきちんと建設されるかどうかというロードマップの実効性です。

高速増殖炉サイクルが破綻状態の今MOX燃料で軽水炉を運転し、使用済みMOX燃料を再処理し、再び燃料として軽水炉で燃やすというMOX燃料による核燃料サイクルの確立を目指しているわけですが、出来上がるまでにはまだまだ長い道のりがあると目され、その間、災害や事故がないことを祈るばかりです。

また、ロードマップの中に、本ロードマップの実効性を担保するため、今後原則として使用済燃料の貯蔵容量を増加させないとの記述があります。

私は前回同様、この原則としてについて関電に確認をさせてもらいました。

それは六ヶ所の再処理工場が稼働しなかったり、中間貯蔵施設ができなかったりした場合、

ロードマップの計画とは違うから原則から外れるとしやしないかという点です。そうってしまったら使用済燃料は幾らでも県内にとめ置かれてしまうので、穴をつくってはなりません。

関電の水田原子力事業本部長は、原則以外は何かというところで、国内外の情勢変化とか自然災害と自社の事由によらない事象によって、搬出が滞って日本全体のエネルギー安定供給に貢献できなくなる可能性のある場合が例外。

六ヶ所再処理工場の遅延をもって例外とはしないと明言されました。

国内外の情勢変化とか自然災害と自社の事由によらない事象とはどういったケースが当たるのかが、不安定要素ではありますが、とりあえず六ヶ所再処理工場の稼働遅延であつても使用済み燃料は増えないということはホッとする材料と思っているところです。

この水田事業本部長の言葉をこの公式の場で述べさせていただくとともに、知事にはもし六ヶ所の再処理工場が稼働しないのに何らかの理由をつけて、使用済燃料の貯蔵容量を増やしたいと求められても、断固、認めないでいただきたく御所見と御覚悟を伺います。

ちなみに近年、水素やCO₂、太陽光、地熱、LNG（？）、アンモニア火力などなど様々な発電電力方法が模索されていますが、いい発電方法が出てきたときに、始末の厄介な原発から人も予算も離れていって、かつてウラン採掘を止めてからほったらかしになっていた人形峠のように、用済みになったら放置されはしないかとも個人的には危惧しています。

とにかく日本の原子力行政は後始末が悪い。

思い起こせば、日本原電敦賀1号機が運転を開始したのは私が小学校2年生のときでした。当時は子どもでしたけれど、敦賀市民として誇らしい気持ちだったのを記憶しています。それから半世紀以上、そろそろきちんと終末までの安全で実効性のある見通しを見たいものです。

さて、前回の予算特別委員会の質問で、私は原子力災害に対する避難ルートの多重化について伺いました。

初めに、その続きの話をさせていただきます。

避難ルートとしての舞鶴若狭自動車道の4車線化、北陸新幹線の小浜・京都ルートについて、知事は事あるごとに原子力の電力をずっと送り続けている福井の地域発展や人口に本気になってほしいと国に対して申し上げている。

国交省では***から舞若道の4車線化は原子力災害時の避難道路として重要であり、これを進めていく必要があるという認識を示していただいた。

経産大臣も舞若道の4車線化などについては、国交省などの関係省庁とさらに連携しつつサポートしていくと発言。

石破総理からも北陸新幹線の全線開業は、災害時のリダンダンシーにも非常に有効で、一日も早い全線開業を目指したいと言われたとのこと。

そして、知事御自身は国は避難ルートの多重化の重要性を理解しており、今後も強く各所に北陸新幹線、舞若道4車線化を求めていきたいとおっしゃられています。

しかしながら報道を見ると、北陸新幹線のルートに関し様々な意見が出ています。

北陸新幹線の全線開業及び舞鶴若狭自動車道の4車線化について知事のおっしゃった国の

考えに揺らぎがないか、またその後の進捗状況をそれぞれ伺います。

避難対策について伺います。

資料を御覧ください。

新潟県の柏崎刈羽原発の再稼働に際し、昨年9月の原子力関係閣僚会議に出された内閣府経産省の資料です。

柏崎刈羽原発は原子炉7基、合計出力は最大800万キロワットを超えるとのことですが、現在は全て定期検査中で再稼働を目指している状態です。

そんな原発群の避難対策について、内閣府や経産省は国が前面に立った取組、避難対策の実効性向上といった地元の求める対応を関係府省庁一体で取り組んでいく。

避難路の整備として、6方向へ放射状にUPZおおむね30キロ圏内の外まで避難する経路の整備、のり面対策や見改良区間の拡幅、橋梁の耐震化も実施とのこと。

さらに、冬期の車線確保のための拡幅用除雪車両の増強、急勾配区間には小融雪施設や監視カメラの設置、地域レベルで対応が困難な場合には政府を挙げた全国規模の実動部隊により支援、新潟県内UPZ全域で放射線防護対策施設、いわゆるシェルターを整備、しかも施設の空調対策や維持管理費等も含め内閣府で予算を確保整備するなど、国が全面とか30キロ圏内全域にシェルター、除雪体制強化、どれも私には新潟の求めに対する国の姿勢がとても前向きと見え、それに比べると福井の求めに対する国の姿勢は受け身で消極的に感じます。

若狭湾で稼働する原発の同様に7基です。

それに加え、もんじゅ、ふげんも加えた廃炉措置も7基行われるわけですから、放射線防護対策施設、シェルターの整備や避難道路の除雪体制強化などは少なくとも新潟県と横並びで求めるべきではないでしょうか。

この資料を見て、もう一点、新潟の地元要望の最後に首都圏の理解促進及び経済的なメリットを感じられる取組の実施とあります。

電力消費地である首都圏へ向けて、新聞、テレビ、ウェブ、SNS、主要駅の広告など多様なメディアを活用して厳しい電力情勢や柏崎刈羽原発に対する理解を広報展開すると述べられています。

前議会、私の原子力行政に関する質問のやり取りの最後に、関西に向けてもしっかり言ってほしいと述べたのですが、関西電力の電力消費地の皆様に対して、若狭湾の原発がこれまで果たしてきた役目と、リスクに対して脆弱な避難ルートのことなど、しっかりと理解を広めてほしいです。

一昨日だって、雪で若狭湾の道路が通行禁止になっていたところです。

もう一つ、資料を御覧ください。

そちらは一般の標準家庭の電力料金を比較したものです。

こうした料金比較表は様々ネット上に出ているんですけれども、どれもほぼ、最も安いのが九州電力と関西電力管内の電気料金です。

なぜか。

これは、九電、関電ともに原発の発電比率が高いからだそうです。

関西の電気料金は若狭湾の原発群のおかげで安いのだということ、福島原発事故で明確

になった運転中の原子力発電所のリスク、危険性は福井県民が背負っている、そして、福井県は発電は引き受けるけれども、福井県を使用済燃料の最終処分場にはしないと国が前面でアピールすることを求めるべきと思いますが、御所見を伺います。

ちなみにここ、嶺北は北電管轄ですから、原発立地県であっても関西より電気料金はお高くなっているわけですね。

丹南地区などはUPZ圏に位置するところが多く、リスクはあっても電気料金の恩恵は受けていないと付け加えさせていただきます。

次に、中山間地域の荒廃について伺います。

今月は雪がたくさん降り積もりました。

我が家は山際にありますので、半ばの積雪時、屋根雪を降ろしました。

雪の後に雨が降ると聞いて、雪がすごく重くなって屋根が壊れるかもしれないと心配したからです。

幸い、屋根は無事でしたが、山を見ると多くの木の枝が折れていましたし、根こそぎ倒れているスギの木もありました。

やれやれと間伐していない放置林有林を眺めていると、今度はある集落から放置された空き家が雪の重みで潰れ、周囲の家屋や道路にはみ出しているのだという情報が入ってきました。

放置空き家は困ったものです。

雑草が生い茂るだけでなく、動物が住みつくこともあります。

さらに厄介なのは、シロアリが発生し、それが近隣に広がることだそうです。

空き家の始末で問題になるのは、固定資産税です。

空き家を解体して更地にすると、例えば200平米までの土地であれば、今の6倍もの固定資産税がかかります。

もちろん解体費用もかかる。

相続した空き家を売却し、空き家特例で何とか損せず済ませる方法もあるそうですが、地方ではその確率は低いです。

さきに御紹介した雪で潰れた空き家は元の家主が他界し、不動産屋さんに売却したものの、その不動産屋そのものが潰れ、その後、完全放置状態になったものです。

前回、放置された民有林の持ち主に木の処分を交渉したくても、個人情報保護のため持ち主が誰か教えてをもらえず、地元はどうにもできないという話をしましたが、空き家にしても同様です。

お隣さんでさえ、隣の空き家が誰のものか分からない状況が生まれています。

今後こうしたケースも増えるだろうと予想します。

高度成長期ではなく、バブル期ではなく、今は人口減少時代で人口構成もぐっと変わってきています。

土地も家屋も財産の奪い合いではなく、始末の押し付け合いの時代です。

都会ではなく、地方から、周辺部から、じわじわと荒廃してきていると感じていますので、田舎目線で田舎の課題に向き合ったルールづくりが重要です。

知事、国に対し、空き家対策を強力に推進するような法改正とか何らかのルールづくりを

求めるべきと思うのですが、御所見をお聞かせください。

また、地方で空き家の増加に歯止めをかけるような独自の制度を工夫するしかないというのであれば、専門家を加え、早急に御検討いただきたいですが、併せて伺います。

3番目に、生徒の進路選択について伺います。

先日、武生商工高校の新体育館と商業棟の落成式がありました。

木の香に満ちたすばらしい施設、しかも子どもたちがデザインやサイン、家具作りなどに学習として参加しており、木の伐採を行っている画像に感動しました。

すばらしい校舎が完成しましたこと、心よりお祝い申し上げます。

かねてより職業系高校を大事にしてほしい旨の質問を重ねてきた身としても喜びはひとしおです。

これまで、ものづくりは大事、職業教育は大事、県内企業は職業系高校の卒業生を奪い合っている。

石川県の議員に石川県は工業高校に力を入れていますねと言ったら、ものづくりは大事だから当然、地元の評価も高いですという即答が返ってきた。

工業高校の教員自体も伝統産業をはじめ、ものづくりが根づいているので、金沢として守らんなんと実績重視で資格取得に力を入れている。

工業化を大事にしていると言い、実際、3Dプリンター、三次元キヤド、レーザー加工機などの最新の機械を導入するなど、予算のかけ方も半端ないと、そういった話も御紹介しました。

それが近年、福井の現場の教員から、ここのところ職業系高校の予算も増え、県に力を入れてもらってきていると感じるようになったといった声が聞こえるようになり、そこへ商工高校のすばらしい校舎がお目見えしたわけですから、本当にありがたく、いい方向性と思っております。

こんなところで学びたいと年を取った私ですら思いました。

では、そのための中学校での進路選択、進路指導はどうなっているのか。

私の昔の教え子に聞くと、テストの点数で切られて決められたという答えが返ってくるのがつくりくるのですが、中学校において職業系高校の魅力を知る機会は充実しているのか、中学生が主体的に進路を選択できるようになっているのか、現状はどうなっているのかまず伺います。

職業系高校の先生にもお話を伺いました。

職業系高校には多くの求人が来る。

それも大学へ進学してもなかなか入れない企業がむしろ工業高校や商業高校への求人枠がちゃんとあり、分かっている子はそれを狙って選択するケースも多い。

私の知人教員はそうした説明を中学校に何度も説明に行っていると言っていました、職業系高校の魅力や位置づけ、就職状況などをなかなか理解しないのは、むしろ若い先生に多いかなとため息をつきます。

何となく私も教員だったから分かります。

自分自身が歩んできた進路はよく分かるんですけど、教員になって忙しくなって、社会経験や企業の知見など広げている余裕もない。

自分の価値観とか経験なんかで進路指導するわけですから、どうしても点数本位になりがちです。

四五、六歳になると職業系高校の意味合いも本当に理解してくれるんやけどなとかも言われました。

要は、職業系高校が大事だということに関し、今度は現場の先生方の理解を深めるべきということです。

いかがでしょうか、教育長。

新採用教員研修でしっかりと職業系高校への理解を深める機会を設けてはいかがか、御所見をお伺いします。

最後、様々な制度改革等と子どもの生活環境について伺います。

働き方改革、103万円の壁、夫婦別姓制度、このところ、こうした変化や議論が活発で社会状況の変化が激しいかなと感じています。

いずれもライフスタイルやキャリア、特に女性の仕事のしやすさに影響するなと自分の経験と照らし合わせたりしながら注目しています。

例えば、私の旧姓、中西なんですよ、御存じでしたか。

これ越前市で言ってもは？誰？と言われます。

でも、出身地の敦賀で言えば、ああ中西かとか、中西先生のところの娘さんねとか、氏素性が伝わりやすい。

逆に、敦賀で細川かをりですと言ったら、は？誰？と言われます。

姓が変わるというのはキャリアなどがリセットされがちですので、夫婦別姓が求められるというのは分からなくもないです。

103万円の壁もなくなれば、もっと長時間仕事をする人が増えるでしょう。

特に、女性のキャリア形成にプラスになる可能性を感じます。

女性としてはそう感じます。

また、4月から65歳まで雇用確保が完全義務化されて、高齢者の仕事の働き方も60代以上バリバリに働く人が増えるでしょう。

しかしながら、元小学校の教員としては、かねてよりこうした家庭環境に関わる社会性変化については、子どもの目線でももっと検証して評価して、判断してほしいと考えています。

親、兄弟で性が変わるとしたらどういう影響があるか、働く祖父母が増えたら鍵っ子が増えないか、福井県は共働き率が高いけど出生率も高かった。

これは、三世帯同居や近居によって、学校から帰ったら見てくれる祖父母が多かったという環境があったからと、教員として家庭訪問していた身として実感していました。

こうした環境が近年ぐっと変化しており、あるいは変化するのかもしれませんが、こういった国において働く女性や高齢者を増やすような家庭環境に関わる制度改正等が進んでいくというのは気になっております。

次期福井県子ども・子育て応援計画に掲げられている子どもの安全・安心を確保できる施設への必要な支援を充実させてほしいです。

発達心理学などに基づいて、子どもの生活環境をよく見ている幼稚園や学校の先生たちか

ら意見を聞いて、子育て政策を進めてほしいです。
制度改正が子どもの健全育成にとって是か非か影響なしかという議論を国にもっと求めてほしいですという３点を求めますが、御所見を伺います。

議長／知事杉本君。

杉本知事／細川議員の一般質問にお答えを申し上げます。

私から、まず六ヶ所再処理工場が稼働しない場合に、使用済燃料の貯蔵容量を増やしたい旨を求められた際の対応についてお答えを申し上げます。

関西電力におかれましては、今、御指摘もありましたように、先日の県議会での発言の中で、貯蔵容量については原則増やさないという発言があったというふうに伺っております。これにつきましては、一昨年10月ですけれども、関西電力の森社長が来られて、それで六ヶ所の再処理工場の竣工の遅れをもって、貯蔵容量を増やすという、その例外には当たらないということを明言されたものの確認をされたものというふうに認識をいたしております。

私どもも当然そのように扱われるというふうに考えているところでございます。

また、六ヶ所再処理工場の竣工に当たりましては、これは国が使用済燃料対策推進協議会、この幹事会をこれまで年１回だったものを四半期に１回開催していくということを行いまして、透明性を持って、審査の状況について進捗状況を確認していくということも発言をしているところでございますし、また、事業者もこの進捗管理についてオールジャパンで、事業者全体で調整をしていくというふうにも伺っているところでございます。

いずれにいたしましても、県といたしましては、こうした対応を逐一確認させていただきまして、厳しく監視をさせていただくというふうに考えております。

再処理工場の竣工目標の実現に向けて、国、それから事業者、全力で取り組んでいただけるように、これからも強く申し上げてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、国に対して、空き家対策を推進する法改正であるとか、ルールづくりを求めることについて、お答えを申し上げます。

御指摘もいただいておりますけれども、本当に県内の空き家というのは徐々に増えてきている、こういう状況にあるわけでございまして、こういったことを受けて一昨年の12月に空き家対策の特措法が制定をされたというところでございます。

この中で市や町が事業者に対して指定を行いますと、この事業者は所有者の情報を受け取ることができて、扱うことができる。

また、適正な管理をするようにといったような指摘もできるというようなことになっておりまして、市や町の空き家対策の現場というのは非常に忙しくなっているんですけれども、こういったものを一定程度、役割分担をして、そういったもので体制の強化が図れるといったことになったのかなと考えているところでございます。

県内でもこれを利用しまして、坂井市、それから美浜町において２つの法人を指定いたしているところでございまして、そこに御相談に来るとか、また空き家バンクの登録を進めたりといったことも進んでおりまして、適正な管理、それからまた流通、一定の役割を果

たしてきているというふうにも考えているところでございます。

県におきましても、この中の一企業体ですけれども、ふるさと福井サポートセンターに委託をいたしまして、これは大野市の和泉地区であったりとか、また、越前市の白山地区、このところで空き家の見学ツアーというものを実施させていただいて、9名とか7名の方が来てくださったんですけれども、うち2名ずつが空き家を買いたいというふうにも申し出ていただいて一定の効果が出ているというふうに認識をいたしております。

これからやはり使っていただくのが一番だと思いますので、こうした取組をしっかりと県全体に拡大をしていく、既に勝山市であったり、それからまた、敦賀市でもこうした動きが出ておりますけれども、拡大をしながら、まずは空き家を減らしていく、努力を広げていく、そしてこの活動をしながら、課題として持ち上がってきたものについては国に対して申し上げていく、こういったことを続けてまいりたいと考えております。

そのほかにつきましては担当より御答弁を申し上げます。

議長／未来創造部長武部君。

武部未来創造部長／私からは、北陸新幹線の全線開業に対する国の考え、それから進捗状況についてお答えをいたします。

北陸新幹線敦賀－新大阪間につきましては、昨年12月、与党整備委員会が小浜・京都ルートによる早期着工を実現するための中間報告を取りまとめたところでございます。

これに基づきまして、今月の10日には、西田委員長が西脇京都府知事、それから松井京都市長に対しまして、地元説明会の開催の協力を要請し、14日には財源議論も開始されるなど、小浜・京都ルートの認可着工に向け、着実に前進をしております。

また、今月18日でございますけれども、中野国土交通大臣が衆議院の予算委員会におきまして、北陸新幹線敦賀－新大阪間は激甚化、頻発化する災害に対するリダンダンシーの確保といった重要な意義があるという御答弁をされておりますことから、小浜・京都ルートによる一日も早い全線開業という政府の方針に変わりはないと認識をしております。

引き続き、県議会をはじめ、関係者と一体となって、一日も早い全線開業を政府与党に強く求めてまいります。

議長／防災安全部長坂本君。

坂本防災安全部長／私から、原子力行政について、2点お答えいたします。

まず、放射線防護対策施設の整備や避難道路の除雪体制強化についてお答えいたします。放射線防護対策施設につきましては、本県では国の方針に基づき10キロ圏内の一時集合施設や福祉施設等40か所を整備しておりますほか、10キロ圏内におきましても、半島部など孤立の恐れがある地域や、公立病院等6か所に整備をしております。

また、避難道路につきましては、立地市町の8路線9か所を原子力災害制圧道路としまして、全国に類を見ない規模、具体的には、国の交付金で360億円余り、これに電力事業者の負担金を合わせますと、合計で670億円余りの事業規模で整備を進めてきましたほか、経済

産業省や内閣府の安全対策の交付金を活用しまして、既存の避難経路の改修やのり面对策、融雪装置の設置を実施してきております。

また、今月10日の共創会議におきましては、県や立地市町の要望を踏まえまして、避難道路等の整備などに関する事業の例が国から示されたところであります。

立地地域の安全・安心のためには、避難道路の多重化、強靱化をはじめ、原子力防災対策の充実が不可欠でありまして、今後も原子力政策を進める国に対し、各省庁の連携や財源の確保など、責任のある対応を求めてまいります。

次に、関西への理解促進に係る国のアピールについてお答えいたします。

原子力に関する国民理解につきましては、県では国への重要要望や総合資源エネルギー調査会等の機会に、関西電力管内への電気料金が比較的安価であること等を踏まえまして、原子力の重要性、必要性等について、電力消費地での説明を尽くすよう求めてまいりました。

福井県を使用済燃料の最終処分場にしないことについては、令和6年1月の当時の齋藤経済産業大臣への要請において、大臣が使用済燃料は必ず搬出されることから最終処分場になることはないと言明をしております。

今月18日に閣議決定されました第7次エネルギー基本計画では、国が前面に立ち、原子力立地地域のみならず、これまで電力供給の恩恵を受けてきた消費地も含め、理解造成に向けた取組を強化していくとしました上で、原子力が持つリスクや安全対策の状況、原子力の経済性等について、より伝わりやすくなるよう工夫を重ねていくとしております。

引き続き国民に対し、丁寧に分かりやすく説明し、原子力に対する理解を得るよう国に強く求めてまいります。

議長／健康福祉部長池上君。

池上健康福祉部長／私からは、家庭環境に係る国の制度改正などが進むことに対する対応についてお答えをいたします。

1つ目の子どもの安全・安心を確保できる場につきましては、祖父母が仕事などを長く続けることで子育てに関わることが少なくなるといった家庭環境の変化の中、新しい子ども・子育て応援計画の案では、こども食堂や校内カフェのほか、NPOなどが独自に取り組む多様な居場所づくりへの支援を充実することとしております。

2つ目の幼稚園や学校の教員からの意見につきましては、計画策定過程において開催しました検討会議や分科会に、幼児教育保育、また、小中高校の先生方に参画をいただき、子どもを取り巻く環境の変化、子どもたちが日頃感じていること、そして今後必要と考える取組などについて意見を伺っております。

引き続き先生方に御意見をいただき、関係部局と共有しながら施策を進めてまいりたいと考えております。

3つ目の制度改正の影響につきましては、夫婦別姓や働き方の変化など、様々な制度見直し子どもに不安を与えたり、健やかな育ちを妨げたりすることがないか、子ども目線も取り入れて進められるよう、国に対し、求めていきたいと考えております。

議長／土木部長田中君。

田中土木部長／私から２点、まず、舞鶴若狭自動車道の４車線化に対する国の考えと進捗状況についてお答えをいたします。

先月21日に実施しました杉本知事と経済産業省の武藤大臣との意見交換では、11月の要望の際と同様、武藤大臣より立地地域の振興や安全確保につながるもので大変重要な事業であると認識しており、国交省等の関係省庁と連携しつつサポートしていくといった発言がありました。

国土交通省においても、今月３日に実施されました要望において、廣瀬次官より、災害等を考えると４車線化が必要である、ネットワークとして強化できるよう高速道路会社と協力して事業を進めていくとの発言がございました。

引き続き舞鶴若狭道の４車線化の重要性は、引き続き国にも理解をいただいていると考えてございます。

また、既に事業化された区間については、府県境部分のトンネルをはじめ、順調に工事が進捗していると聞いております。

引き続き国等に対し、早期の全線４車線化を強く働きかけてまいります。

次に、空き家の増加に歯止めを掛けるような独自の制度についてお答えをいたします。

空き家の増加の抑制については、先ほど知事が答弁したとおり、空き家等管理活用支援法人の活用などにより、空き家の適正管理や流通促進の取組を全県的に進めていきたいと考えております。

このため県では、来年度の当初予算におきまして、法人を活用する市町を支援するための費用を計上し、空き家の適正管理や早期除却を働きかける体制の強化を図っているところでございます。

また、例えば、NPO法人、ふるさと福井サポートセンターといった、空き家の流通に精通するアドバイザー、専門家派遣を行うための費用も計上しました。

県としては、地域住民等と市町が連携、協力して、空き家の増加抑制に取り組めるよう必要な支援をしてまいります。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私から、生徒の進路選択について２点、お答えをいたします。

まず、中学校における職業系高校の魅力を知る機会や進路選択の現状についてお答えいたします。

職業系高校では、農業、工業、商業、水産、家庭、福祉など、様々な分野の専門的な知識や技能を身につけ、実社会で即戦力として活躍する人材を育てており、地域にとって極めて重要な役割を担っていると認識しております。

現在、職業系高校のオープンスクールなどで、実習室の見学や体験実習など、中高生の交流を行い、中学生やその保護者へ魅力を伝えております。

また、中学校における高校説明会では、業系高校において取得できる資格ですとか、就職、進学状況など、中学生や保護者が知りたい情報を得る場となっております。

来年度は職業系高校の学科を紹介する新たなパンフレットを作成し、全ての中学生の家庭に配布するほか、中学校において職業系高校を卒業した若手社会人による出前授業などを実施するなど、職業系高校への進路選択に役立つ機会をこれまで以上に増やしたいと考えております。

次に、新採用教員研修において、職業系高校の理解を深める機会を設けることについて、お答えいたします。

現在、初任者研修におきましては、授業のやり方、子どもとの関わり方、個別の支援方法など、教員として必要な知識、技能についての研修に加えまして、中高の授業内容を学び合うという観点から、中学教員が高校を訪問して授業参観を行う機会を設けております。

また、中学3年生の担当教員は、各中学校で行われる進路説明会に参加いたしまして、それぞれの高校の魅力や特徴について、高校の教員から詳しく説明を受けております。

さらに職業系高校では、中学教員を対象とした高校見学会を実施しておりまして、その中で、授業内容、カリキュラム、進路状況など、最新の状況について知見を深めております。

引き続き御紹介のごさいました初任者研修も踏まえまして、様々な機会を捉えて、進路指導に関わる中学の教員が、職業系高校の教育内容、意欲についての情報が得られるように工夫をまいります。

議長／細川君。

細川議員／私、その担当者だったので、まだまだ行けると思うんで、よろしくお願いします。

原発関係にしましては、最終処分場にしない、それは分かりますよ。

でも、最終処分場という名前をつけないというだけで、実質、最終処分場みたいにずっと留め置かれるようなことがないように、何と言うか、言葉と実際にやっていること、どうしてもそこら辺の齟齬、言葉で後回しにされているような、そんなようなことが非常にこの原子力行政でも、特に後始末に関しては多いので、そこら辺、二十何回も延期とかって、もういい加減にして、言葉遊びはやめてちょうだいと、本当に何をするかというところの裏をぜひ得られるようなところの御努力をお願いしたいです。

それから関西に向かっては言っているといっても、結局、関西の人たちがそういう実感がないのであればまだまだ足りないということです。やはり若狭湾で発電する恩恵を受けているんだ、だから安いんだということなんかはしっかりと。

それから避難道路が長いとか言いますが、若狭湾は横に広がっていて、ぽんぽんとなっていますから、もし各原発から6方向に道をつけたら凄まじい道になりますよね。

そこら辺の距離というのが適切かどうかというのは分かりませんが、雪も降ります。道路だけでは駄目です。

新幹線なんかは絶対に若狭湾を絶対に通さないといけないとも思っていますので、そこら辺の押し込みもよろしくお願いいたします。

ちょっと早く終わります。

議長／以上で、細川君の質問は終了いたしました。

ここで、休憩いたします。

＊ 休憩中 ＊

議長／休憩前に引き続き、会議を開きます。

北川君。

北川議員／民主・みらいの北川です。

通告３項目ということで早速入らせていただきます。

まず、養護教諭の現状と今後の方向性について伺いたいと思います。

教員の確保に苦しんでいる中、それぞれの自治体がチーム学校という姿勢を示しています。つまり、学校に勤務する全職員がその職務にかかわらず学校経営、学校運営、さらには子どもたちの支援に向けて力を結集しフォローし合っていく体制です。

県の教育進行基本計画の中にもこのチーム学校は６回登場してきます。

職員が子どもたちと余裕を持って向き合うことは、子どもたちへの支援に不可欠ですし、児童生徒だけでなく、職員の同僚(?)、また孤独感を抱えて苦しむ若い教員のフォローにもつながっているのを感じています。

ただ、ここで取り上げるのはそのチームの一員である使命感を感じつつも、原則として学校に一人しかいない職員、いわゆる一人職の職員の勤務の実態とその厳しさです。

一人職には事務職員、栄養教諭、養護教諭などがありますし、各市町で確保している支援員を含めるとほかにもいろいろな職務がありますが、ここでは養護教諭について取り上げます。

学校において、児童生徒に健康管理や保健指導を担当する養護教諭の職務は学校教育法、また学校保健安全法に示されていますし、教育職員免許法には特定の免許が必要であることが示されています。

その具体的な職務は健康診断の実施、健康相談、保健指導、健康教育、救急処置、感染症対策、保健室の管理、さらには保健関係の記録管理など多岐にわたります。

突発的な怪我や心身の不調にも向き合わなければなりません。

予測不能の事態に一人に対応し、命や体に関わる大きな判断を求められる養護教諭に気の休まる時間は皆無であると言っても過言ではありません。

特に、感染症対応については児童生徒、職員、学校を守るために身を削り、献身的な活躍をしてきたことは記憶に新しいものですし、それは今も継続しているのだと思います。

いずれにしても子どもたちの安全・安心な学校生活を維持していくために大変重要な職であることは言うまでもありません。

にもかかわらず、国の配置基準では養護教諭は全学年で３学級以上の小中学校に配置されることがされており、小学校では８５１人、中学校では８０１人、特別支援学校では６１人に満た

ない学校では基本的にひとり職となっています。

ただ、資料1の中でありますように、中日新聞が2023年に実施した調査によると、養護教員の複数配置の必要性については、全国47都道府県と20政令都市の教育委員会の8割以上が必要であると考えています。

愛知、長野、滋賀など8府県と、名古屋、浜松、横浜など7市が独自の複数配置基準制度を設け、養護教諭を追加で配置しており、複数配置が実施されている自治体が少しずつ出てきています。

特に、長野県は小学校では700人以上、中学校で600人以上の学校で複数配置を実施しています。

一方、福井県の場合、複数配置となっているのは8校のみです。

出張や修学旅行時の引率などで一人しかいない養護教諭が不在となったときの学校の緊張感は大きなものがあります。

また、保健室は不登校児童生徒の居場所であり、いじめなどから自分を守る、子どもたちの駆け込み寺的な場でもあります。

それだけにゆとりを持って子どもたちに向き合い、個に応じた相談などができるようにする必要があります。

さらに教職員のケアにも対応しており、職員にとっても保健室は学校のオアシスでもあるだけに、それらに一人で向き合う養護教諭の負担は大きなものであります。

養護教諭が常に保健室を空けることなく、学校保健活動、救急措置などの危機管理にも対応できる体制とすべきであるとともに、余裕のある勤務体制を守っていく姿勢が教育行政を担う県教委、そして市町教委にも必要であると考えます。

伺います。

養護教諭の精神的、肉体的に逼迫した勤務の状況をどのように認識し、負担軽減のためにどのような対応をされているのか伺います。

また、令和7年の教員採用試験における一般教諭は、受験者、受験倍率ともに過去最少、最低となった中、養護教諭の受験者は62名、内定者が8名、受験者に対する倍率は7.75という高倍率でした。

つまり、養護教諭の人的な面では拡充が可能な状況であると考えます。

伺います。

他府県が独自の配置基準を設定している現状に鑑み、国に対し配置基準の見直しを強く要望し、それが実現するまでの間は本県独自の養護教諭の複数配置を検討すべきと考えますが、教育長の考えを伺います。

万が一、ひとり職の養護教諭が倒れた場合には、学校の機能の全てが停止してしまいかねない危機感を感じます。

今回示された福井県教育振興基本計画においても、〇〇教育、〇〇の推進といった様々な取組が掲げられています。

そのような中で、長期的な展望に立った複数の人的配置は不可欠です。

また、ぎりぎりのところで職務を果たしている職員、特にひとり職にこれ以上の職務負担を求めることのないよう教育行政を進めるべきであると考えます。

伺います。

バランスとスクラップ・アンド・ビルドを意識した教育行政の在り方について教育長の今後の方向性を伺います。

文科省は、資料２にありますように、平成31年の中央教育審議会答申で示された、いわゆる学校、教師が担う業務に係る３分類に基づき、業務の考え方を明確化した上で役割分担や適正化を推進してきました。

そして、３分類14項目の取組の実効性の向上のために、国、県、市町、学校など、それぞれの主体による具体的な役割を求めて整理していますし、当然、養護教諭の職務内容に関しても精査し、共通理解をしていく必要があります。

伺います。

この３分類14項目の取組に向け、県の認識を伺うとともに養護教諭の職務内容について、国や市町との共通理解や取組の連携をどのように進めていくのか伺います。

お願いします。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／北川議員の一般質問にお答えいたします。

私から４点。

まず、養護教諭の勤務状況の認識と負担軽減への対応についてお答え申し上げます。

養護教諭には児童生徒に対する保健指導をはじめ、健康教育や感染症対策などに加えて、悩みを訴える児童生徒の相談相手になるなど多岐にわたって業務があることは承知しておりまして、子どもたちの体と心の健康を守る大変重要な役割を担っていただいているというふうに認識しております。

ひとり職であります養護教諭の負担軽減策としては、公務支援システムの導入によりまして、日々の児童生徒の健康管理ですとか、健康診断などの入力作業、そしてデータ管理の効率化を図るとともに、学校運営支援員などによります事務作業のサポートなどを行っております。

また、校内サポートルームの設置によりまして、教室に居づらさを感じている子どもたちの新たな居場所が生まれ、保健室での児童生徒への対応時間が減ったというのを聞いています。

引き続き様々な観点から養護教諭の負担軽減策を講じてまいりたいと考えております。

次に、養護教諭の配置基準の見直し及び県独自の複数配置についてお答えいたします。

小中学校の養護教諭を含みます教職員の定数はいわゆる標準法によりまして、児童生徒数ですとか学級数を基にして算出されます。

県では国の配置基準に満たない小規模校も含めまして、養護教諭の全校配置を進めております。

また、大規模校については、国の基準を満たす２校に加えまして、県独自に基準に満たない小中学校６校に対しても複数配置を実施しております。

さらなる複数配置のためには、教職員定数の算出方法の見直しなど標準法の改正が必要で

あります。

県としては引き続き、国に対して、養護教諭も求めた教職員定数の改善を強く要望していきたいと考えております。

あわせて、県としても養護教諭の配置の在り方について、他県の状況も見ながら、その方策について検討してまいります。

次に、バランスとスクラップ・アンド・ビルドを意識した教育行政の在り方についてお答えいたします。

県では現在、公務DXの推進による業務効率化、スクールカウンセラーや学校運営支援員の配置になどにより業務負担の分散化、学校行事の生成(?)などによる業務削減など、様々な面から教職員の働きやすい環境づくりに鋭意取り組んでいるところでございます。

さらに、次期教育振興基本計画におきましては、一層の業務削減、効率化や、人員体制の充実に加えて、チームワーク重視の風通しのよい職場づくりを新たに掲げまして、学校全体でのチームマネジメントを推進していくこととしております。

特に、養護教諭のようなひとり職につきましては、引き続き業務の状況把握に努めるなどしまして、過度な負担が生じないように配慮しながら、教職員一人一人が心身ともにゆとりを持って子どもに向き合う時間を確保してまいりたいと考えております。

次に、学校教師が担う業務に対する県の認識と養護教諭の職務内容に対する国や市町との連携についてお答えいたします。

県においても、学校や教師がやるべきことや、そして地域や外部機関等に協力を依頼すべきこと、これを精査しまして、業務の適正化を進めるべきと考えております。

このため毎年度当初には文部科学省の3分類14項目の趣旨に沿って、PTAと連盟で地域や保護者に文書を発出しておりまして、登下校の見守りや学校支援員、部活動支援員等への協力をお願いしております。

養護教諭の業務軽減の方策につきましては、例えば校外学習等における引率の見直しですとか、毎朝の健康観察の取りまとめ報告のデジタル化など、各学校の具体的な取組事例を市町とも情報共有をし、横展開を図ってまいりたいと考えております。

議長／北川君。

北川議員／ありがとうございました。

今ほど校務支援システムという言葉がありましたけども、ついこの間まで養護教諭にはタブレットが回ってこなかったというお話も伺っています。

その点も確認していただきたいですし、振興基本計画の中にビルドの部分でマルシンと示されたものが31、マルカクと示されたものが21あります。

その点からもスクラップの部分を確認していただく必要があるのかなと思っております。

それでは、2つ目の項目、放課後児童対策パッケージ2025、そして、福井県子ども・子育て応援計画案、そして、放課後等デイサービスについて伺います。

放課後の子どもたちの豊かな時間と安全・安心な居場所を確保することは、次代を担う人

材を確保するため、育成するため、また共働き家庭などが直面する小1の壁を打破するためにも喫緊の課題です。

このため、これまでこども家庭庁や文科省では場所や人材の確保を通じて放課後児童クラブの受皿整備、多様な居場所づくりなど全ての子どもが放課後を安全・安心に過ごすための取組を推進してきました。

資料3に示した放課後児童対策パッケージ2025は、これらに基づき、こども家庭庁と文科省が連携し、待機児童の解消と放課後の児童の居場所確保に向けた対策の一層の強化のため、令和6年から7年度に集中的に取り組むべき内容を取りまとめたものです。

その中で大きな課題となっているのが、矢印の部分で表しているように夏季休業中の子どもの居場所であり、対策として全国的にも進められているのがサマー学童の設置です。

現在の学童保育の支援要件は年間250日以上の開所が必要であり、短期間開所の学童保育は対象外となっていますが、共働き世帯の増加を背景に、特に夏休み期間中の学童保育の需要が高まっているのです。

こども家庭庁は、2023年に既存の補助金を活用して夏休み中の学童保育に昼食を提供するよう促す通知を出し、サマー学童に関する初の全国調査も実施し、調査結果を基に2025年予算に具体策を詰めるということです。

伺います。

本県のサマー学童の現状を伺うとともに、長期休業中に就職支援について県としての所管を伺います。

また、サマー学童とともに今注目すべきなのは民間の学童です。

子どもたちや保護者の思いは多岐にわたります。

それだけに選択肢の多さが必要となっています。

本県の民間学童の現状を伺うとともに、今後の放課後の居場所としての必要性について驚頭副知事に所感を伺います。

一方、大変気がかりな点があります。

この放課後児童対策パッケージ2025には、残念ながら放課後等デイサービス、いわゆる放デイは含まれていないのです。

放課後児童対策パッケージ2025に放課後等デイサービスが含まれていないことについて、その理由をどのように考えているか、県の所感を伺います。

また、福井県こども・子育て応援計画（案）には、子ども基本法が施行され、次世代の社会を担う全ての子どもや若者が将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会の実現を目指し、社会全体で子ども政策を進めていくこととありますが、ここでも放デイは登場しません。

やはり医療的ケアや障がいを持った子どもたちの放課後の居場所という視点が欠落しているのを感じます。

障がいを持った子どもたちも立派な次世代の社会を担う子どもや若者なのです。

福井県子ども・子育て応援計画においても、放課後等デイサービスに言及する必要性を感じますが、所感を伺います。

前議会の一般質問において、放デイに関して、医療的ケアが必要な重度障がい児を受け入

れる放課後等デイサービス事業者を増やすために、看護師配置のための人件費補助、今年度から新たな受入れに必要な施設の改修や備品整備の助成制度を設けており、今後も地域の受入れ枠拡大に向け、利用者の具体的ニーズを調査し対応していきたいとの答弁をいただき大変うれしく思いました。

一方で、令和6年8月時点での放課後等デイサービスを利用する小学生は1266人となっており、うち、公立小学校に通う児童は957人となっているとの数値が示され驚きました。

つまり、放デイ利用者の実に75.6%が公立小学校の特別支援学級の児童であり、残りの24.4、309人分しか受入れ余裕がないということです。

資料4に示したように現在、県の特別支援学校の小学部だけでも325名の児童が在籍しています。

そのほとんどの児童は放課後の居場所として放デイを選びたいのではないのでしょうか。

また、働いている親御さんは週5日の居場所を確保し、できれば同じ事業所で我が子のニーズに応じた支援を受けたいと望んでいます。

県はその背景も理解しており、放課後児童クラブについては障がい児の特性に応じた個別のケアに精通した専門人材の不足、またバリアフリー化など設備面の課題があって、受皿として放課後児童クラブの拡充が難しいとする一方で、放課後等デイサービス事業所については気がかりな児童の診断体制の充実であったり、18歳までの利用規模の高まり、さらに送迎サービス提供の事業所の増加により、預け先として保護者のニーズに応じていると述べています。

つまり、障がい児童の居場所の絶対数が不足しているということなのです。

明日の社会を担う子どもたちの居場所という重要な問題です。

この喫緊の課題に対して、今後どのような対策をしていくのか、対応をしていく考えなのか現状に対する所感と今後の方針を知事に伺います。

議長／知事杉本君。

杉本知事／私から、障がい児童の居場所の不足に対する所感と今後の方針についてお答えを申し上げます。

御指摘いただきましたけども、まず県全体で放課後等デイサービスを利用する者(?)というのは定員を下回っている、形式的にはそういう状況にあるということでございます。

一方で障がいの程度によっては、定員いっぱい子どもを預かれないということもございまして、また、サービスの内容によって、特定の事業所に偏っているということも現実起きておりまして、実態といたしまして、利用を希望する日数分だけ利用ができるという状況になっていないところがあるのかというふうに課題を感じているところでございます。このため、今年度から医療的ケア児の受入事業所が改修を行う、こういったことに対する支援も始めさせていただきまして、2つの施設におきまして、受け入れの拡大を実施をしていただいているというところでございます。

また、軽度の発達障がい児につきましては、これは本人や家族のニーズをしっかりと伺いいたしまして、放課後児童クラブも含めて、地元の便利なところですね、そういったとこ

ろの受け入れ場所を確保するように市や町への助言も行っているところでございます。
来年度ですけれども、重度の医療的ケア児の受入れ促進ということで、人件費の助成、これの単価を引き上げをさせていただくということを考えているところでございますし、また、軽度の障がい児につきましては、これは放課後児童クラブ、地元の放課後児童クラブの、その職員が、受け入れについての研修を受けるということで、近くのところでも、もちろん親御さんとか本人のニーズに沿った形ですけれども、受け入れができるような体制というものもつくっていききたいというふうに考えているところでございます。
今後の課題につきましては、放課後等デイサービス事業所の利用者の皆さんに対しまして、その障がいの程度であるとか、それから利用のニーズ、それから実際に利用がどのようにできているのか、こういった実態の調査を来年度行わせていただきたいと考えているところでございます。

議長／副知事鷺頭君。

鷺頭副知事／私からは、本県の民間学童の現状と今後の放課後の居場所の必要性につきましてお答えを申し上げます。

まず初めに、本県には放課後児童クラブとして254施設ございますけれども、このうちの6割以上である158施設が民間事業者に運営委託をされているということでございまして、こういった施設では、それぞれ事業者の創意工夫によって工作教室であるとか学習サポートといった多様なメニューが提供されているということでございます。

他方で、一部の地域におきましては、共働き世帯の増加でありますとか、あるいは小学校高学年の利用希望など、ニーズに十分に応え切れておらず、さらなる拡充という声も受けて、児童クラブの新設なども必要となっているところでございまして、県としましても引き続き市町と共にこの児童クラブの着実な確保、充実に取り組んでいくところでございます。

その上でございますが、御指摘の民間学童につきましては、これは様々なサービス形態がございますので、一概に申し上げられないところはございますけれども、例えば英会話中心の学童であったりとか、プログラミングといった特色のあるプログラムが用意をされていたり、あるいは学校までの送迎を行ったりとか、預かり時間を延長するなど様々な家庭のニーズに応じまして、児童クラブだけでは対応できない、多様な選択肢を提供されているというふうに認識をしております。

子どもたちの貴重な放課後の過ごし方という意味でも、また、共働き家庭を支える子育て支援サービスという観点でも、こういった選択肢が増えるということは重要であると思っております。さらなる充実を期待するところでございます。

県におきましては、子育て世帯が多様なサービスを利用しやすくなるように、情報発信などのサポートにしっかり取り組んでいきまして、児童が安心して過ごすことのできる放課後の居場所の確保に努めていきたいと思っております。

議長／健康福祉部長池上君。

池上健康福祉部長／3点、お答えいたします。

まず、本県のサマー学童の現状と長期休暇中の昼食支援についてお答えいたします。

県内では、全ての市町において、長期休暇中に児童クラブを開所しており、うち2市町においては、放課後子ども教室の仕組みなどを活用しながら、長期休暇中の受入れを拡大するなど、共働き世帯などの学童保育の需要に適切に対応しております。

また、長期休暇中の昼食支援については、国の通知において地域の実情に応じて対応することとされておりまして、県内では保育所や学校に隣接する児童クラブを中心に、3市12施設で提供されております。

保護者からも児童クラブでの昼食提供を求める御意見が市町に寄せられておりますので、県といたしましては、市町に対して県内の先行事例を共有し、利用者ニーズや家庭状況など、実情を踏まえた対応を働きかけていきたいと考えております。

次に、放課後児童対策パッケージ2025に放課後デイサービスが含まれていないことについてお答えをいたします。

放課後児童対策パッケージ2025におきまして、国は全ての子どもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策を挙げております。

そして、多様な居場所づくりを推進するため特別な配慮を必要とする児童への対応を施策の一つとして位置づけております。

その中で、放課後等デイサービスを含む障がい児通所支援と、放課後児童クラブを並行利用する場合の機関連携などに関して実態調査を行い、ノウハウなどを自治体に周知する予定としております。

県としましても児童の障がいの程度や本人、家族のニーズなどを十分考慮し、放課後等デイサービスの拡大や、放課後児童クラブも含めました適切な受け入れ場所を確保することが重要であると考えておりまして、市町に対し障がい児の居場所確保について働きかけを行っているところでございます。

今後、この対策パッケージに基づきまして行われる国の調査結果も活用しながら県内において、保護者の希望の沿った受入が進むよう引き続き市町に働きかけてまいります。

次に、福井県こども・子育て応援計画（案）における放課後等デイサービスの現況についてお答えいたします。

新たなこども・子育て応援計画（案）では、全ての子ども、若者の社会参画や権利擁護を図る視点を重視し、医療的ケア児の保護者や特別支援学校の生徒に直接意見を聞いて検討を進めてきたところでございます。

計画におきましては、障がいの程度や家庭事情も勘案して、放課後も含めた子どもの居場所確保に取り組んでいくこととしております。

また、放課後等デイサービスにつきましては、障がいを持った子どもが安心して、自分らしく過ごせる場所として重要と考えておりまして、障害者福祉計画において、放課後等デイサービスなどの受入れ拡大による支援体制の充実を図ることとしております。

3月末のこども・子育て応援計画の策定公表に向けまして、医療的ケア児も含め、障がいを持った子どもたちが安心できる放課後の居場所づくりを進めていくという方針を、県民

の方に分かりやすく示していきたいと考えております。

議長／北川君。

北川議員／ありがとうございました。

先ほど民間児童クラブのところで254のうち158がもう既に民間なんだとお話ありましたが、これは民間のそういう団体への委託ということですので、具体的な民間の受入れということがもう少し進んでいくことを期待したいなと思っています。

また、開所支援の拡大ということで、そのニーズを今年度またアンケート、いろんなことで直接伺ってくださるということですので、そこにも期待大です。

ぜひお願いしたいと思いますし、放デイ、大変大事だなと思いますので、その数、そして受け入れ数、そこを拡大できることを願っています。

それでは、3つ目の質問に入らせていただきます。

いじめ対応における第三者調査委員会の準備体制大切さと題しました。

令和5年12月議会の一般質問の中でいじめ重大事態に関する本県の状況と今後の取組について伺いました。

その中で県からは、ガイドラインに基づき、各自治体から重大事態として報告、相談があった場合は、適宜各自治体に助言を行っているとの答弁をいただきました。

文科省によりますと、2023年度に全国で把握されたいじめは73万件余りで、このうち自殺や不登校などの重大事態は1306件と過去最多となりました。

そして、その4割近くは重大事態になるまで学校がいじめを認知していませんでした。

そのような事態を受け、文部科学省は対応や調査に問題があるとして資料5に示したように令和6年6月19日、第三者委員会が調査すべき具体例などを盛り込んだガイドラインの改定案を示しました。

この中でいじめの疑いがある段階でも重大事態として扱い、速やかに調査するため、全ての教職員があらかじめ対応を認識しておくことを求めるなど、平常時からの取組も盛り込まれています。

いじめ防止対策推進法の成立から10年が経過するにもかかわらず、学校や教育委員会が問題に真摯に向き合わず被害を受けた子どもや保護者を一層傷つけるケースがいまだに後を絶ちません。

先日、敦賀市で令和4年に発生した不登校重大事態に対する調査委員会からの報告が公表されました。

いじめ事案が発覚してから2年間、被害者にとって、またそれを支えてきた家族にとって苦しい時間だったことは容易に予想できます。

また、その期間も別の意味でいじめ継続の期間であったとも考えます。

再発防止や再発時の迅速な対応のためには、文科省のガイドラインにあるように、第三者委員会の立上げ体制を整えておくことが重要であり、そのための対応を明確に示しておくことが必要です。

ガイドラインが示している内容を共有し、着実に実行していくため、県としてどのように

市町と連携し、取り組んでいるのか伺います。

また、県ではスクールロイヤー制度を導入し、学校などで発生したいじめや重大事態に対して必要なときにはスクールロイヤーの指導やアドバイスを受けることができます。

スクールロイヤーは事案が訴訟などに発展してしまう前に初期対応の段階から関わってもらうことで、速やかな問題解決につなげることを目的として導入されたもので、学校サイドに立った専門的な知見やアドバイスを受けて対応を進めることができ、教職員の負担軽減にも期待されるものでもあります。

ところが、対象児童側はスクールロイヤーから専門的なアドバイスが受けられないことも少なくありません。

そういった対象児童などを支援する活動も生まれてきてはいますけれども、行政としてその体制、制度、姿勢を明確にし、アナウンスしていくべきと考えます。

いじめられた側の子どもや保護者が法的なアドバイスを受けられる体制を整えるべきと考えますが、現状と方向性を伺います。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私から2点、お答えを申し上げます。

まず第三者委員会の立ち上げ体制を整えておくことの必要性和市町との連携体制についてお答えを申し上げます。

県ではこれまで市町の教育長会議などにおきまして、いじめ重大事態に速やかに対応するため、条例等の制定や予算措置などをあらかじめ行うよう再三伝えておりまして、福井市やあわら市におきましては、令和7年4月に条例を制定する予定と伺っております。

今回の敦賀市の事案を受けまして、改めて先日、市町教育委員会に対しまして第三者調査委員会の設置や調査を速やかに行えるよう条例の制定、予算措置、組織の設置の準備などを行うこと。

また、いじめの事案に対する組織的な対応力と指導力向上を目的とした管理職や教職員向けの研修などを積極的に実施することなどにつきまして、改めてお伝えをしたところでございます。

今後も引き続き市町に対しまして、こうした調査委員会の立ち上げ準備など、いじめ全般に対する対応について求めてまいります。

次に、いじめられた側の子どもや保護者が法的なアドバイスを受けられる体制づくりについてお答えいたします。

御紹介ありました県のスクールロイヤー活用事業でございますけれども、公立の小中学校や県立学校において発生した対応困難な事例に対しまして、学校に勤務する教職員や、服務監督者に法的助言等を行うことを目的としておりまして、保護者等が直接相談できる状況等にはなってございませんが、スクールロイヤーにはいじめられた子どもや保護者の立場に立ってその支援に対する法的なアドバイスをしていただいているところでございます。県としては、いじめられた側の子どもや保護者への対応について市町の教育委員会から相談を受けた場合には、専門的な機関や相談窓口を紹介するなどをしております。

相談窓口の一覧なども毎年度お配りさせていただいております。
法的なアドバイスも含めまして、引き続き寄り添った対応を行っていきたいと考えております。

議長／北川君。

北川議員／ありがとうございました。

今の内容ですけれども、先日の毎日新聞には、3か月何もしなかったと大見出しが出ていました。

つまり、敦賀の件に関して、発覚してから何ら学校側、または教育委員会側が動かなかった、そのことが今回の長引くことにもつながっているんだというようなコメントも載っていました。

今日、3点伺いました。

もう再質問はしませんが、今日取り上げた3つに共通していることは何なのか。

今、県でも長期ビジョンが進められています。

本当にそれには期待するものがとても大きなものがあります。

3点に共通するところ、それは、今は苦しい、また、今はつらい、でも、今日よりも明日、そして今日よりも未来が少しでもよくなるだろう、そのために私は今頑張るんだ。

そうすれば誰かが、県が、教育委員会が何とかしてくれるだろう。

そんな思いなんだと思っています。

暮らしやすくなっていく福井、その確信を持つ、それが持てることが、これからの福井県にとって大きな目標ですし、そのためのいろんな計画であるべきだなと思っています。

その点から、これからの取組、ぜひ期待しておきたいなと思います。

ちょっと時間的に早いんですけれども、これで私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長／以上で、北川君の質問は終了いたしました。

野田君。

野田議員／民主・みらいの野田哲生です。

まずは、関西電力の使用済み燃料ロードマップについて伺います。

今回のロードマップについて、六ヶ所再処理工場が2026年度末に稼働し、計画どおり搬入できれば、関電からは示された資料のように一旦貯蔵量は増えますが、その後、徐々に全体量を減らしていけるという推定で原子力発電所の運転維持は継続される見込みであるから実効性はあると説明を受けました。

しかし、福井県が四半世紀に渡り関電に申し入れた県外搬出計画の本質は運転継続のための工程表ではなくて、福井県の前池プールの使用済み燃料搬出のためのロードマップであるべきはずで。

遡れば、関西電力の使用済み燃料対策推進計画に基づいて、2030年頃には中間貯蔵施設の

計画地点を確定し、約2000トン規模で操業していくと断言した約束も、その10分の1の規模である200トンを実証研究に搬出するという事で中間貯蔵と同義であると宣言して、40年超原発の運転継続を実現しました。

今は乾式貯蔵施設の原子炉設置炉変更許可申請の審査が進んでいるのが現在地であります。今回のロードマップにおいても、六ヶ所再処理工場の2026年度末の稼働が前提となっております。

私は、この窮地な状況を再び迎え、これまでの関電と県との信頼性を鑑みれば誠実に実効性があると判断するのは厳しいと考えます。

民主・みらい会派の代表質問の実効性の認識という問いに対し、貯蔵量の推移の見通しが定量的に示されたことに実効性を考える上で一定の意義があるとするなら、今後、六ヶ所再処理工場の稼働がどれだけ延期されても、ロードマップをスライドさせ、遅れた年数の搬出量を調整して示せば、福井県として実効性は継続されるとの意思表示になりませんか。国や利用者の進捗管理の透明性や県の監視があったとしても、最初に工事を稼働時期に遅れが生じてきた場合に県が国や事業所に求める対応とは何なのか、知事にお伺いをいたします。

また、中間貯蔵施設についても、使用済み燃料を対策推進計画に基づいて創業時期は2030年頃以降と、前回から時期の表現を変わず専門チームで取り組んでいるとはいえ、どのくらい進捗しているのか見えてきません。

そこで改めて確認をしますが、2024年1月に改定している関西電力の使用済み燃料対策推進計画にある福井県外における中間貯蔵を実現し2030年頃に先頭にいう程度の費用済み燃料対策を講じる。

このことは継続して県が求めているということで間違いはないのか伺います。

議長／知事杉本君。

杉本知事／野田議員の一般質問にお答えを申し上げます。

私から再処理工場の稼働時期に遅れが生じた場合に、国や事業者を求める対応について、お答えを申し上げます。

六ヶ所の再処理工場につきましては、日本原燃から説明の全体計画というものに基づきまして、毎月その進捗状況について公表がされているという状況でございます。

また、国におきましては、竣工目標の実現に向けまして、これまで1年に1回でした使用済み燃料対策推進協議会の幹事会、これを四半期に一度開催をするということで、透明性を持って審査の対応状況、こういったものの進捗管理を行うということを示しているところでございます。

県といたしまして、こうしたものを常に緊張感を持って監視をさせていただく。

そして、早い段階からそれが遅れているんじゃないかというような状況を把握した場合には、国、事業者に対して、その実態がどういう状況であるのか、またそれをどういうふうにリカバリーしていくのか、こういったことについても、責任ある回答を求めていくということを行っていくことを考えているところでございます。

六ヶ所の竣工の時期が遅れていく分を、単に日程の中に詰めて入れ込んでいけばそれでいいというようなことではないかというお考えをお示しいただきましたけれども、今回については、稼働した場合、6割程度を関西電力から受け入れればそれは成り立っていくと。その6割については事業者を含めて、もしくは国も含めて調整していくといった言質も与えてきているという状況でございます。

そういったことも一定の、念頭に置きながら判断していくことになるというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、国にしても、事業者につきましても、竣工目標の実現に向けて最大限の努力をし続けていただくという必要があると認識をいたしております。

議長／防災安全部長坂本君。

坂本防災安全部長／私からは、2030年頃の県内における中間貯蔵を県が継続して求めているかについてお答えをいたします。

中間貯蔵施設の2030年頃の操業開始は、議員御指摘のとおり、関西電力が国に提示している使用済燃料対策推進計画に明確に位置づけられており、今月13日には、関西電力の水田原子力事業本部長が、より多くの搬出容量を確保するためにも、引き続き最大限取り組むとの考えを示しています。

また、資源エネルギー庁の山田政策統括調整官も中間貯蔵施設の実現に向けて、前面に立って主体的に取り組むと述べており、県としても国と事業者が責任を持って実現に向け取り組むよう求めているところであります。

議長／野田君。

野田議員／知事に再質問させていただきます。

今ほど、中間貯蔵2000トンが継続しているということを県は認識しているということですので、前回と今回のロードマップにある中間貯蔵施設に対して本当に実効性があるのかという判断の一つにこういったことも入れるべきと考えますが、御所見を伺います。

議長／防災安全部長坂本君。

坂本防災安全部長／今回、関西電力が示したロードマップの中では、まずは六ヶ所への搬出、それからフランスへの実証研究で、使用済み燃料は管理容量を超えずに徐々に減っていくと示しております。

それに加えて、中間貯蔵施設も整備することで、よりその使用済み燃料の搬出を、容量を確保していくということでもありますので、そこも含めて実効性を判断していきたいと思っています。

議長／野田君。

野田議員／次の質問に入っていきたいと思います。

地方創生事業の担い手不足について伺います。

これまで10年間、国が求め続けたまち・ひと・しごと創生法による地方創生戦略は、結果的に好事例が何例かはあったものの、その事例が全国各地に広がることはなく東京一極集中の流れを変えることはできなかったという政府見解があります。

しかし、実際に地方で起きている地方創生事業が進まない要因の一つに基礎自治体の担い手不足と地域の担い手不足があるのではないのでしょうか。

基礎自治体は住民に最も身近な行政でありながら自治体の財政健全化や職員を減らすため平成17年から行った集中改革プランによって全国の職員数は30年前328万人でしたが令和6年度には281万人となり、約14%減少しております。

一方では、県や県内の基礎自治体でも今来年度予算が各議会で提案されておりますけれども、その予算規模は年々増加しており、自治体によっては過去最大規模となっております。人件費や物価高騰対策の増額も含め災害対応、あるいは地方創生交付金など社会情勢に対応した支出が増大しております。

つまり、基礎自治体の仕事が増えている一方で、住民サービスに対応する職員が足りていないという実情があり、職場環境が疲弊しております。

さらには広域行政を行う都道府県も市町と連携する事業を創設するものの、事業をこなしていくことが精いっぱい、委託に回すことによって効果や課題を職員が直接把握できず、効率的な事業推進につながっていないことも多いのではないのでしょうか。

昨今の予算規模の増大や社会情勢への変化の対応に対して担い手としての県職員は足りているのか、知事の認識を伺います。

福井県の来年度予算を見ても多くの事業に新しい地方経済生活環境創生交付金の財源が充てられています。

これらの事業に係る人件費は色のついていない地方交付税で職員給として支出しておりますけれども、これだけ職員の業務が煩雑になっているにもかかわらず、地方創生交付金や災害対応、その他様々な交付金は事業費だけにしか使えないということとなっており、職員給には充当できません。

応援職員として民間企業あるいは公務員の退職者など一時的に雇用できる制度があればと考えます。

ぜひ地方創生交付金の中で職員の人件費や事務費も必要経費として計上できるように国に制度改革を求めるべきではないのでしょうか。

そこで、地方創生交付金の対象経費に人件費を含めることや、きめ細やかな対応があり、多くの人手が必要な平時とは異なる場合には適切な地方財政措置がなされることについて制度改革を強く国に求めるべきではないかと考えますが所見を伺います。

国の来年度予算として地方創生2.0を石破総理が提唱し、予算を倍増の約2000億円が現在国会で審議中でありましてけれども、地方創生の柱である魅力的な地域づくりをつくっていくためには官民が連携する中で地域課題を解決していくフェーズに入ってきています。

しかし、実情は地域の課題に対しても担い手不足が顕著になっております。

官民含めて定年退職が延長され、民間では70歳までの就業機会の確保が企業の努力義務となっています。

これまでのように退職後の現役高齢者が担っていた自治会長とか民生委員のなり手が減って、行政から地域課題の解決を地域の人材に任せきってしまうのは非現実的であります。今後は多様な地域課題に対し、中小企業、NPO法人、労働者協同組合など多様な担い手を確保していく必要があります。

最近ですと令和四年10月に労働者協同組合法が設立されましたが、設立に対する知識やメリットが理解されていない現状もあって、地域課題に取り組む組合が増えている印象がございません。

本県における労働者協同組合の現状と課題を伺うとともに、どのような地域課題の解決につながっているのかを伺います。

地域課題の解決に向け新年度予算で注目しているのは集落活性化支援事業にあります特定地域づくり事業協同組合の設立支援であります。

この予算は、設立を支援する専門人材を県が派遣するものですがけれども担い手が不足する地域課題解決に寄与すると思う一方で、専門人材の派遣だけで組合が本当に設立できるのか、設立された後の運営が成り立つのかなど不透明な部分があるように思います。

官民競争によって県として戦略的に担い手の確保や地域課題の解決をしていくべきだと思います。

この特定地域づくり事業協同組合の設立支援事業の意図を伺うとともに専門人材の派遣だけで問題ないと考えているのか所見を伺います。

議長／知事杉本君。

杉本知事／私から、予算規模の増大や社会情勢の変化に対応した県職員についてお答えを申し上げます。

福井県の職員数、一般行政部門でございますけれども、これにつきましても全国的な傾向と、軌を一にしていまして平成7年の段階がピークになりまして、その後ずっと下がってきておりました。

それが令和2年の4月の時点で底を打ちまして、当時一番少なかったときで2780人という状況でございます。

それが令和6年4月には3028人ということで、248人増えている状況でございます。

これにつきましては、例えば福井県でいえば新幹線であるとか、また、桜マラソンとか、そういった充填事業、こういったものに人を振り向ける分が88名であるとか。

また、子ども・子育て支援に54名をプラスして振り向けている。

さらには、最近土木をはじめとした技術者、これが市や町でも足りない。

また、大きな災害が起きれば人を振り向けなければいけない、ということでプラス15名といったことも行っているところでございまして、そういう意味では社会経済情勢の中でここまで増員をしてきている状況になっているところでございます。

今の状況がどういう水準かといいますと、福井県の人口は全国で5番目に少ない県の中で、

職員の数は4番目に少ないということですので、そういう意味では人口規模の中でもまだそれを下回っているという状況で、適正な規模なのかなというふうに考えております。

一方でまだ、正直申し上げて土木の技術職のような職員は、定員割れをしているというような状況にもあるわけございまして、一部には増やしていかなければいけない部分もあると感じているところでございます。

そういうことで、例えば採用面ですけれども、こういったところでは、試験なんかを少し見直して、できるだけ受けやすい環境をつくる、こういうことも行っておりますし、また、リクルート活動も強化をさせていただいております。

また、業務の面につきましてはアウトソーシングであるとか、また、外部人材を活用する。さらにはテレワークなんかができるような、そういうDXなんかも一層強化をいたしているところでございまして、様々な課題がやってくる。

そういったところに人員をどういうふうにバランスよくはめていくのか、そういったところに意を用いながら組織体制をこれからはしっかりと整備してまいりたいと考えているところでございます。

議長／総務部長服部君。

服部総務部長／私からは2点、お答えを申し上げます。

最初に地方創生交付金の対象経費に人件費を含めるなど適切な地方財政措置を国に求めることにつきまして、お答えさせていただきます。

新しい地方経済・生活環境創生交付金は、常勤職員の人件費には充当はできないんですけれども、事業に伴う会計年度任用職員の人件費や委託の経費は認められておりまして、県ではこの交付金を活用し、新たに事業を実施する際には、可能な限り職員の負担増にならないように工夫しているところでございます。

今、先ほど議員からも御指摘いただきましたとおり、昨今の社会情勢の変化を受けまして、地方公共団体は頻発する自然災害の対応のみならず、少子高齢化に伴う福祉サービスの充実、DXの推進など、きめ細やかな対応が求められております。

近年、デジタル人材や地域おこし協力隊の確保について、交付税措置が拡充されるなど国の制度も充実してきておりまして、県としてはこうした制度を最大限活用しております。その上で必要な人件費の増加等が適切に地方財政計画に反映されることが重要でございまして、この旨を国に対して要望してまいりたいと考えております。

2点目でございます。

特定地域作り事業協同組合の設立支援についてお答えを申し上げます。

特定地域作り事業協同組合は、過疎地域など人口が急速に減少している地域において、移住してきた人、またはもともと住んでいる方などが季節などによって異なる仕事に携わるマルチワーカーとしてその組合員に派遣する制度でございまして、こうした地域に若者を呼び込み、値域社会の維持、活性化につなげる効果的な事業と考えております。

一方で、組合の設立に当たりましては、組合員や先ほど申したマルチワーカーとなる従業員の確保、そして組合の認定や人材派遣の届出など、準備や手続が複雑になっていること

から、設立を希望する事業者や市町に対しこれらの手続等を具体的に支援する専門人材を派遣したいと考えているところでございます。

組合設立後の運営につきましては、派遣による料金収入に加えて、運営費の2分の1の範囲内で市町から補助できる制度スキームとなっております。

また、市町の財政負担に対しては、国が補助金等特別交付税措置で支援を行うこととなっており、県においても事業者や市町が抱える課題やニーズを把握しながら、必要に応じて支援を検討してまいりたいと考えております。

議長／産業労働部長大塚君。

大塚産業労働部長／労働者協同組合についてお答えをさせていただきます。

本県の労働者組合につきましては、昨年の秋に2つの団体が法人格を取得したところでございます。

このうち県内初の設立となりましたリタレット(?)につきましては、孤立や不安を抱える高齢者への傾聴活動を行うことによりまして、こうした方々に寄り添う地域活動を開始しております。

また、放課後等デイサービス等を行いますチャイルドセンターいろはは今年の4月からの事業実施に向けてただいま準備を進めておりまして、今後、地域の子育て課題の解決につながるものと期待をいたしております。

このほか農産物の販売や収穫、里山体験など、地域資源を生かした設立の動きがございまして、この制度の活用に向けましては、制度の周知が低く、法の趣旨やメリットが十分には広がっていないことが課題と考えております。

こうしたことから、県では令和4年度からセミナーを実施するなど周知、広報に努めておりまして、今年度からは国のモデル事業の採択を受けて、設立、運営の伴走支援や市町や関連団体と連携いたしまして個別説明会を開催するなど、裾野の拡大を図っているところでございます。

議長／野田君。

野田議員／では、次にいきたいと思います。

水産業、先ほど午前中も、何と中村議員からも水産業の質問があつて、少しかぶるところもあるかと思いますが、私からも質問をさせていただきます。

基本計画、今回議会で提起されております、この目指す姿の一つに、天然資源の持続的な利用、収益性の高い経営体と就業者の育成によって、変化に強い持続可能な水産業という理念が盛り込まれています。

この目指す姿の背景には、海水面の上昇による生育環境の変化や乱獲の影響で天然魚の水揚げが安定しなくなっていること、さらに漁業者の減少、養殖生産の不安定化など、福井県の水産業にとっても様々な課題がここ数年で起きていることが挙げられます。

養殖生産では、ふくいサーモンが平成28年より出荷を開始して生産量は増加傾向であり、

令和5年には大野市で淡水養殖施設を増設して、ふくい名水サーモンとして、今年は約220トンが出荷予定とのことです。

しかし、一方では若狭マハタは令和3年から本格出荷していますが、令和4年に漁病の発生などで不安定な生産となっています。

また、よっぱらいサバは一昨年夏の記録的な猛暑の影響で海水温が上がり、養殖していた9割が死んでしまい、現在、出荷停止となっています。

養殖生産には多くの技術が必要とされており、今後はICT・AIなどの先端技術への取組、環境変化に強く成長の早い養殖種苗や飼料添加物の開発など、産学官連携のかつみ生産ベースの役割は、県内水産業を支えていく上で非常に重要であると思います。

私は、水産業に関しては知識不足であります。

ただ、今回この質問をするきっかけとなったのは、昨年6月に岡山県にある陸上養殖施設を視察して、福井県での養殖産業にも可能性があると感じたことから、この質問をつくりました。

資料を見ていただければと思いますけども、そこは廃業したパチンコ屋、ここで閉鎖循環式という技術で様々な魚種の養殖をしていました。

中でも成長の早いヒレナマズを桃太郎フィッシュという名前で回転寿司チェーンなどに出荷しています。

その会社の社長は、今後、世界人口が増えていく中で輸入に頼る日本にも必ず食料不足の時代が来ると、日本人が安定して動物性たんぱく質をとるかを考えたら、陸上養殖を日本中で拡大していかないといけない、福井県もぜひ頑張ってもらいたいと力説されました。

国連食糧農業機関FAOの統計では、2022年の養殖生産量が初めて天然の漁獲量を超え、漁業も捕る時代から育てる時代に入ってくことを知り、大変驚きました。

この基本計画でも、新たな養殖場の整備の生産拡大や新規参入の促進が掲げられており、新年度予算では養殖業への初期投資支援を拡充しており、陸上養殖に対しては、補助上限額を400万から750万円に引き上げております。

まずお尋ねしますが、これまでの陸上養殖への新規参入業者の実績と、かつみ水産ベースで行われている陸上養殖の技術的な開発研究の状況をお伺いいたします。

最近では、日本でも陸上養殖への大手企業の参入が始まっております。

丸紅、三井物産、三菱商事などがパートナーと連携して養殖サーモン事業に参入していますし、NTTも子会社事業でエビの陸上養殖で2026年には約200トンを生産するとしています。

陸上養殖ビジネスの拡大の中、福井県内への大手企業への参入はまだ聞いたことがありません。

大手企業が日本で陸上養殖ビジネスの段階へ入っていく中、福井県への誘致可能性や福井県特有の課題としてどのようなことがあるのか伺います。

昨年12月には寒ブリが豊漁となり、一部の福井県のスーパーなどでも店頭で並んでいたとのことですが、そのうち6割から7割は関西、関東、中京へ出荷されていたとのこと。豊漁になったときの販路になることは望ましいのですが、豊漁となると価格が下がってしまう懸念もあります。

1年を通じて安定供給していくためにも、豊漁時には加工へ回すなどして付加価値をつけて商品化していくべきとも考えます。

しかし、漁業センサスのデータでは、県内の加工工場は10年間で92工場から64工場へと3分の2まで減少し、加工生産量も平成25年の5800トンから令和4年には3400トンにまで減少しております。

近年では低温技術の進展により高鮮度のまま保存できるようになってきていますし、優れた加工技術を産学官で連携することで県産業に付加価値をつけ、食卓やお土産品の需要を高めるような戦略も必要ではないでしょうか。

県産業の加工や需要拡大に向けた現状と課題を伺うとともに、福井の水産業を安定的に支えていくためにも県産業の付加価値化に取り組む水産事業者への支援が必要と考えますが、所見を伺います。

議長／農林水産部長稲葉君。

稲葉農林水産部長／3点、お答えいたします。

まず、陸上養殖への新規産業実績とかつみ水産ベースにおける技術開発研究についてお答えいたします。

陸上養殖への参入状況でございますが、議員のお話にもありました福井中央魚市株式会社の名水サーモン、それから小浜海産物株式会社のヒラメ、雄島漁協のバフンウニ、こういったものが事業化をされておりますほか、昨年12月から美浜運送がバナメイエビの実証試験を行っております。

また、かつみ水産ベースにおきまして今ほど申し上げたもののほか、企業9社が9件の共同研究を実施しております。

例を挙げますと、アワビの場合ですと、通常は底面積、底の面積ですけれども、底面積が大きな水槽に多量の水を入れて飼育するということになるわけですが、これを小さなスペース、少量の水で飼育できるよう水槽が階層式になった養殖施設の開発に取り組んでおります。

また、ストレスに弱いアカウニにつきましては、高い飼育密度でも耐えることができる品種の開発のほか、規格外のレタスなどを活用しました餌代削減の検討などを進めております。

今後、こうした共同研究が県内で事業化されますよう、技術的課題の解決に加え、支援制度の活用や地域での合意形成などを支援していくことによりまして県内の養殖生産の増加につなげていきたいと考えております。

続きまして、大手企業の陸上養殖における県内誘致の可能性と課題についてお答えいたします。

県ではこれまでに複数の大手企業から陸上養殖の相談を受けておりまして、そのうちの1社とは、来年度からおおい町におきましてヒラメの養殖試験を開始する予定としております。

大手企業による陸上養殖は規模が大きいということで、10ヘクタール規模の広い土地と水

温とか塩分濃度などが飼育に適した十分な量の水を確保する必要がございまして、こういった条件に合うような場所が本県には少ないというところが大きな課題と考えております。このため、例えば海のそばの陸上養殖施設で種苗を生産しまして、それを海に移して大きくするといった陸上と海面の併用とか、企業が陸上で生産した稚魚を地域の漁業者が海面で養殖する方法など、限られた場所を最大限活用できるような方策の提示、また、企業誘致補助金や電気料金の優遇制度、福井水産振興センターによる技術支援の提案などによりまして大手企業の誘致を進めてまいります。

続きまして、県産魚の加工や需要拡大に向けました現状と課題、事業者への支援についてお答えいたします。

次期基本計画におきましては、最新の加工技術を活用した付加価値の向上を地魚の販売促進に向けた柱の一つと位置づけております。

地魚の加工の現状としましては、県漁連がふくいサーモンなどのブランド魚や小さなブリ、サワラ、シイラ、トビウオ、こういった低利用魚を使った切り身やフライなど学校給食向けの加工品を製造しているほかは、小規模な漁業者グループによる加工にとどまっております。

水産物の加工は手作業が多く、時間を要しますので、人件費が高くなりまして、豊漁の際には、さばき切れずに他県の機械化された加工場へ出荷せざるを得ないという状況でございます。

その一方で、県外の大手飲食チェーン店からは、県内でピューレなどへの一次加工ができないかといった要望といえますが、期待のお声もいただいているところでございます。

今後は高品質な県産魚の一時加工品を飲食店メニューや土産品などに利用していただけるよう、国の事業なども活用しながら県内事業者が行う最新の冷凍機械、加工機械の導入を支援しまして需要拡大を図っていきたいと考えております。

議長／野田君。

野田議員／今、一次加工の引き合いがあるという答弁もございました。

ぜひ、特に嶺南地域の雇用拡大もありますし、そういった人材を育成するかつみ水産ベースを軸として、いろんな人材を水産業で担っていただくという、そういった方針もぜひ進めていただきたいというふうに思っております。

それでは、最後に若者スタートアップ支援について伺います。

令和5年度の12月議会にてスタートアップ事業の福井県の専門窓口を創設すべきと提言をさせていただきました。

今年度から産業労働部の横断組織で福井イノベーション推進チームが発足しました。

さらに、福井駅前のフクマチブロックの民間インキュベーション施設の一室に福井イノベーションオフィスが開設されました。

新年度予算でも県職員が常駐する体制で企業相談や交流イベント、セミナーを開催することが提起されています。

北陸新幹線開業から1年が経過したこの大切な時期に県内外企業のビジネス交流のチャン

スを絶対に逃がさないことが重要であります。

さらには、今回の長期ビジョン実行プランには県が支援するスタートアップ数の指標が示されたことも評価できます。

この指標を達成することはもちろん、福井県が抱える課題の解決につながるスタートアップビジネスを県が誘導していくことも必要だと思います。

本県が他県より産業構造上、秀でている特性を踏まえるべきですが、この福井イノベーション推進チームが掲げるスタートアップ数を伸ばしていくために強化していく分野は何なのか伺います。

資料2枚目にありますこの民間インキュベーション施設は、越乃バレーという施設名で昨年8月に民間の合同会社が県内外のベンチャー企業や企業創業者の活動拠点として開所し、フリースペースでセミナーや勉強会を定期的に開催しております。

先日、施設を見学してきましたが、15区画のうち、現在入居者はまだ5事業者となっています。

静かな空間という印象であり、昨年視察に行きました浜松市のフューズのように、多くの企業者が出入りしている活気はまだ感じるできませんでした。

話を聞きますと、この場所は主に県内の企業人材が事業を拡大するときのオフィスを想定しているため、家賃が坪3万5000円程度となっていると。

一方、丸岡にある福井県産業情報センターでは、若手企業のスタートアップを育成し坪3000円弱で安く貸し出して棲み分けをしているということでありました。

しかし、県都福井の玄関口では、県立大学のまちなかキャンパスも開講されますし、インキュベーション施設も、拠点活動によって若い人やスタートアップ企業が情報交換しながら切磋琢磨することで将来の福井を支えていく人材が育つと考えられます。

今後、ふくいイノベーションオフィスを窓口として若手起業家が越乃バレーを拠点に活動できるようフロア補助支援など活用を促すための工夫をしていくべきと考えますが、所見を伺います。

もう一点、このインキュベーション施設に情報を集めるべきと思うのは、企業情報をよく知る地域おこし協力隊員の情報力だと思います。

当施設は様々な取組を行う企業のマッチングを行っていますが、福井の企業をよく知る協力隊員がベンチャービジネスやスタートアップのヒントにもなる可能性があります。

越乃バレーにおけるビジネスのハブ拠点としての機能、情報集約としての機能などを強化するため、福井イノベーション推進チームが地域おこし協力隊の情報を積極的に取りに行き、越乃バレーに情報を集約すべきだと考えますが、所見をお伺いいたします。

議長／産業労働部長大塚君。

大塚産業労働部長／まず、本県の産業構造上の特性とスタートアップの数を伸ばすために強化する分野について申し上げます。

本県の産業構造上の特性といたしましては、中小企業の跡継ぎ経営者が新たな事業に挑戦し、企業を大きくさせる事例が多いということが挙げられようかと思います。

その一方で、先端技術等を活用して起業する大学発スタートアップの創出は十分進んでいない状況にあります。

こうしたことから、県では新たな実行プランにおきまして県内大学と連携した起業家教育や大学の研究施設を活用した企業支援を強化するなど、ものづくりやデジタル技術の分野や新たな価値づくりに挑戦するスタートアップの発掘、育成に努めてまいります。

次に、若手起業家に対する越乃バレーのフロア補助支援について申し上げます。

県といたしましても、越乃バレーの積極的な活用に向けまして、起業支援チームが入居し、県内企業のビジネスマッチングや最新技術に関するセミナー、若者の企業マインド醸成に関するイベントなどを開催しておりまして、これまでに600名近くの方に御利用いただいております。

また、創業や新規事業展開に対する補助制度におきましては、商品開発や設備導入等に加え、事業拠点に係る経費、これはオフィスの賃料も含むんですけども、こうしたことについても支援をいたしておりまして、こうした制度の周知や活動を促進しながら、越乃バレーにおける若手起業家の創出、育成に取り組んでまいります。

最後に、ビジネスハブ拠点としての機能強化のための越乃バレーの情報集約について申し上げます。

地域おこし協力隊の中には、SDGsに取り組む県内企業を訪問し、そのニーズやシーズ、課題の発掘等を行う隊員もいると聞いております。

こうした知見を活用することによりまして、新たなビジネスの可能性につながると考えております。

こうしたことから、県では越乃バレーでのイベントについて隊員にも積極的な参加を呼びかけておりまして、これまでも任期後に起業を目指す方々などに参加していただいているところでございます。

今後はさらに隊員やOB、OGの好事例となる活動を紹介するセミナーを企画するなど、県内企業が隊員のアイデアや活動を活用して自社ビジネスを活発化していくきっかけとなるような取組を強化してまいりたいと考えております。

議長／野田君。

野田議員／駅前周辺、1階部分は非常に来街者でもにぎわっておりますが、2階以上、オフィスも含めて、やっぱりそういったところもどんどん若い人でにぎわってほしいなと、それが大学と結びつきながら、福井の、より産業がいろんなところで発展していくことを望んで、要望いたしますけれども、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長／以上で、野田君の質問は終了いたしました。

ここで、休憩いたします。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き、会議を開きます。

福野君。

福野議員／自民党福井県議会の福野大輔です。

通告に従いまして質問いたします。

まずは、降雪時の予防的通行止めについてです。

年が明けた1月10日午前2時頃より、国道8号と北陸自動車道の予防的通行止めが行われました。

8時間後の午前10時に国道8号が、さらに2時間後の正午に、高速道路の規制が解除されました。

集中的な除雪や大雪での車の立ち往生を防ごうと行われた予防的通行止めの意義は分かりますが、報道によると物流などに影響が出たとのことでした。

以前は、本年1月のこの程度の降雪では、同時通行止めを行っていなかったと認識しています。

大した降雪量でないのに、国道と高速道路の同時通行止めは慎重に行うべきと考えます。

一方で、2月に入ってから、4日以降、1月に降ったときよりも多くの降雪が断続的にあり、同時通行止めの効果は一定程度あったと認識していますが、こちらも何度も長時間の同時通行止めが発生し、県内の物流や人の移動に大きな影響を及ぼしました。

また、18日以降の降雪でも同時通行止めが行われました。

降雪時における過剰な同時通行止めは、県民の生活に大きく影響を与えますし、企業誘致をする際にも物流網が滞ることを懸念して、マイナスに作用するのではと危惧されます。

そこで2点お尋ねいたします。

1点目、県として今回の降雪における国道と高速道路の予防的通行止めをどう評価しますか。

また、物流を阻害しないため、国土交通省近畿地方整備局やNEXCOに対する今後の県の姿勢を知事に伺います。

2点目、国道8号と北陸自動車道の同時通行止めではなく、交互に除雪することや、2車線ある区間は1車線ずつ除雪するなど、県内の物流を止めない方法を模索すべきと考えますが、所見を伺います。

議長／知事杉本君。

杉本知事／福野議員の一般質問にお答えを申し上げます。

私から、国道と高速道路の予防的通行止めの評価及び物流を阻害しないための国等に対する姿勢についてお答えを申し上げます。

議員御指摘のとおり、本当に降雪時の予防的通行止め、もしくはスタックなんかによる通行止め、こういったものをできるだけ避けていく、とても県民生活の上でも、物流の上でも重要だというふうに認識をいたしております。

私も就任以来、もちろん副知事の時代も含めて、大変そのところには意を用いてやらせていただいております。

現実には、例えば平成30年とか令和3年のときには、これは国道8号だったり、北陸道、こういったところで大規模な滞留が発生をした。

これは、できるだけ交通を通そうということで御理解をいただいて、国道側もNEXCOの側もそれに協力をいただいた。

結果として、外から入ってくる車でスタックをする。

そうすると、1台止まるとば一つともう1,500台、600台と並んでしまう。

そのほうがよっぽど長い期間、通行ができない、こういうことで大変大きな被害が生じたといった経験もございました。

そういうこともございまして、私どもは事前から、とにかくもしも予防的通行止めをするのであれば、早い段階から、しかも広域的に迂回ができるようなそういう体制にして、入り込んできてしまった車は何とか抜け出ようとしますので、そういったことがないような体制を取っていただくということと、もう一つは、予報でこれだけ降ると言われながら、現実にはそれだけ振らなかったり遅れて降ったりとかということがあるわけですので、降ってもいないのに止めるというようなことが以前にもありましたので、こういったことについては、現に我々は現況を見ながら対応していただくようにということを事前から申し上げてやらせていただいたところでございます。

今回につきましては、そういう意味では、大雪が降るぞということを数日前から気象予報もございましたので、そういった段階からその予報を見ながら我々としても、広く、国、NEXCO、県なども一緒になって合同の記者会見もさせていただきましたし、また、荷主の事業者さんであったりとか、トラック協会に対しても広域迂回であったり、運送計画を見直す、こういったこともお願いをさせていただきました。

そしてまた数日前から、徐々に近づいてくると、その区間であったりとか時間帯、こういったものを絞り込みながら広報もさせていただいて、いざというときには米原あたりからこっちに入ってこなくてもすむような段階で、そういったことは、もう通行止めですよといったことができるようにということを心がけてやらせていただいたところでございます。今回も、雪の降り方は大きくいうと予報にかなり近かったと。

多少下振れしたところがありましたが、上振れした時間帯もありましたので、そういう意味ではやむを得なかったところがある。

1月と2月では、おっしゃるように印象が違うということも認識もいたしているところでございます。

特に2月4日の夜から5日にかけて、それから24日の日未明に大雪が降ったわけでございますが、これについても、特に4日、5日のところは平日でしたので、朝とにかく雪が少し収まってきたところで除雪を急いでいただいて、県民の生活に重要な8号線のほうを早く開けていただく、こういったことのオペレーションも何とか職員も一生懸命徹夜で頑張って実現ができたということかというふうに思っております。

また、通行止めしたときには、とにかくお願いしていたのは、早く開けるために、雪が降っていても除雪をとにかく強くやろうということもお願いをさせていただいたところでご

ざいまして、今申し上げたような効果も生んでいるということで、いろんな御意見もいただいておりますけれども、どれだけ完全に降るかということとは分からない中でも、最大限の努力を、国も、NEXCOも、それからうちの職員もしていただいたというふうに私どもも考えているところでございます。

敦賀以南の通行止めは3回ありました。

ここは名神高速道路、このところの予防的通行止めということで、昨年あれだけの大きな大量の停滞を招いたわけでございまして、これはそういう意味では、ある程度やむを得なかったのかなというふうにも思っているところでございます。

いずれにしても、県民生活に非常に大きな影響を与える、物流にも大きな影響を与えるということですので、選択肢をできるだけ残す段階で、早い段階から広域迂回とか、運送計画を見直すということもお願いをしながら、何とか少しでも生活への影響を小さくしていく、今後ともそういったことを国、NEXCOにもお願いしながら実現していきたいと考えているところでございます。

議長／土木部長田中君。

田中土木部長／同時通行止めではなく、県内の物流を止めない方法の模索に対する県の所見についてお答えをいたします。

同時通行止めは、過去に高速道路が通行止めとなった際、並行する国道へ交通が集中し、大規模な車両滞留が発生したことから、これを回避するために実施しているものでございます。

通行止めを行う際には、降雪予測だけではなく、直前まで現地の降雪量や路面の状況、交通状況等を見極めて判断するとともに、各道路管理者等が通行止め区間や広域迂回などの調整を行った上で実施することとしております。

また、通行止めの実施後は、集中的、効率的に除雪作業を実施し、通行止めを早期に解除することにより物流の早期回復に努めております。

引き続き、除雪機械の増強や除雪体制の強化、安全確認の効率化など、可能な限り早期に通行止めを解除し、物流への影響を最小限にとどめるよう、取組を国や高速道路会社とともに検討してまいります。

議長／福野君。

福野議員／次の質問に行きます。

一乗谷朝倉氏遺跡は、国の特別史跡、特別名勝、重要文化財として三重指定を受けており、高く評価されています。

この三重指定は、国内には一乗谷朝倉氏遺跡を含めて合計6か所ありますが、そのうち朝倉氏遺跡以外の5か所は世界遺産登録されています。

一乗谷朝倉氏遺跡はいまだ世界遺産に登録されていません。

そこで、世界遺産登録に向けて必要と思われる要素を4点挙げたいと思います。

1点目は、遺跡の調査発掘の充実です。

いまだ埋もれている山城部分の徹底した発掘整備を進め、朝倉氏の城下町としての計画的な都市設計や歴史的背景を裏づける考古学的資料を十分に明らかにする必要があります。これにより、登録条件の一つである顕著な普遍的価値を具体的に示す根拠が評価されます。

2点目が、包括的な保存、管理計画の策定です。

世界遺産登録のためには、長期的な保存と適切な管理体制を示す詳細な計画が必須です。具体的には、観光客の増加に伴う環境への影響を最小限に抑え、地域住民の生活との調和を図るための管理運営体制を行政や関係団体と連携して整備することが求められます。また、登録によって地域住民の生活にさらなる規制が及ぶ可能性もあるため、住民との十分な対話を通じた合意形成が重要です。

住民の理解と協力を得ながら、地域全体で遺跡の保存活用に取り組む体制を確立することが持続可能な運営の鍵となります。

3点目が、国内外への知名度向上と支援の情勢です。

世界遺産としての価値を広く認知してもらうため、国内外に向けたプロモーション活動を展開することが重要です。

世界遺産登録を目指す一般社団法人クリエイティブASUWAの妖怪城下町プロジェクトのような創作芸能、イベントなども知名度向上につながるのではないのでしょうか。

ほかにも、ネット署名活動や広報キャンペーンを通じて、登録に対する情熱と支持の機運を高める取組も必要です。

4点目が、申請書類の整備と国の支援の確保です。

正式な世界遺産登録申請を行うためには、詳細な調査報告書や管理計画書など、膨大な書類の整備が不可欠です。

これらの資料を基に、国の文化庁など関係省庁との連携を深め、正式な申請プロセスを着実に進める体制を構築する必要があります。

3点目に挙げた知名度向上に関しては、世界遺産登録に向けてのみならず、観光誘客の関連からも非常に重要です。

昨年3月に北陸新幹線が福井にやってきたことで、一乗谷朝倉氏遺跡への観光にも一定の効果はありましたが、一乗谷朝倉氏遺跡が持つポテンシャルを考えれば、まだまだ観光客を増やす余地があります。

昨今、旅行においてツアー型の旅行より個人型の旅行が増えていますが、個人旅行においては知名度があるかどうかも重要な要素です。

ツアー型旅行であれば、観光訪問先のことをよく知らなくても、ツアー工程の中に組み込まれていれば訪れていただけますが、個人旅行の場合はそもそも知らなければ訪れていただけません。

県民の間では、一乗谷朝倉氏遺跡といえは十分な知名度がありますが、国内外においてはまだまだ不十分であり、知名度不足であると関係者の方からも御意見いただいております。そこで、世界遺産登録に向けてと知名度向上について、3点お尋ねいたします。

1点目、遺跡の調査発掘の充実について、どのような支援策や体制評価を検討しているのか。

また、地域住民の生活と調和した形での遺跡の保存活用を実現するための具体的な管理計画や運営体制はどのように構築していく方針でしょうか。

具体的にお聞かせください。

2点目、北陸新幹線開業後の一乗谷朝倉氏遺跡全体の来訪者数についてお聞かせください。また、来訪者数の増加に向けたエリア全体の活性化について、今後の方針を伺います。

3点目、一乗谷朝倉氏遺跡の知名度について、どのように認識し、今後対応していくお考えでしょうか。

また、国内外へのプロモーション活動について、県としての広報プロモーション政策や、関係団体との連携の強化についての方針を中村副知事に伺います。

議長／副知事中村君。

中村副知事／私からは、認知度、知名度についてどのような認識かということと、それから、国内外プロモーション活動に関しまして、お答えをいたします。

今、様々お話をいただきました今後の進む道など、いろいろお話いただいたところでございます。

一乗谷の朝倉氏遺跡は、日本の考古学の研究者からは、これは国内で唯一無二の中世都市の遺跡ということで、非常に高い評価を得ております。

ですが、その一方で、今お話しにもありましたように、福井県内の著名な観光地と肩を並べるほどの認知度があるかと言われると、もう少し頑張らなくちゃいけないというような状況だと思います。

今年でございますが、この朝倉氏遺跡に関しましては、9月にパリの国際学会で研究発表を行います。

それから、10月には、全国の遺跡環境整備会議というのをこの朝倉氏遺跡で開催をいたします。

あと、国立歴史民俗博物館との連携研究なんかも今年スタートいたします。

このように、学術研究分野でのまずはステータスを、ここからさらに高めていこうということを考えております。

また、福井市だとか関係団体などとともに、福井でもやりましたお城E X P Oだとか、それから東京の神楽坂、それから首都圏の様々な駅、こういうところでプロモーション活動を継続して、こちらは一般の方に認知度を高めていこうというふうに考えています。

今後、世界遺産委員会の諮問機関である I C O M O S の国内委員会だとか、世界的な権威者、研究者と、この朝倉氏遺跡の価値の理解の共有を図っていこうと考えております。

また、学術研究にこの裏打ちされた日本の中世都市の文化、建物、それから暮らし、これが、実際そこに行けば体験できるということで、これはもう研究者だけでなく、一般の方、特に観光客の方々にも広くアピールして、認知度を高めていきたいと考えております。

議長／交流文化部長西川君。

西川交流文化部長／私からは２点。

まず、一乗谷朝倉氏遺跡の調査、発掘の充実についてお答えを申し上げます。

一乗谷朝倉氏遺跡の発掘調査は、昭和42年から50年以上にわたりまして国の補助を受けて行っておりまして、現在も博物館専門員が奈良文化財研究所ですとか、東京都の国立歴史博物館などの国内有数の考古、保存化学研究の専門家とともに調査研究を進めておるところでございます。

日本唯一の中世城下町遺跡の全容解明いたしまして、遺跡の世界的な認知度を向上させる、このためには、城戸ですとか山城などの重要な防御施設の発掘調査が不可欠というふうに研究者の方からはお聞きしておりまして、福井市と協力しながら、まずは下木戸周辺ですとか山城部の公有地化、これを進めていきたいと考えてございます。

また、遺跡の保存活用を実現するための管理計画につきましては、福井市が昨年３月に策定済みでございます、それに基づきまして、市の観光協会や保存団体などと県も協力しながら、遺跡の適切な保存と活用を図ってまいりたいと考えてございます。

それから２点目、遺跡エリア全体の来訪者数や活性化策についてお答えを申し上げます。北陸新幹線福井・敦賀開業から11か月間の入込み状況でございますけど、前年同比と比較いたしまして、一乗谷朝倉氏遺跡博物館で約25%、復原町並で約20%の増加となっております。遺跡全体で申し上げますと、来訪者数は、推計値でございますが約113万人と、開業前に比べまして約19%増加してございます。

県といたしましては、地元の福井市や関係団体と協力いたしまして、北陸新幹線の主要駅でのプロモーション活動の強化を図りますとともに、若者や家族連れが楽しめる一乗谷文化祭ですとか、歴史ファン必見の加冠の儀、あるいはVR技術を活用いたしました当時の建物や町並みが立体的に見ることができるアプリの提供などをいたしまして、今後も歴史体験のコンテンツを充実してまいりたいと考えてございます。

さらに来年度からは、遺跡内の案内サインの統一化を段階的に進めることとしてございまして、これにより遺跡内の回遊性を高めますとともに、一乗谷全体の魅力向上につなげてまいりたいと考えてございます。

議長／福野君。

福野議員／次に行きます。

最近、選択的夫婦別姓をめぐる議論が活発になっております。

その理由としては、国会において来年度の予算成立後は、選択的夫婦別姓がテーマになるからです。

立憲民主党などが法案を提出すれば、少数与党の中、採決まで持ち込まれる可能性も十分あります。

となると、自民党議員の対応が問われることになり、参議院選挙でも大きなテーマになります。

国会では、今、予算案が審議されていて、３月末で成立すると６月22日予定の通常国会会期末までの間には、選択的夫婦別姓の法案が焦点になってきます。

自民党は少数与党であり、議員数の多い野党がこの法案を審議する法務委員長を執っているため、法案が採決に持ち込まれる可能性があります。

各政党のスタンスは、公明党や立憲民主党、国民民主党などが推進し、参政党と日本保守党は反対、自民党は党内で対立しています。

日本維新の会は、中間案で、戸籍は残して戸籍には法律上の名前として夫婦同姓の名前が残るが、通称も法律で認めて、パスポートも免許証も、通称の法律名に統一する別姓だが、戸籍の名前も一応残る形としています。

このように、国会では選択的夫婦別姓が議論されていますが、国民の間で選択的夫婦別姓制度に関して十分な理解が進んでいるのでしょうか。

こちらのボードを御覧ください。

令和6年10月と令和7年1月に共同通信社が夫婦別姓について世論調査を行っています。回答は賛成か反対の二択を選ぶのみですが、賛成を選んだ回答が多いものの、この3か月間で反対が約10%も増えています。

これは恐らく、自民党内で家族同姓を維持した上で、通称使用を認める案が浮上していることも一因と考えられます。

朝日新聞社も2月に世論調査を行っていますが、共同通信社同様、賛成か反対の二択を選ぶのみの調査で、賛成が多い調査結果と出ております。

一方、産経新聞社とFNNが令和7年1月に世論調査を行っています。

こちらでは、夫婦同姓制度を維持した上で、旧姓の通称使用を広げるという項目も加えた三択での調査になりますが、結果はこのボードのとおりでして、通称使用の拡大と反対を合わせると59.9%となり、同時期に行った先ほどの共同通信や朝日新聞の世論調査とは大きく回答結果に違いが出ています。

また、2月に読売新聞も世論調査を行っており、産経新聞と同様な三択の調査ですが、通称使用の拡大が一番多く、同姓維持を求める声が一番大きい結果となっております。

このように夫婦別姓制度については、調査方法により結果は大きく異なることから、国民の間で十分な理解が進んでいないのではと感じます。

特に、夫婦別姓制度が実現した場合に生じるデメリットはあまり議論が進んでいないように感じます。

一度実現してしまえば元には戻れない不可逆的な制度であるので、メリットだけではなく、デメリットもしっかり精査し、国民にも理解を深めていただく必要があると思います。

そこで、私のほうでも幾つかデメリットを挙げたいと思います。

まずは、子どもの姓の選択に関してです。

夫婦別姓を選んだ場合、両親どちらかの姓を子どもが名乗るか選ぶ必要があります。

現在は夫婦が同じ姓を名乗ることで子どもの姓は自動的に決まりますが、別姓では出生時に両親の話し合いは不可欠です。

夫婦別姓を選ぶ夫婦はそれぞれ姓にこだわりを持つ場合が多いと考えられ、第1子の姓を選択する際、夫婦間や、場合によっては双方の親を巻き込んで揉める可能性が高いのではないのでしょうか。

ここに提出された立憲民主党案では、揉めた場合は家庭裁判所で決めるとしていますが、

生まれたばかりの子どもの姓を家庭裁判所に委ねて本当によいのでしょうか。

また夫婦別姓制度の欠点として、子どもへの影響が大きいことが挙げられます。

夫婦が別姓であれば片方の親とは親子別姓になりますし、1人目の子どもが父親の姓を名乗り、2人目の子どもが母親の姓を名乗れば、兄弟間で別姓になります。

つまり、ファミリーネームが存在しない家庭ができ上がります。

産経新聞社が昨年11月から12月に小学4年生から中学3年生を対象にした夫婦別姓に関する調査によりますと、こちらのボードに書いてあるとおり49.4%の子どもが反対しており、やはり導入には慎重になるべきと考えます。

また、現在の戸籍制度において、戸籍には原則として1つの姓しか入れられないとしておりますが、夫婦別姓になるとこの制度に矛盾が生じてきます。

先ほど夫婦別姓制度の二択による夫婦別姓制度の世論調査を挙げましたが、賛成と答えた人の中には、親子別姓、兄弟別姓になることや、戸籍制度の崩壊につながっていくことまで意識していない人も多いのではないのでしょうか。

また、家族の証明が難しくなるという問題もあります。

子どもが親と異なる姓を名乗る場合、学校や病院で親子関係を証明する際に混乱が生じたり、夫婦が異なる姓を持つことで病院での手続や緊急時の代理権の行使が難しくなることも考えられます。

また、多様な性の対応のため、事務負担増加による役所や学校での手続の煩雑化や相続や親権など、法的な書類作成や手続の煩雑化という可能性もあります。

さらに、現在の戸籍システムは夫婦同姓を前提としているため、別姓の導入にはシステムの大幅なアップデートが必要になり、自治体の負担が増えることが予想されます。

私は、夫婦同姓制度を維持し、不便が生じることに限っては、旧姓の使用拡大を図ることで解消していくべきと考えています。

高市早苗衆議院議員が外務大臣在任中に住民基本台帳法、国勢調査例など、総務省が所管する全法令をチェックし、各種届出や事務手続などに総務省単独で措置できるものは、新たに旧姓記載可能とする旨を周知しました。

合計1142件で旧姓記載が可能になり、今で住民票はマイナンバーカードで旧姓併記が可能となり、旧姓で各種契約や本人確認も可能になっております。

行政に関するもの以外でも、例えば、旧姓による預金口座開設等については、内閣府の令和4年3月の調査によると、約7割の銀行で旧姓口座に対応していると回答しております。そこで3点問います。

1点目、選択的夫婦別姓を導入した場合の行政としてのデメリットはどのようなものがあるのでしょうか。

メリットもあるようでしたらお答えください。

2点目、県において旧姓併記ができないものや、旧姓で行政手続ができないものにどのようなものがあるのでしょうか。

3点目、選択的夫婦別姓を導入した場合、教育現場における子どもたちや学校側への影響について県はどのように認識していますか。

メリットもあるようでしたらお答えください。

議長／総務部長服部君。

服部総務部長／私からは、県において旧姓併記ができないものや旧姓で行政手続きができないものはどのようなものがあるかということについてお答えを申し上げます。

県の知事部局が所管する行政手続きのうち、法令や国の通知により本名のみによる手続きが明確に確認できたものは20件程度でございまして、その多くが福祉関係の手続きでございます。なお、県の条例を理由とするものはございませんでした。

また、先ほど申し上げた20件以外の手続きについて、明確に旧姓の記載ができないというものはないのですが、実際の手続きに当たりましては、その運用や根拠を国に確認する必要があるものもございまして、今後の国の動きを注視してまいります。

議長／未来創造部長武部君。

武部未来創造部長／私からは、選択的夫婦別姓制度を導入した場合に生じる行政のデメリットについてお答えをいたします。

行政コストや業務負担という観点から申し上げますと、一般的に新たな制度が導入された場合には、自治体においてそれらに伴うシステム改修でありますとか、県民への周知、広報、それから職員研修など、一時的な負担が生じるものでございまして、行政といたしましては、県民に混乱が生じないように丁寧に対応していく必要があると考えております。

選択的夫婦別姓制度につきましては、今、様々な国民の声でありますとか、国会における議論等がございます。

こうしたものを踏まえ、民法や戸籍法等の法律、それから男女共同参画に関する計画を所管いたします国におきまして、検討していく必要があると考えております。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私から教育現場における影響についてお答えを申し上げます。

学校においては、現在も各家庭の事情によりまして、保護者と子ども、また兄弟間で同じ姓を名乗っていない場合がございます。

出席簿や指導要録など、住民登録に基づいた姓を記載しなければならない書類を除きまして、日常の学校生活においては、保護者や子どもが希望する姓を使用できるように対応しているところでございます。

現時点では、制度内容は必ずしも全てが分かっているわけではありませんので、今お答えが難しい面もございますけれども、教育現場の影響ということに関して言えば、これまでどおり、姓の使用については保護者や子どもの意向に沿って柔軟に対応していくことになるものと思われまます。

議長／福野君。

福野議員／メリットもあればお答えくださいということでしたけれども、特になんというふうには私は認識しました。

また、福祉部局のほうということなんですけれども、こちらはやはり厚生労働省に掛け合っていたかしまして、総務省時代に総務部署課が直したということなので、またそういった声を上げていっていただきたいと思います。以上です。

議長／以上で、福野君の質問は終了いたしました。
渡辺竜彦君。

渡辺（竜彦）議員／議場の皆様、こんにちは。

また、この放送を御覧の74万の福井県民の皆様、こんにちは。

自民党福井県議会の渡辺竜彦です。

今日もしっかりと正中線を立てて、丹田に力を入れて気合を込めて一般質問を行っていきたいと思いますので、理事者の皆様、どうかすばらしい回答をよろしくお願いいたします。それではまず福井港丸岡インター連絡道路について質問いたします。

福井港丸岡インターの連絡道路は、福井県北部の坂井市に九頭竜川河口部に位置する福井港を起点とし、北陸自動車道丸岡インターチェンジに到達する延長約20キロの高規格道路です。

この高規格道路は広域交流拠点である福井港及び福井県内最大の工業団地であるテクノポート福井及び国家石油備蓄基地と北陸自動車道丸岡インターチェンジを直結する重要な路線であるだけでなく、将来的には整備が進む中部縦貫自動車道と一体となって中京圏をも結ぶ重要な道路となっています。

嶺北部を東西に結ぶ幹線道路として、また、災害時の緊急物資輸送としての災害対策に大いに力を発揮する道路として、そして自動車の渋滞や交通事故の抑止地域産業や観光産業に寄与するなど、広機関区道路が走る坂井市(?)だけでなく、福井県全体への経済発展の基盤として果たす役割は大きくオイルロードとしても重要な役割を担う道路と強く認識しています。

また、来年度末に部分供用予定の福井市中心部と堺市を結ぶ、県道福井森田丸岡線とも将来的には合流していくことで、嶺北北部地域における東西南北の道路ネットワークが強化されることになり、経済的な発展はもとより物流運送業界の時間外労働の上限規制による労働時間の短縮という問題に対しても大いに役立つものだと考えています。

福井港丸岡インター連絡道路は2つの区間に分かれ工事が行われており、1期区間、坂井市坂井町福島から丸岡町八ツ口間3.6キロメートルは平成26年度に2期区間、坂井市春江町西永田から坂井町福島間2.8キロメートルは令和3年度に事業化されています。

そこで、福井港丸岡インター連絡道路について、これまでの工事内容を含めた進捗状況をお伺いいたします。

また、少しずつ整備状況が見えてくる中で完成までの期待が大きく高まってきているとと

もに、1期区間の事業化から10年以上経過していることから一日も早い開通を望む声も多く聞かれるようになっております。

そこで、この福井港丸岡インター連絡道路に対する県の認識を伺うとともに、今後、よりスピード感をもって全線開通に向け取り組んでいくべきと考えますが、今後の見通しを含め、知事に所見をお伺いいたします。

議長／知事杉本君。

杉本知事／渡辺竜彦議員の一般質問にお答えを申し上げます。

私から、福井港丸岡インター連絡道路に対する県の認識と今後の見通しについてお答えを申し上げます。

今、御指摘もいただきましたが、福井港丸岡インター連絡道路、まさに一つには、オイルロードとおっしゃっていただきましたけれども、災害時の緊急物資輸送道路にもなりますし、また、交通渋滞とかそれから交通事故を押さえていく、そういう道路にもなりますし、産業であつたり、観光にとっても大変重要な道路というふうに認識をいたしております。ちょうど私先週も改めて見させていただいておりますけれども、だんだんできあがってきていて、非常に期待感もありますし、本当に重要な場所にある道路だなということで、最重要プロジェクトだというふうに認識をいたしているところでございます。

今、着工の時期もおっしゃっていただきましたが、現実には、本格的に事業に着手できているのは令和4年度からという状況になっております。

こうした中で、それ以降は毎年県の事業の、道路の事業の中では一番大きいほうの30億円を毎年つぎ込んでやらせていただいておりますし、来年度につきましては、さらにこの強靱化の予算も活用して、35億円程度の予算の投入もさせていただくこととしているところでございます。

令和7年度につきましては、さらに第一区、1期区間、ここの最長の460メートルの橋梁があるんですけれども、ここのところに橋ケタをかけていくということを行ってまいりますし、2期区間にも着手をしてまいります、ここの中でえち鉄を超えていく高架橋、ここのところの道路工事、橋脚の工事にも着手をしていくということでございます。

今後とも引き続き国土強靱化の予算なども活用しながらスピードアップをしてまいります、まずは1期と2期区間、これの開通に向けて最大限努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

議長／土木部長田中君。

田中土木部長／福井港丸岡インター連絡道路におけるこれまでの工事内容と進捗状況についてお答えいたします。

一期区間3.6キロメートルにつきましては、これまで兵庫川をまたぐ高架橋の下部工6基、また1期区間で最大の構造物である460メートルの高架橋の下部工13基のほか、本線と交差する道路のアンダーパス等の工事を進めてまいりました。

来年度は現在工場で制作中の橋桁を高架橋に順次設置をしまいきます。

また、丸岡町八ツ口においても盛土工事を行うなど3.6キロ全線におきまして工事を展開していく予定でございます。

また、2期区間2.8キロにつきましては現在、橋梁設計等を進めるとともに、春江町西長田から用地交渉を順次進めております。

現在までに2期区間全体の約5割の用地買収が完了しているところでございます。

来年度につきましては、引き続き用地買収を進めるとともに春江町西長田において盛り土工事やえちぜん鉄道を越える高架橋の下部工事これを進めてまいります。

引き続き、地元坂井市(?)とも協力をしながら、着実に事業の進捗を図ってまいります。

議長／渡辺竜彦君。

渡辺（竜彦）議員／ありがとうございました。

知事おっしゃるように、だんだん姿が見えてくるといところで、今年1月にいろんな地区にお伺いさせていただいて、新年の御挨拶をさせていただいたときに、非常にお問合せが多かったのがこの福井港丸岡インター連絡道路でした。

やはり部分が見えてくることによって非常に今までとは関心度も高くなってくるということで、いつできるんやろうという感じで言われるんですけど、なかなかこちらとしても、県も我々も一生懸命やっていますということの答えしかできないというところでしたが、今、知事からは、非常に県としても最重要プロジェクトというふうにお考えいただいているということでしたので、ぜひまた、よりスピード感を持って取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは、次に2つ目に入ります。

昨年、令和6年6月に、農政の憲法ともいえる食料・農業・農村基本法が1999年の制定から四半世紀を経て初めて改定されました。

また、改正法に示された政策の方向に即して関連3法も令和6年6月に成立しました。

食料・農業・農村基本法は農政の基本理念や政策の方向性を示すものであり、食料の安定供給の確保、農業の有する多面的機能の発揮、農業の持続的な発展と、その基盤としての農村の振興を4つの柱として掲げ、これをもって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的としています。

この食料・農業・農村基本法が四半世紀ぶりに改定された背景には、世界的な食糧情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや地球環境問題への対応、海外の市場の拡大など、我が国の農業を取り巻く情勢が制定時には想定されなかったレベルで急速に変化したことが挙げられます。

例えば、農業従事者の平均年齢は60歳を超え、新規就農者が少ないといった高齢化と担い手不足の問題やそれに関連し、耕作放棄地や荒廃農地の増加、また、TPPなどの国際的な価格競争が日本の農産物価格を圧迫し、農家の経営を厳しくし、加えて、自然災害の頻発も農業に大きな影響を与えています。

台風や豪雨による被害が頻発し、農作物の収穫や生産に支障を来しているなど、農業を取

り巻く現状は非常に厳しいところがあります。

農林水産省の報告によりますと、これから10年程度の間には農業者の減少が急速に進むことが見込まれています。

そういった中で我が国の農業の生産基盤を維持する観点から農地の引き受け手となる経営体の役割が一層重要となってきます。

狙い手経営体の強化や育成支援、次代の農業を支える多様な農業者への施策の拡充が必要と考えますが、県の所見をお伺いいたします。

また、持続可能な力強い農業を実現するためには次代を引き継ぐ担い手とともに、優良農地の保全が求められます。

そこで持続可能な農業推進していくためには優良な農地の保全が大切であり、そのためには県の様々な支援等を含めた政策が必要不可欠と考えますが、県の所見をお伺いいたします。

議長／農林水産部長稲葉君。

稲葉農林水産部長／2点、お答えいたします。

まず、担い手の経営育成支援や、次代の農業を支える多様な農業者への施策の拡充についてお答えいたします。

担い手の育成支援につきましては、今年度、農業試験場に設置しました、農業経営アクセラレーションセンターが売上げ1億円を超えるリーディングファームの育成に向けまして、経営塾の開催を行っているほか、リーディングファームを目指す経営体以外の経営体も含めまして、中小企業診断士などの専門家による経営力向上のサポートを行っております。来年度からは、新たに新規就農者が希望する地域で、スムーズに就農できるよう、県、市町、JAなどの関係機関、それから地元農家が連携したワンストップ収納窓口を県内全域で整備をしていきたいと考えております。

また、新たな人材育成の拠点としまして、美浜町に第二福井園芸カレッジを整備しまして、嶺南地域における担い手の育成策(?)を進めてまいります。

さらに、労働力不足を補うためには、外国人材の活用も必要でございます。

外国人の雇用に関する知識の習得、環境整備などの費用を支援することで農業者が安心して経営できる体制の確保を後押ししていきたいと考えております。

続きまして、優良な農地の保全に向けた支援策についてお答えいたします。

県では、これまで農地パトロールを行う市町の農業委員会への活動支援、条件フリー農地におけるアグリサポーターを活用した営農の支援などによりまして、優良な農地の確保や利用に努めてまいりました。

また、担い手が不足している集落につきましては、農地中間管理機構を通じました地区外の法人へのマッチングによりまして、遊休農地の発生を防止してきたところです。

その結果、直近令和5年の経営耕地面積に占めます遊休農地の割合は全国平均は2.4%でございますが、本県は0.9%となっております、全国7位の低率でございます。

今後はこうした取組に加えまして、市町や地元集落と連携しまして、管理にかかる負担が

少ない景観作物、ヒマワリとかコスモスなどでございますが、こういったものの栽培とか、牛の放牧など、即応的農業の導入についても検討してまいりたいと考えております。あわせまして、農業を支える重要な基盤であります土地改良施設の長寿命化や更新などについても、計画的に進めまして、優良農地の保全を図っていきたいと思っております。

議長／渡辺竜彦君。

渡辺（竜彦）議員／ありがとうございました。

実は、今月の2月11日に栄町の会長の生産者の方とお話をさせていただく機会がありまして、1時間ほどの時間だったんですが、30分ほどは県政のことを話してほしいと。

残りはいろんな意見交換ということでいろんな御意見をいただきました。

そんな中で、やはり今日質問させていただいたようなことが非常に皆さん心配であるということで特に担い手のことであるとか、あと農地保全のということで、特に担い手のことであるとか、あと農地保全のことが非常に気がかりだというふうにおっしゃっていました。その点に関しましては、今、部長からの御答弁の中でいろいろな政策というのは考えていただいていると思っていますので、また非常に現場は大変なんだということをよくよく御理解いただく中で、寄り添った政策と寄り添った支援をぜひお願いしたいというふうに思います。

それでは、3点目に移ります。

近年、河川や海岸に漂着するごみの問題は世界中で深刻な環境問題となっています。

日本各地でも河川や海岸でのごみの漂着が増加しており、特に大規模な洪水や台風の後には多くのごみが漂着することが報告されています。

本県も嶺北の5つの市町、あわら市から南越前町の海岸延長が約112キロ、嶺南の6つの市町、敦賀市から高浜町の海岸延長が約303キロであり、総延長約415キロとなっていて、越前がにや若狭ふぐをはじめとする豊かな海産物に恵まれ、海岸は漁港として重要な役割を有するほか、観光、海水浴、魚釣りなどのレジャーの場として多くの利用客が県内外から訪れています。

しかしながら、冬期の季節風や海流の影響、河川を通じて流れつく生活ごみやプラスチックごみをはじめとする様々なごみが河口に流れつき、堆積ごみとなるほか、堆積せずに海へと流れ出た漂流物はほかの漂着物と混在して海岸に漂着し、漂着ごみとなっています。これらに対してそれぞれの自治体やボランティアなどが定期的な清掃活動を行っていますが、根本的な解決には至っていません。

こういった海岸や河川の漂着ごみは県内海岸線などの観光地の景観に悪影響を及ぼすと同時に、漁業などにも大きな影響を与えると聞きます。

そこで伺います。

まず、河川を通じて流れ出るごみを減らすためには、県と市町が連携し、生活ごみの発生抑制や町なかの清掃活動が継続的に必要と考えますが、県内での取組状況や今後の方針をお伺いいたします。

また、河川ごみは河川維持管理にも悪影響を及ぼすことも考えられますし、海岸に流れ着

く前に河川に堆積したごみを定期的に取り除くことも重要だと思います。

海に流れて出るごみを減らす、また河川管理施設への支障を防ぐためにも県管理河川に堆積したごみについて流域の様々な関係者と連携し、ごみの回収や処分を円滑に実施する体制が必要と考えますが、県の所見をお伺いいたします。

本県の海岸は漁港として重要な役割を有するほか、多くの利用客観光客が県内外から訪れています。

しかしながら、先に述べましたように河川を通じ流れつくごみや漂着ごみが海岸の岩場や傾斜地に散乱し、この状況は海岸の景観を損ねるだけではなく、地元住民の方やボランティア活動で対応できる範疇を超えています。

そこで、海岸の岩場や傾斜地などの改修、困難箇所での漂着ごみについても、迅速かつ効率的に回収処分ができるよう、県が主体となり、処理体制の構築、関係機関との連絡調整をすべきと考えますが、県の所見をお伺いいたします。

議長／エネルギー環境部長獅子原君。

獅子原エネルギー環境部長／私からは2点、お答えをいたします。

まず、生活ごみの発生抑制や、清掃活動の取組状況と今後の方針についてお答えいたします。

生活ごみを含めた一般廃棄物の減量を図るためには一般廃棄物を所管する市町と一体となって取り組む必要があります。

このため県では、平成28年度から毎年ごみ減量化推進会議を開催し、各市町の取組や目標を共有しているところでございます。

さらに、今年度からは新たにごみ減量チャレンジと称し、水切り、食べきり、使い切りの3切り運動を実施しようというキャンペーンを実施しておりまして、テレビCM、新聞、ネット広告など多様な媒体を通じ、手軽にできる手法を県民に発信しています。

また、まち中を初め、河川敷や海岸を含めた県内全域での清掃活動、クリーンアップふくい大作戦を平成4年度から市町とともにっており、今年度は30か所での実施を予定しております。

生活ごみの減量やまち中の美化には何よりも県民一人一人の意識が重要であり、今後も市町と連携しながらこうした取組を継続してまいります。

次に、回収困難な箇所の漂着ごみに対する処理体制の構築についてお答えします。

海岸漂着物の回収、処分については、海岸漂着物処理推進法により、港湾や漁港、市町といった海岸管理者が実施することとなっており、地形の実情に応じ民間事業者への委託、住民やボランティアによる回収など適切な方法を採用しております。

特に、岩場や傾斜地等の回収困難な場所につきましては安全に配慮をしつつ、船や重機を用いる民間業者に委託することで効率的に回収を行っており、その費用につきましても国庫補助の対象となっております。

こうした具体的な事例は他の海岸管理者にとっても参考になることから、県では令和4年度から全ての海岸管理者が参加する海岸漂着物対策連絡会議を開催し、様々な情報を共有

しております。

今後も連携を密にしながら適切な回収を図ってまいります。

議長／土木部長田中君。

田中土木部長／県管理河川に堆積したごみの回収や処分を関係者と連携し実施する体制についてお答えをいたします。

県管理河川に堆積したごみの回収については、土木事務所において夏場に行う堤防の草刈りに合わせて回収を行うとともに、定期パトロールや地元等からの連絡に基づき、不法投棄された大型のごみなどを回収しているところでございます。

また、草刈りやごみ回収の経費を県が負担制度により、地域の皆様にもご協力をいただいております。今年度は約260の自治会や団体に活動いただいているところでございます。引き続きこうした取組により河川内のごみの回収に努めてまいります。

議長／渡辺竜彦君。

渡辺（竜彦）議員／ありがとうございました。

非常になかなか、当然、一朝一夕にいかない大変な問題だと思っております。

しかしながら、今エネルギー環境部と土木部のほうから御答弁をいただきましたけど、いろんな部が横串を刺していただいて、また市町ときちんとした連携を取っていただく中で、少しずつ少しずつ対処していただきながら、本当に難しいんですけどね、ごみを減らしていく、あるいはごみ処理を速やかにやっていくという形での対応をぜひまた協力してお願いしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最後に4点目を質問いたします。

礪波川は福井県の中でも非常に重要な河川の一つであり、坂井市から福井市まで流れる九頭竜川水系の一級河川となっています。

この川は地域の農業や灌漑において重要な役割を果たしているだけではなく、自然環境や生態系の保護にも貢献しています。

沿岸には豊かな植生が広がっていて、様々な動植物が生息しています。

また、礪波川は地域住民にとっても親しみ深い場所であり、川沿いには散歩道やレクリエーション施設も整備されています。

地域の人々が自然と触れ合う場所として四季折々の風景を楽しむことができます。

このように地域にとってなくてはならない河川であり、いろいろな大地の恵みを提供してくれる礪波川ですが、近年のゲリラ豪雨などで毎年のように河川が氾濫し、周辺地域や田んぼへの浸水があり、特に田んぼはそのことによりダイズやソバの収穫に悪影響を及ぼしていると聞きます。

そこで、現在の礪波川、ハピラインふくい、春江駅から上流のこのような状況について、県はどのように認識し、今後、越水や浸水についていったことにどのように取り組んでいくのか、所見をお伺いいたします。

また、国の緊急浚渫推進事業が5年間延長になりました。

これらを受け、水害の未然防止のため磯部川をはじめ県管理河川の浚渫を計画的かつ積極的に行っていく必要があると思いますが県の所見をお伺いいたします。

議長／土木部長田中君。

田中土木部長／2点お答えします。

まず、磯部川の現状認識と、今後どのように取り組むかについてお答えをいたします。

磯部川では、浸水被害がこれまで度々発生しておりまして、県としてもこれまで河道拡幅など、治水対策を進めてまいりました。

現在は河川整備計画に位置づけられた約650メートルの区間の整備を進めておりまして、平成30年までにハピラインふくい線の橋梁掛け替えを含む約120メートルの改修が完了しております。

また、沿線住民の安全確保のため、水系やカメラの設置など、高低を活用した貯留施設の整備など、流域治水の取組も進めているところでございます。

御指摘の、残るこの530メートルの区間でございますが***また、県道と河川が隣接しているといった非常に厳しい条件下となっております。

なかなか河川改修が難しい条件ではあるんですけれども、来年度は、まずこの条件下でどんな河川改修が可能かということを、専門家の意見も聞きながら坂井市とともに技術的な検討をしっかりと進めまして早期の河川改修に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、国の緊急浚渫推進事業債が延長になったことを受けて、県管理河川の浚渫についてお答えをいたします。

河川の浚渫や伐木につきましては、令和2年度から今年度までを期限として創設されております緊急浚渫推進事業を活用しまして、この5年間で計47億円の予算を投入し、集中的に進めてまいりました。

これまでに114の河川で浚渫、伐木を実施してきており、沿線では浸水被害が減り、住民の皆様からは、安心感が高まったという声を多くいただいているところでございます。

このたび緊急浚渫推進事業の令和11年度まで5年間の延長が国から示されたところであります。

引き続き、堆積土砂や樹木が支障となって治水に支障になるになる場所を中心に計画的に取り組むとともに、状況に応じて臨機に対応することによりまして、県内各河川の浸水被害防止に努めていきたいと考えております。

議長／渡辺竜彦君。

渡辺（竜彦）議員／ありがとうございました。

実は一昨年、ちょうど協議会（？）になった頃の7月だったと思っておりますが、朝5時半ぐらいに携帯に電話が入りまして、非常に河川が氾濫しているぞ、現場に見に来いということで意見を寄せていただいて、ただ、そこで何ができるわけでもないの、その現状

を把握した上で土木事務所等にお伝えしておきました。

今、部長のほうからは、新年度にかけて、本当におっしゃるように現状なかなか一朝一夕に行かない場所なんですけど、その中でも、まずできることから何らかぜひ取り組んでいただいて、住民の方が安心・安全につながるまちづくりにしていただきたいと思います。それでは、私の一般質問をこれで終わります。

議長／以上で、渡辺竜彦君の質問は終了いたしました。
酒井君。

酒井議員／自民党福井県議会の酒井秀和です。

本日、最後の質問者となります。

明日につながるよう一気に読み上げますので、理事者の皆様には未来につながる御答弁をよろしくお願いします。

その前に、今回、補助資料を準備したんですけれども、皆さんと違って圧倒的な醜さと、あと手作りの和やかさで用意しておりますので、ぜひ拡大・縮小しながら見ていただければと思います。

よろしくお願いします。

それでは、早速１点目の持続可能な開発目標、いわゆるSDGsの取組についてお伺いします。

SDGsは2015年9月、国連サミットにおいて全会一致で採択され、誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17のゴールと169の具体的目標及び232の指標が決められました。

前身のミレニアム開発目標は発展途上国の開発目標として8つの目標を設定し、一定の成果を達成したとした一方で、未達成の項目も残されたとのことであります。

さて、このSDGs、福井県では次世代ファーストを合言葉に、2040年に福井県が目指す姿を描き、福井県長期ビジョンにも連動させて進めていただいているところです。

しかしながら、資料１に示したとおり、国際連合広報センターのSDGs報告2024と2023特別版を見ますと、世界的には17項目の幾つかに改善傾向が見られるものの、先日のパリ協定の温室効果ガス排出量の未報告が９割などの報道を見ますと、全体では目標達成が困難な状況であると認識せざるを得ない状況です。

また、我が国においても人口減少、少子高齢化の影響により、働き手、担い手不足などの課題が深刻化しており、福井県の人口においては、このまま進めば2050年に57万人と現在より20万人減少すると予測されているところです。

そこで、これまでのSDGsに対する実績と評価をどのように捉え、福井県においてこのSDGsを今後どのように進めていくことが望ましいとお考えでしょうか。

杉本知事の見解をお伺いいたします。

次に、国際連合広報センターのSDGs報告2024は資料のとおりですが、福井県ではこれまでも様々な施策を通して課題解決と目標達成に向けて取り組まれており、令和7年当初予算にもその施策をしっかりと盛り込んでいただいていると承知をしております。

一例ですが、令和5年度から実施されている行政のSDGsディレクターと地域おこし協力隊のSDGsコーディネーターがSDGsパートナー企業である企業と団体をつなぐ活動をされていることなどは、福井県の地方創生の活力につながると評価をさせていただいているところです。

そこで、国際的にSDGsの目標年限とされている2030年まで、福井県としてSDGs17項目の中から、特に優先順位の高い3つの取組に対して、具体的施策とともに今後の展望をどのようにお考えでしょうか、担当部長のお考えをお伺いいたします。

次に、資料1の10、人や国の不平等をなくそうについてお伺いします。

国は令和5年12月26日に第5次男女共同参画基本計画の一部変更を閣議決定いたしました。この男女共同参画については、1975年の国際婦人年や1985年の男女雇用機会均等法の制定を節目に1999年男女共同参画社会基本法が施行され、本格的な取組が始まったものと認識をしております。

女性の地位向上がうたわれてから50年、基本法施行から25年が経過し、国が閣議決定した第5次男女共同参画基本計画では、企業における女性登用の加速化、テレワークについて成果目標の変更を行っております。

この男女共同参画計画、福井県では第4次計画からふくい“しあわせ実感”パートナープランに名称を変え、令和4年度から令和8年度までの期間で運用されているところです。そこで、福井県が平成14年に策定した福井県男女共同参画計画からこれまでの取組の成果をどのように捉え、今後どのように醸成していくのでしょうか、担当部長にお伺いします。私はこれからの時代、身体の特徴に違いはあるものの、性別などに関係なく個々を一人の人として考える社会、自己の能力や地位を伸ばしたい方がその力を発揮できる世の中を創造することが大切ではないかと考えております。

特に、幸福度ナンバーワンの福井県においては、現状でも女性が十二分に活躍されており、既にその基盤が出来上がっているのではないかと、今以上を求めることは当事者に対して時に負担やストレスにつながってしまうのではないかと懸念もしております。

そこで、県内各地で女性活躍推進の講演を行っていただいている鷺津副知事が描く男女共同参画の未来像について、鷺津副知事の見解をお伺いします。

我が国のSDGsを考えた場合、やはり人に関する課題が最重要であると考えております。資料1の8、働きがいも経済成長にも示しておりますが、世界では若者の4人に1人が就学、就労していないという現状でもあります。

こういった世界の事例を踏まえて考えますと、福井県の2050年、超高齢社会の負担が現在よりは軽減されるものの、人口減少による税収減少が次代を担う子どもたちにとって安心・安全に暮らすための大きな課題になってくると想像できます。

これは私の思いですが、次代の将来負担を鑑み、全ての生産年齢人口世代が次の福井県をつくるために自分たちが頑張っている姿、楽しんでいる姿、その背中を子どもたちに見せること、そのようにしてみんながやりがいを持って働き、今以上に住民協力型の世の中を創造することによって、この超高齢社会を乗り切っていくことが重要だと考えております。ありがとうございます。

そこで、県においても働き方改革や働きがいのある職場環境づくりを推進しておりますが、

自分たちが住む福井県で働くことの幸せ実感、生き生きと働くことができる環境を今後どのように整えていくのでしょうか、担当部長にお伺いします。

第三セクターの在り方についてお伺いします。

第三セクター等の課題といえば、コスト意識や経営判断のスピードが鈍くなることによる経営の非効率性、赤字補填が自治体の負担になることが多いことによる財政負担の増大、柔軟な経営や新規事業の展開が困難なことにより民間活力を生かしにくい、行政と民間のどちらが責任を持つのか曖昧になる、責任の所在の不明確、採算が取れなくても事業が継続され、経営の合理化が進みにくいなどの課題があると、私が利用するC h a t G P T先生が話されており、その解決先と方向性を民間主導の経営強化、自治体の関与を見直す、経営透明性の向上と示しております。

私個人は、この第三セクター等に関して、それぞれに様々な性質があり、一緒に物事を判断できないとは理解しておりますが、可能であるならば黒字化を目指し、いずれは独立、または民間に譲渡するなどして行政負担を減らしていくことがこれからの時代に必要であると考えております。

そこで、第三セクター等、いわゆる公民共同事業に対する県の財政支援の在り方について、現状課題から将来の展望をどのように捉えているのでしょうか、担当部長にお伺いします。次に、第三セクター等といえば、地方の鉄道、バス、観光施設、上下水道事業などのインフラ事業で多く見られます。

福井県では、北陸新幹線とともに開業したハピラインふくいもそれに該当します。

ハピラインふくいの課題についても、C h a t G P Tによると、利用者数の確保、運賃収入の確保と経営の安定化、人材確保と運営体制の強化、設備投資と老朽化対策、他公共交通との競争などが挙げられ、その対策として、観光需要の取り込み、通勤・通学客の利便性向上、行政との連携強化、新技術の導入であり、ハピラインふくいの成功には、地域の公共交通としての役割を明確にし、地元住民にとって必要不可欠な路線になることが重要であるとのことでした。

そこで、ハピラインふくいの課題に挙げられた運賃収入の確保と経営の安定化を目指すための収益性の確保及び通勤・通学など乗客の利便性向上を目指すために今後どのような対応をお考えでしょうか、担当部長にお伺いします。

次に、地域おこし協力隊についてお伺いします。

これについては、昨年9月定例会の総務教育常任委員会でお話をさせていただいたのですが、全国各地で活躍されている地域おこし協力隊、令和5年度は全国で7200名の方が活躍されており、福井県では58名の方がおられたとのことでした。

地域おこし協力隊員が一番多いのは北海道の1084人、単純計算ですが、福井県以外で7142名の方が全国各地で活躍されていることになります。

また、地域プロジェクトマネージャーは、令和5年度、全国で91名が活躍され、福井県は福井市の1名ということですが、これについては県外で活躍されている人材を地域課題解決及び地域活性化のために、県ではなく、17の市町にぜひとも有効活用していただきたいと思っております。

福井県では地域おこし協力隊について数々の施策を行っていただいております、昨年末にも採

用の実績はありますが、県外と比較するとまだまだ少ないと思っております。

もっと多くの方に福井県を知って興味を持っていただき、福井県内で活動したいと想像させる、そして、実際に協力隊員として企画、行動していただくことで地域の活性化や交流人口のさらなる拡大につながると思っております。

そこで、地域おこし協力隊の現状と、今後より多くの方に参画していただくためにどのように推進していくのでしょうか、担当部長にお伺いします。

地域おこし協力隊の対象条件は、三大都市圏やその他都市、政令指定都市に居住しており、任務先が決まった際には住民票が移動できることが条件となっております。

そういった意味では、福井県から都市部の大学に入学したとしても、入学時、住民票を都市圏に移し、卒業後、福井県に戻ってくる際、住民票を戻すことでこの制度を活用できます。

ふるさと教育を学び魅力に魅力を案じている若者が魅力ある職業としてこの制度を選択してもらえるのではないかと、また、地元という特性から、将来的に県内で起業、または就職してくれることも期待できるのではないかと考えております。

そこで、現在、福井県の定住率は全国平均を若干下回っている状態でもありますが、地域おこし協力隊として迎え入れた人材を福井県の財産、人材とするために今後どのような対策を進めていこうとお考えでしょうか、担当部長にお伺いします。

最後にその他ですが、私は地域包括ケアシステムの中で一番重要なことは、先輩方に極力、医療・介護に頼らず、自宅でいつまでも元気に暮らしていただくための取組を進めることだと考えております。

その一環として、私も地元自治会で健康麻雀に親しんでいただこうと、現在、取組を進めているところです。

先日、永平寺町内の公民館が連携して、3月9日に永平寺町で第1回永平寺町健康麻雀大会が開催されるとのチラシを見ました。

永平寺町内の健康麻雀は現在、たしか町内9つの自治会で定期的に開催され、このたび町の大会を開催するまでに成長したということで、大変嬉しく思っております。

健康麻雀は県内の各自治会でも行われており、出かける、指先を使う、頭を使う、人と触れ合うなどの効果として、認知症予防、身体機能の維持、人との交流促進、判断力向上、生活習慣の改善等につながると期待をされております。

私は、高齢化が進む中において、一人一人の先輩方がそれぞれの我が家で健康に暮らしながら、極力医療に頼ることなく笑顔で楽しく生活していただくために、こういった活動はその範囲を広げていくべきだと考えております。

そこで、高齢者の生きがいづくりや健康寿命延伸のために目標を持って健康問題に親しんでいただけるよう既に実施されている健康長寿祭に追加して、例えばシニア応援文化祭や県民スポーツ祭なども活用していただきながら、県レベルの麻雀大会の開催を増やすことを検討していただきたいと思いますと考えますが、担当部長の所見をお伺いします。

以上、明快な御答弁をよろしくお願い致します。

議長／知事杉本君。

杉本知事／酒井議員の一般質問にお答えを申し上げます。

私から、SDG s の実績と今後の方針についてお答えを申し上げます。

福井県の長期ビジョンの基本理念といたしましては、安心の福井を未来につなぎという言葉がございます。

福井県の豊かな自然であつたりとか、また、安定した産業の基盤であつたりとか地域のつながり、こういったものを、将来にわたって幸福度日本一の福井をつないでいく、そのためにはやはりこのSDG s の考え方、これは非常に重要である、県政にも生かしていけない、こういうふうに考えているところでございます。

そういうこともありまして、令和2年度にはSDG s パートナースhip会議というものを創設もさせていただきましたし、集中啓発月間には様々なイベントも実施をさせていただいております、これがどんどん広がっているというような状況になっております。

パートナーの機関も当初は310程度でございましたが、4 倍の1246機関にまでに膨らんでおりますし、また、資源循環をテーマとしたような衣食住のセミナー、こういったことなんかも、県が関与するのではなくて、民間の皆さんで、県民とか企業の皆さんでそういったことの活動も進んでいるというような状況でございます。

例えばまたSDG s の未来都市に選定されるとか、ここ、私もいつもつけていますけどもジュナナのバッジ、こういったものをつくったりとか、また、県の中でもSDG s ディレクターとかコーディネーターとかいうのもよく、いろんなところで活躍をして、いろんな調整役に汗をかいいたりとかいうふうにもしているところでございます。

こうしたSDG s の活動をさらに発展、拡大していく、このためには何といても、例えば資源の循環型の商品を購入したりとか、また、そういったもの資源を配慮するような形の商品を開発するとか、県とか行政だけではなくて、県民であるとか企業の皆さんが主体的にこういった活動に参加できるような、そういう体制になっていかないといけないと思っておりますので、そのジョイントの部分をしっかり汗をかい、県のほうも役割を果たしてまいりたいと考えているところでございます。

そのほかにつきましては担当より御答弁を申し上げます。

議長／副知事鷺頭君。

鷺頭副知事／私からは、男女共同参画の未来像についてお答えを申し上げます。

女性活躍に関する講演でありますとか意見交換の機会を、大変ありがたいことに多くいただく中で、私がお伝えしておりますのは、この女性活躍というのはもっと頑張れということではなくて、もっと楽しくということなんですと。

この楽しくというのは、何も楽なことだけするとか楽しいと分かっていることだけするというよりは、今やっていること、やらなければいけないことをどう無理なく楽しみながらやることができるかということでございまして、そのためにどうすべきかというのを、女性だけではなくて、職場、また家庭、そして地域を巻き込んで考えて、そして取り組んでいくということが必要であるということを申し上げているわけでございます。

議員御指摘のとおり性別にとらわれず、一人一人が能力や意欲に応じてチャレンジをして、そして活躍ができる社会の実現というのが大事であるということは私も同じ思いでございます。

しかしながら、現状におきましては、例えば女性はこうあるべきだとか、例えば管理職とはこういうものだとか、そういったいろんなものについて、こういった無意識のイメージというものが男性にもありますし女性にもあって、そういうことが前提条件になって、例えば女性のチャレンジのしづらさでありますとか、あるいは孤軍奮闘していかなければいけないつらさといったものもあるということを、これは意見交換の機会などを通じて私も聞いているところでございます。

いわゆるこういった無意識の思い込みみたいなものを変えていくということには非常に時間がかかると思っておりますけれども、まず気づくということでは何かコミュニケーションのきっかけになる、そして、話し合うことができればいろんな変革にもつなげることができるといふふうに思っております、それぞれ職場、家庭、そして地域の中でこうしたコミュニケーションが活性化して、そして誰もが生き生きと活躍できる、そういった社会につながっていくように、今後とも私も尽力してまいりたいというふうに思っております。

議長／総務部長服部君。

服部総務部長／私からは、第三セクター等に対する県の財政支援の在り方についてお答えを申し上げます。

第三セクターは、公と民が出資することで公益目的の実現に向けて民間のノウハウを活用することを可能とする手法でございます。

本県でも様々な分野においてこの方式を活用しております。

第三セクターへの財政支援は、例えばハピラインふくいに対する赤字の補填などが該当いたしますが、このような事業におきましては、少しでも赤字を縮減できるよう当該団体の経緯を適宜、適切な指導を実施していくことが重要だと認識しております。

また、出資につきましては団体ごとに異なった公益目的があるため一律には申し上げにくいのですが、個別な出資目的、法人が実施する事業の必要性を検証しまして、その継続の妥当性を判断していくべきものと考えております。

なお、随時出資等の見直しは実施しております。

県が4分の1以上出資している法人で申し上げますと、約10年前の平成24年と比較いたしますと、民営***開催などにより7つの法人が減っている状況となっております。

議長／未来創造部長武部君。

武部未来創造部長／私からは3点、お答えいたします。

まず、SDGsの重点項目についてお伝えいたします。

本県では、福井の未来を担う次世代の育成を取組の中心に位置づけまして、SDGs未来都市、これは令和3年5月に選定をされたところでございます。

この観点から、優先順位の高い取組といたしましては、質の高い教育、ジェンダー平等、働きがい、経済成長の3つの分野が挙げられるかと思えます。

1つ目の教育分野におきましては、自分の将来や生き方を考える機会を提供するライフデザイン教育の推進でありますとか、県立大学地域政策学部の開設など地域への愛着の醸成とか学びの場の確保を図っているところでございます。

2つ目のジェンダー分野におきましては、固定的な性別、役割分担意識への気づきと相互理解の促進を図っていくなど、一人一人が輝ける共生社会を実現しているところでございます。

3つ目の働きがい、経済分野におきましては、多様な働き方の拡大でありますとか高付加価値企業の誘致促進などによりまして、家庭と仕事のバランスを大切にできる職場環境づくり、それから、新たな挑戦の機会を広げる仕事づくりを促進しているところでございます。

続きまして、福井県男女共同参画計画のこれまでの取組の成果、それから今後の醸成についてお答えをいたします。

本計画は、男女が共に活躍できるよう女性の就業率が高いことや女性管理職の割合が低いことなど本県の特徴を踏まえ、第1次計画では男女平等、第2次計画では女性の能力の活用、そして第3次計画では女性活躍、そして第4次計画、現行計画でございますが、頑張れから楽しもうへということで、社会情勢の変化に即して基本理念を掲げ、取組を進めているところでございます。

これまでの継続的な取組によりまして、女性活躍を進めるふくい女性活躍推進企業の登録数でございますが、平成27年にスタートをして、現在730社を数えます。

また、男性の育児休業取得率は平成16年から統計を取りまして、当時は0.4%であったものが今日は31.4%ということで大きく上昇をしてございまして、大きな成果が出ているということでございますが、その一方で、女性管理職割合が低いこととありますとか女性のゆとり時間が少ないなどの課題も残っているわけでございます。

女性が活躍できる社会の実現は、誰もが働きやすく、暮らしやすい社会につながると考えております。

引き続きこれらの課題解決に取り組むとともに、安心の居場所と活躍の舞台をつくり、女性も男性も自分らしくチャレンジできる福井を目指してまいります。

3つ目でございますが、ハピラインふくいの収益確保と利便性向上のための対応についてお答えを申し上げます。

ハピラインふくいは、開業からこれまでの間、目標である1日2万人を上回る利用がございまして、今年度につきましては、当初想定をしておりました7億円の赤字額からは減少する見込みでございます。

ただ、物価でありますとか人件費の高騰などの影響もございまして、今後も厳しい経営状況にあると考えております。

そこで、3月のダイヤ改正におきましては、福井・敦賀間を大幅に増便し、J Rの特急や新快速等の接続を改善することによりまして乗り継ぎ利用者を増やし、運輸収入の増加を目指してまいります。

また、混雑時間帯の車両増結でありますとか福井駅での乗り継ぎをなくし直通化する、こういったことをやることによりまして、通勤、通学利用者の利便性向上も図っていく予定でございます。

そのほかにも、駅の空きスペースの貸付けによる不動産収入でありますとか駅や車内の広告料収入、それからグッズ販売など関連事業収入の確保にも取り組みまして、公共交通として県民の皆様が求める輸送サービスの提供と利益の改善の両立を図っていきたいと考えております。

議長／交流文化部長西川君。

西川交流文化部長／私からは、地域おこし協力隊につきまして2点、お答え申し上げます。まず、地域おこし協力隊の現状と今後より多くの参画を推進するための取組について申し上げます。

現在、県、市町、合わせまして63名の地域おこし協力隊が活動しております。

県では、新幹線開業を機に県内を盛り上げていくために、県政の諸課題、外からの目線で一緒に解決していく人材が必要と考えまして、昨年度から採用を20名と大幅に拡大しております。県庁の採用数では全国トップクラスとなっております。

隊員に対しましては、採用前から任期後の活動まで幅広く支援体制を行う地域おこしマネージャーの配置ですとか、3年間の任期後の県内に定着した方に支援金を支給するなどサポート体制を設け、広く隊員を募っております。

協力隊の知識、経験、人脈は関係人口拡大、地域の発展に重要と考えてございまして、次の長期ビジョンの実行プランにおきましては、63名から令和11年度までに100名程度に拡大する方針であります。

支援の拡充とPRを行い、隊員の受入れを進めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、地域おこし協力隊として迎えた人材を福井県の財産、人材とするための対策についてお答えを申し上げます。

本県の地域おこし協力隊の定着率は、令和5年3月末時点で63.6%と、全国、全都道府県で19位、全国中位でございまして、さらに定着を増やすためには、応募段階での理解、あるいは任期中のサポート、その後の起業、就職支援が重要と考えてございます。

県では、県や市町の枠を超えて、隊員の悩み相談ですとかアドバイス等、幅広い業務を担う地域おこしマネージャーを採用しております。今年度はその採用時のミスマッチを減らすこと、あるいは短期間のお試し地域おこし協力隊やインターン事業にも取り組んでございます。

来年度予算では、この地域おこしマネージャーを1名増員いたしまして伴走支援をさらに手厚く行ってまいります。

隊員として福井に来られた方が一人でも多く定着しまして、地域の貴重な人材、貴重な財産となっていくよう今後も支援していきたいと考えてございます。

議長／健康福祉部長池上君。

池上健康福祉部長／県レベルの健康麻雀大会の開催を増やすことについてお答えをいたします。

県レベルの健康麻雀大会といたしましては、福井健康長寿祭の中で、一つの種目としていきいき麻雀、健康麻雀大会を実施しています。

今年度は10市町68名の方が参加しております。

また、ねんりんピックや国民文化祭においても実施され、全国大会に出場される方もいる状況でございます。

ただし、一方でまだ参加者のいない市町もあることから、まずは来年度予定しているシニア応援文化祭での体験会やeスポーツとしての麻雀の活用などによりまして健康麻雀の裾野を広げていくこと、こうしたことを優先したいと考えております。

議長／産業労働部長大塚君。

大塚産業労働部長／お尋ねのありましたしあわせ実感、生き生きとして働く環境の整備につきましては大変重要な事柄であると認識をいたしてございまして、今回の長期ビジョン実行プランにおいても、次世代ファースト戦略の中で、働きがいがある働きやすい魅力ある職場づくりを柱の一つとして位置づけているところでございます。

今後の具体的な取組といたしましては、経営者の意識改革等によります女性活躍の推進や企業支援等による新産業の創出、賃金が高い高付加価値産業の誘致などによりまして挑戦と成長を後押しする仕事の創出を促進してまいります。

また、時短勤務などの多様な働き方の拡大やウェルビーイング経営推進によります働きがいの向上、非正規社員の正社員化の促進、生産性向上等によります継続的な賃上げの実現などによりまして職場環境を整えていきたいというふうに考えております。

議長／酒井君。

酒井議員／終わります。

議長／以上で、酒井君の質問は終了いたしました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

明27日は、午前10時より会議を開くこととし、議事日程は当日お知らせいたしますので、御了承願います。

本日は、以上で散会いたします。